

# 現代企業会計としての減損会計の特徴

# 現代企業会計としての減損会計の特徴

## 目次

序章	1
第1章 わが国における減損会計の特徴	
1 減損会計導入の背景と経緯	7
2 減損会計「意見書」における基本的な考え方と論理	13
3 「減損会計基準」の会計処理	19
4 小括	28
第2章 減損会計基準の国際比較—日本基準、アメリカ基準、国際基準—	
1 会計基準導入の背景	35
2 会計基準における減損会計処理	37
3 減損損失計上後の取扱い	46
4 減損会計基準の理論	48
5 減損会計がもたらした会計機能の変容	51
6 小括	54
第3章 減損会計と法人税法	
1 固定資産の減損に係る会計基準と法人税法の差異	61
2 土地の減損に係る会計基準と法人税法の差異	70
3 資産の評価方法	74
4 小括	75
第4章 資産のグルーピングと裁量的会計行動	
1 減損損失計上の現状	79
2 資産グルーピング	80
3 資産のグルーピングの手順	82

4	資産のグルーピングによる差異	83
5	資産のグルーピングの方法の事例	85
6	資産のグルーピングの単位と予算管理の単位との一致	89
7	小括	91

#### 第5章 現代企業会計としての減損会計の特徴

1	減損の兆候テストの重要性	95
2	投資意思決定のための報告会計としての減損会計	100
3	減損会計の機能	106
4	減損会計の本質	109
5	小括	112

終章		117
----	--	-----

参考文献		123
------	--	-----

## 序章

周知のように、減損会計は、減損の対象となる「資産のグルーピングと減損の兆候テスト」の入り口の過程と、次にこれを基に使用価値に代表されるキャッシュ・フローの現在価値計算が行われる「減損損失の認識・測定」の過程、そして最後の「減損損失の開示」の過程の3つに分けることができる。

先行研究の多くが「減損損失の認識・測定」過程の研究（参考文献の斎藤（静）（2010）、米山（2003、2006）、石川（2001）など）であり、実証研究（同じく、岡崎（2011、2014）、大日方（2012）、須田（2001）、吉田（2008）など）もここに集中している。しかし、本論文は、減損会計の処理手順の入り口に当たる「資産のグルーピングと減損の兆候テスト」に着目して、その重要性をいわゆる利益平準化やビッグ・バス効果あるいは経営者の裁量性の介入という視点からの考察を含めて検討している。

わが国では1990年代後半以降、企業を取り巻く経済環境の変化や国際化への適用が求められ、経営環境が激変してきた。これを背景として、2000年3月期から一連の会計制度の改革が始まり、その影響の大きさから「会計ビック・バン」と呼称されている。その内容は、連結決算中心主義への移行、税効果会計の導入、キャッシュ・フロー計算書の導入、研究開発費の発生時一括費用処理の導入であり、また2001年3月期には年金債務のオンバランスを規定する退職給付会計、金融商品の時価会計の導入等がなされた。

このような会計制度激変の潮流の中、「会計ビック・バン」の一翼を担うものとして、企業会計審議会によって2002年8月に固定資産の減損会計を規定した「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、「意見書」という。）および「固定資産の減損に係る会計基準」（以下、「減損会計基準」という。）が公表されるに至っている。

この減損会計に関する会計基準等の公表の背景には、わが国のバブル崩壊という経済的变化と会計基準の国際的調和化がある。バブル崩壊後、不動産をはじめとする固定資産の収益性や価額が長期にわたり著しく下落し、回復する目途が立たない状況に陥っていた。これにより、企業の固定資産の帳簿価額が含み損を抱えたまま、財務諸表上その価値を過大に表示することとなり、将来に損失を繰り延べているのではないかとの疑念が拡がり、それがディスクロージャー制度への国内外の社会的信頼を損ねかねない状況であった。

他方、国際的には、アメリカ合衆国（以下、「アメリカ」という）では、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）が、会計基準として世界に先駆けて1995年3月に財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards: SFAS）第121号「長期性資産の減損及び処分予定資産の会計処理」を整備し、2001年6月にSFAS第121号を改訂して、その後SFAS第144号「長期性資産の減損または処分の会計処理」を公表した。また、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）の前身であった国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：IASC）は、1998年に国際会計基準（International Accounting Standards：IAS）第36号「資産の減損」（2004年最終改訂）を公表した。これらの国際的な基準制定を受けて、わが国の「意見書」及び「減損会計基準」が整備されたのである。

このように、減損処理に係る会計基準が国際的にも整備された反面、これらの減損会計基準は、各々の基準制定の背景やそこに内在する会計理論の相違によって、減損の認識および測定等において異なる規定が整備され、各々独自の特徴を有する結果となっている。

わが国における減損会計制度も同様に、アメリカ基準や国際会計基準を受けて設定されたにもかかわらず、独自の特徴を有している。つまり、従来、わが国の会計制度は、取得原価主義会計を中心とし、費用および資産の測定は原則として取得原価であった。これに対して、固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とはそのような場合に一定の条件の下で回収可能性を反映させるように当該資産の帳簿価額を減額する会計処理である（「意見書」三三）。このことから、固定資産の減損会計に係わる理論的構造は、どのような論理に依拠するのかについて、わが国の「意見書」における減損損失の認識と「減損会計基準」における具体的な会計処理を通じて考察している。

また従来より、わが国の会計制度に存在する減価償却や臨時償却及び臨時損失と減損処理とはどのような関係にあるのかについても言及している。

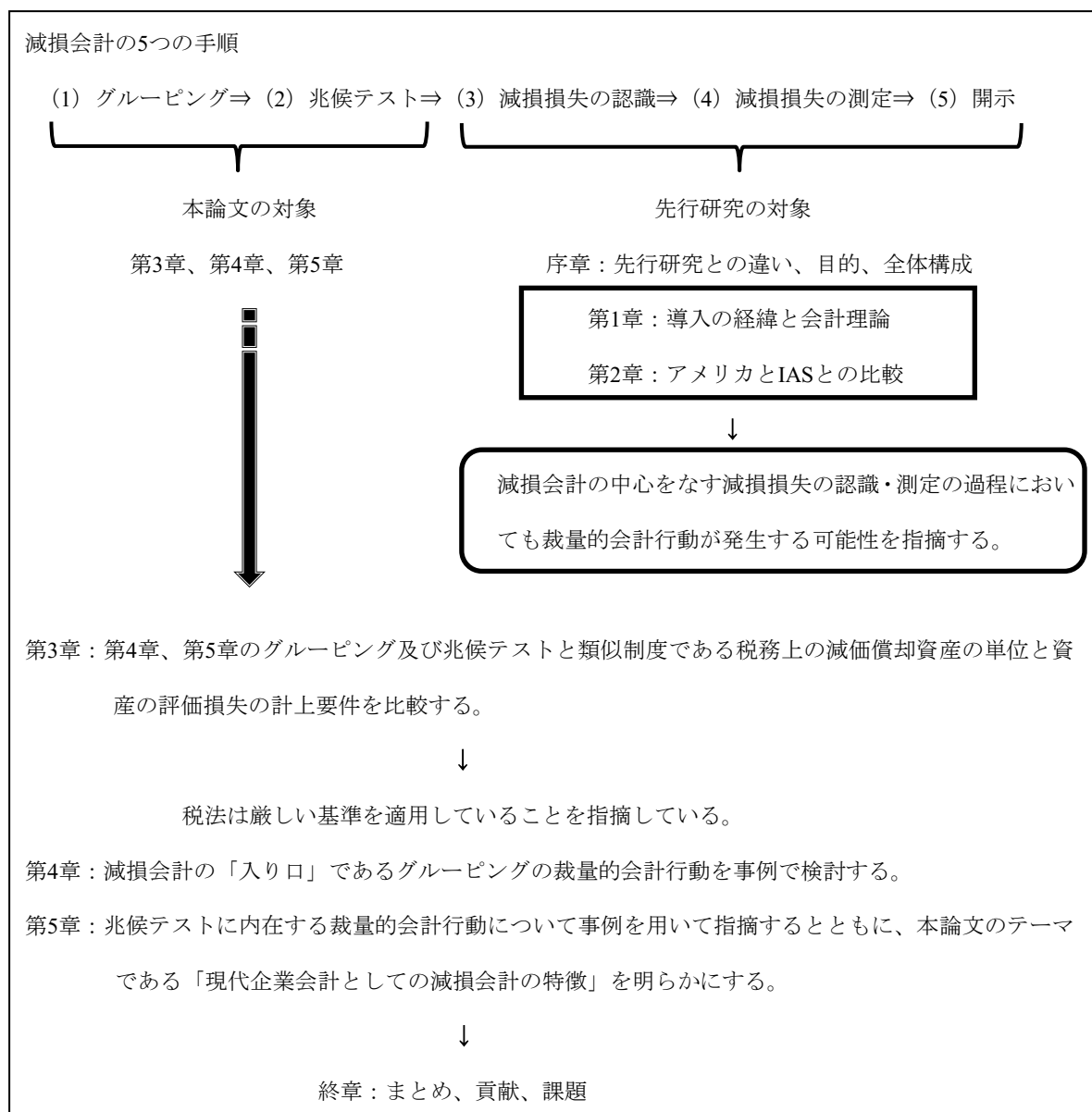
このような考察は、わが国において、将来キャッシュ・フローの見積り計算に基づいた「使用価値」や「回収可能価額」という新たな会計概念の具体的な会計基準への適用の先駆けとなった固定資産の減損会計に係る会計理論の解明であり、現行の会計制度を理解する上で有益であると考えられる。

以上のような研究の目的は、会計の情報提供機能と利害調整機能との相違がどのように会計制度に現れているかを明らかにすることにより、わが国における現代企業の会計に対

する減損会計導入の影響について、経営意思決定の見地から、実証的かつ理論的に解明することにある。

ここで、以下に示した本論文の構成図をもとにして、前もって本論文のスタンスについて述べておきたい。

【本論文の構成図】



減損会計は、①対象資産の判定及びグルーピング（以下、「グルーピング」という）、②減損の兆候テスト、③減損損失の認識、④減損損失の測定、⑤減損処理後の会計処理（開示）の手順で行われる。もともと、減損会計は、この手順の後半部分の認識・測定で行われる将来キャッシュ・フローの見積もりにおいて、経営者の主観的見込み（以下、「裁量」という。）に基づいて行われるために、財務諸表の信頼性に問題があり、裁量的にならざ

るを得ない側面を持っている。本来は、投資家の判断に俟つべき領域に、将来にわたる経営者の主観的見積もりを介入させたのは、内部情報をもとに回収可能な資産の開示を貸借対照表に求めたと理解すべきであろう。つまり、回収できない資産（投資）を次期に繰り越せないという経営者の意思であろう。したがって、減損会計に関する先行研究は、まさしくこの領域の研究がそのほとんどであるといつてよい。

しかし、本論文は、冒頭で述べたように減損会計の入り口、つまり導入部分である①と②のグルーピングと減損の兆候に焦点を当てて、減損会計のもっている問題点を抽出したいと考えている。つまり、グルーピングの方法（取り方）、例えば、資産のグループを大きくとるか、小さくとるかによって、減損損失の額が変化することとなるし、また、減損の兆候テストを厳しくかつ早めに適用するか、甘く遅めに適用するかによって、資産の減損の認識の時期を操作できるのである。本論文で意識している減損会計の裁量的会計行動という視点からは、減損手順の前半部分のグルーピングと減損の兆候テストの方が、予測の要素を混在させる現代会計では、はるかに重要であると考えるのである。しかし、この分野の先行研究は、少ない。

先ず第1章において、わが国における減損会計の概要とその特徴を考察する。その際、わが国の減損会計基準導入の経緯やその背景を考察すると共に、「意見書」及び「減損会計基準」の検討によって、わが国における減損会計の会計理論を明らかにする。これは、いわば、本研究の予備的考察といつてよい。

第2章では、国際的な固定資産の減損会計基準の論理を検討する。具体的には、わが国の減損会計基準導入以前から会計基準として制定されたアメリカ減損会計基準と国際会計基準の概要の比較・考察によって、両者の減損会計基準における会計処理および会計理論の特徴を明らかにする。その際、第1章で明らかとなったわが国の減損会計における会計処理及び会計理論との比較・検討を行い、わが国の減損会計の特徴を浮き彫りにすると共に、各々の減損会計基準における異同点を考察する。

含み損をバランスシート上で繰り越さないとする減損会計は、減損損失の認識基準として割引前将来キャッシュ・フローの計算を行い、また、測定基準として回収可能価額（正味売却価額や使用価値）といった見積りや予測の要素を多く取り入れている。その結果、減損会計への公正価値や現在割引計算の導入は、経営者の裁量を増大させることに繋がり、財務諸表の信頼性が大きく揺らいでいることを指摘する。つまり、減損会計の中心とされる減損損失の認識・測定のプロセスにおいても裁量的会計行動が発生する可能性を明らかにし

ている。

第3章では、企業価値を測定し投資家への情報提供機能を優先的に考える現代企業会計の特徴を明確にするため、反対に利害調整機能をもって課税所得を算定している法人税法の規定をみることで減損に対する取扱いの相違を明らかにする。その上で、依存する会計基盤の相違を明確にする。その結果、法人税法上は、租税法律主義や課税の公平の要請により、経営者の裁量を厳しく制限していることを明らかにする。

とりわけ、減損のグルーピングと法人税法上の償却資産の適用単位との比較、また、減損損失を計上した場合の減損の兆候テストと法人税法上の各制度の損金算入要件との比較検討を行っている。

第4章では、減損会計の実務上、最初に行われる資産のグルーピングの方法に、経営者の裁量が介入する余地があり、まさしく裁量性のある会計行動を採る可能性を指摘する。これと同時に、このような非難から解放される資産のグルーピングの設定を提案する。

本章の目的である減損会計の有する裁量的会計行動を根拠づけるために、減損損失の計上状況について簡単な事例分析を行い、減価償却に取って代わったと思われる減損会計の自己金融機能を指摘している。また、グルーピングの方法を変更した事例を採り上げて、変更が自由にできることを指摘している。

第5章では、本論文のまとめとして、現代企業会計の特徴としての減損会計について、その中心となる目的、機能および本質について考察して終わりとしたい。つまり、減損テストの重要性、報告会計としての位置づけ、本来有する機能および会計の本質等々を明らかにするものである。

ここでも減損の兆候テストの重要性を示す事例を2例採り上げ、また、投資の管理体制の実例としてのPDCAサイクルの事例を紹介することで、理論の根拠を補強している。

最後に、本論文で使用する「裁量 (discretion)」や「裁量的会計行動 (discretionary accounting behavior)」という用語について、前もって説明しておきたい。

裁量を、ここでは先ほど「経営者の主観的見込み」を「以下、『裁量』という」としたが、あくまでも、経営者の裁量的会計行動の範疇での裁量を指している。裁量的会計行動というのは、会計測定と会計報告に対して経営者が裁量権を行使し、会計数値を意図的に操作することを指している。具体的には、自発的な開示の選択、会計手続きの選択、発生処理高の見積もりなどが挙げられるが、裁量的会計行動は、会計技法の選択と適用が操作の対象となる。



裁量行動の動機は、経営者報酬契約、負債契約、市場での価格形成、課税、訴訟、規制などに関係づけられるが、経営者が裁量行動を選択するインセンティブは、機会主義（opportunism）に基づく動機が多いといわれている。機会主義的行動である場合には、利己心に忠実な経営者が自分に有利になるよう会計数値を歪曲し、公表利益にノイズを付加するとみられる。会計規制の主体は、ほとんどこの考えによっていて、規制の強化によって経営者の裁量的行動の余地を規制しようとしている（岡部（2004）参照）。

## 第1章 わが国における減損会計の特徴

本論文の予備的考察として、わが国の固定資産の減損会計がいかなる会計理論（論理）に立脚しているのかを明らかにしたい。本章では、まず減損会計導入の背景や経緯およびその目的を明らかにし、次に「意見書」に現れた減損会計の基本的考え方やその論理を明らかにした後、「減損会計基準」に基づいた具体的な会計処理について検討している<sup>1</sup>。

### 1 減損会計導入の背景と経緯

まずわが国の固定資産の減損会計導入の背景や経緯およびその目的について、国際化、レジェンド問題およびバブル崩壊という経済状況のなかで財務諸表の適正表示の確保の観点から検討を行っていく。

#### （1）国際化

「減損」という新たな会計基準の導入の背景には、バブル崩壊というわが国固有の経済的激変および会計基準の国際的調和化が存在していたといわれる<sup>2</sup>。わが国の場合、減損会計の必要性は、バブル崩壊後に発生した、①不動産をはじめ固定資産の価格の低下にもかかわらず、帳簿価額が価値を過大に表し、将来に損失を繰り延べていないか、また②このような状況が財務諸表への社会的な信頼を損ねていないかといった問題意識からであったといつてよい。

会計分野においては、1960年代以降からの企業による国際的取引の増加、証券市場をはじめとする資本市場での国際的な資金調達取引および直接投資の拡大やそれに伴う多国籍企業の増大等を契機として、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）を中心とした「会計制度の国際化」が今なお進んでいる<sup>3</sup>。

戦後のわが国の会計制度改革は、「政府部門が主導した米欧へのキャッチ・アップ（わが国の会計基準を国際的な会計基準と同水準のものとするための整備—筆者注）の歴史」<sup>4</sup>であった。旧大蔵省というパブリック・セクターである企業会計審議会を中心として、アメリカ・EU諸国へのキャッチ・アップの過程の総仕上げに当たるのが、20世紀末から21世紀初頭にかけての会計基準改革、いわゆる「会計ビッグ・バン」であった。

「会計ビッグ・バン」は、「金融ビッグ・バン」と密接な関係を有している。1996年11月に橋本龍太郎首相が、「我が国金融システムの改革—2001年東京市場の再生に向け

て」を発表し、2001年までにわが国金融市場をニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場として復権することを目標として、「金融ビッグ・バン（金融システム改革）」に取り組むように指示した<sup>5</sup>。これは、1986年にイギリスで実施された証券制度の大改革「金融ビッグ・バン」になぞらえて、「日本版金融ビッグ・バン」と称された。そのスローガンである「フリー（自由）すなわち市場原理が働く自由な市場、フェア（公正）すなわち透明で信頼できる市場、グローバル（国際化）すなわち国際的で時代を先取りする市場」<sup>6</sup>という3原則が象徴するように、バブル崩壊後の金融・証券市場の大改革であった。

その中で、投資家等に自己責任が求められるため、その前提として企業の実態をより一層的確に描写した透明度の高い財務諸表の作成とディスクロージャーの充実・徹底および会計制度の国際的調和化が指示されることとなり、わが国において、この趣旨に基づいて実施された会計基準改革が「会計ビッグ・バン」であった。

大蔵省企業会計審議会は、資本市場の国際化への対応としてわが国の会計基準の国際的調和化を図り、昨今の激変する市場環境や企業行動に対応するようにわが国の会計基準の整備を主眼にして、わが国会計基準の改革に精力的に取り組み、1990年代後半から以下のような意見書を公表した。

1. 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（1997年6月）
2. 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」（1998年3月）
3. 「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」（1998年3月）
4. 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（1998年6月）
5. 「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」（1998年10月）
6. 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（1999年1月）
7. 「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（1999年10月）

上記意見書の整備によって、わが国会計基準は国際的な会計基準への国際的調和化に向けて着実にその歩みを進めてきたが、国際的な会計基準との同質性確保のために検討しなければならない重要な課題として、最後に残されたのが固定資産の減損会計であった。

## （2） レジェンド問題

こうした状況下において、1999年に日本企業が日本の会計基準に従って英文のアニュアル・レポート（年次報告）を作成する際、英文監査報告書や連結財務諸表の注記に「警句

(レジェンド)」が付された、いわゆる「レジェンド問題」が発生し、産業界からその解消が急がれた。そのレジェンドの具体的な内容は、英文監査報告書において、「連結財務諸表は一般に公正妥当と認められる日本の会計基準に準拠して作成されている。したがって、これらの財務諸表および監査報告書は、日本基準に精通している利用者を対象としている。」<sup>7</sup>と付され、また連結財務諸表の注記においては、「連結財務諸表は、日本以外の国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財政状態や経営成績を表示しようとするものではない。」<sup>8</sup>という旨の文言が付されたのである。

このレジェンドは、国際的な大手監査事務所の申し合わせによるもので、1990年代のわが国のバブル崩壊という経済状況および1997年のアジア経済危機等による金融システム不安から生じたリスク、並びにアメリカ財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) による会計基準や国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : IASC) が公表する国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS) <sup>9</sup>に準拠して作成された財務諸表と誤認するリスクを軽減するために企図したものであった。

つまり、レジェンドの付与という事実は、当時の日本の会計基準に対する国際的な信頼性と品質の評価の低さを示唆していたのである<sup>10</sup>。

現在のように国際的に企業活動が普及している企業環境下においては、国境を越えた事業資金の獲得が国際的な企業競争において重要であり、そのためにはわが国の会計基準に準拠して作成された財務諸表の国際的信頼性の確立が不可欠であった。国際的な資本市場においては、企業に出資した資金が効率よく活用され、高いキャッシュ・フローを生み出しているかを主眼として投資判断を行うものである<sup>11</sup>。このため、アメリカ会計基準や国際会計基準等は、「投資家が期待する企業情報を適切に開示するためキャッシュ・フローの充実、資産および負債の適正な評価を可能にするために基準を変更する」<sup>12</sup>等の対応を随時図ってきた。他方、わが国では、このような対応が遅れたため、海外投資家等への日本企業が公表する企業情報ないし財務諸表に対する信頼性が失われるとの危機感が認識されだしたのである<sup>13</sup>。

従来からわが国においては、有形固定資産の評価に関して、企業会計原則第三の五のDが「有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の取引費用等の付随費用を含める。」と規定している。ここで、取得原価とは、「特定の資産の取得にあたり、支払われた現金もしくは現金同等物の金額、または取得のために犠牲にされた財

やサービスの公正な金額」<sup>14</sup>であり、原則として、資産に係る評価の基礎を当該資産の取得時点、すなわち、「過去」における購入市場の価格に求める会計思考である取得原価主義（原価主義ないし歴史的な原価主義）に、わが国の会計制度は依拠している。この評価基準で資産が評価された場合、有形固定資産が売却されるまで原則として評価換えは行われない<sup>15</sup>。したがって、固定資産の殆どにおいて、取得後、その帳簿価額は当該原初支出額たる投資額から減価償却額等の価値減耗を控除した形で表示されていた<sup>16</sup>。

しかし、1990年4月に始まったバブル崩壊現象によって不動産価額は著しく下落し始めた。バブル崩壊後は、地価や株価をはじめとする不動産価額が異常なまでに高騰していた、いわゆるバブル期に取得した有形固定資産に係る時価や収益性の低下によって、その投資額の回収が見込めないものが多数顕在化してきた<sup>17</sup>。当初の事業用資産に関する収益性の予測が低下し、その投資額の回収が見込めなくなったことは、その投資価値に変動が生じていることを意味する<sup>18</sup>。このため、その価値下落をいかに認識・測定して、事業用資産の帳簿価額に反映させるかということが問題となったのである。

わが国では、バブル崩壊後の長期景気低迷の下、会計上の赤字やそれに基づく累積債務による企業経営の行き詰まりという事態を回避するため、1998年に政府主体によって、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日法律第34号）（以下、「土地再評価法」という。）が公表された。この法律は、金融機関の自己資本規制対策を背景に時限立法として制定され、土地の再評価による評価差額金を自己株式の消却原資として利用可能とし、株価の低迷を防止することを目的としていた<sup>19</sup>。また、2000年には日本公認会計士協会により監査委員会報告第69号「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い」（以下、「監査上の取扱い」という。）が公表され、販売用不動産に含まれる多額の含み損の評価切り下げを規定した<sup>20</sup>。

しかしながら、「土地再評価法」は事業用の土地のみを対象とし、評価損のみならず評価益も計上可能であるため、帳簿価額の収益性の低下を基準とするものではなかった。また、「監査上の取扱い」は、販売用不動産である棚卸資産の強制評価減であり、事業用資産すなわち固定資産を対象とするものではなかった。したがって、わが国においては、固定資産に係る価値下落に対する明確な基準がなく、十分に対応できたとはいえなかった<sup>21</sup>。

### （3） 減損会計の登場

バブル崩壊後の景気低迷下にあつて、不動産をはじめとして固定資産の価格や収益性が

著しく低下している状況においては、それらの帳簿価額が当該固定資産が有する価値以上に過大に財務諸表に表示され、潜在的な損失が将来に繰り延べられており、財務諸表の適正表示を損ねているのではないかという大きな懸念が生じていたのである<sup>22</sup>。そのため、バブル崩壊後の長期景気低迷の下では、固定資産であっても、その利用によって獲得できる収益が当初の予測よりも低下した場合には、その事実を当該帳簿価額に反映させる必要性の気運が高まってきた。すなわち、固定資産の過大な帳簿価額を減額し、将来発生すると予測される損失を繰り延べず、当該損失が認識された期に財務諸表に計上する会計処理が、国際的な財務諸表の信頼性確保と相俟って社会的に要求され、それにこたえるために制定されたのが「固定資産の減損会計」だったのである<sup>23</sup>。

固定資産の減損に係る会計処理基準が確立されておらず、固定資産の価格や収益性が著しく低下している状況下では、固定資産を帳簿価額のまま財務諸表に表示することは、以下の3つの問題を惹起させたため、わが国においてはこの3つの問題を解消する必要がある、減損の会計基準が制定されたと考えられる。

第1に、財務諸表に対する社会的信頼性を失墜させる問題があった。バブル崩壊により固定資産の価格や収益性が著しく低下しているデフレ経済下においては、固定資産の帳簿価額は当該価値に比して過大に表示されるため、将来に含み損失を繰り延べているという懸念が生じた。こうした財務諸表に対する社会的信頼性が損なわれている事実を払拭する必要性があった。

第2に、裁量的な固定資産の評価減の問題である。従来、固定資産の減損に係る会計基準が整備されていない状況下では、減損に伴う損失に耐えうる企業はそれを減額し、そうでない企業は取得原価のまま放置することで含み損失を顕在化させないというような裁量的な固定資産の評価減が行われた。この状況を放置すれば、企業間の財務諸表の比較可能性が損なわれるばかりでなく、第1の問題と相俟って、投資家等への的確な投資情報が提供されないという問題が生じ、この問題を解消する必要性があった。

第3に、会計基準の国際的調和化の問題である。国際的にもアメリカ財務会計基準審議会（FASB）が、会計基準として世界に先駆けて1995年3月に財務会計基準書

（Statement of Financial Accounting Standards: SFAS）第121号「長期性資産の減損及び処分予定資産の会計処理」を整備し、2001年6月にSFAS第121号を改訂してSFAS第144号「長期性資産の減損または処分の会計処理」を公表した。他方、国際会計基準審議会

（IASB）の前身であった国際会計基準委員会（IASC）から1998年に国際会計基準（IAS）

第 36 号「資産の減損」（2004 年最終改訂）が公表され、固定資産の減損に係る会計基準は既に整備されていた<sup>24</sup>。したがって、わが国の会計基準の国際的調和を図る上でも、減損会計に係る基準を整備する必要があった。

このように、固定資産の減損について適正な会計処理を行い、もって財務諸表の適正表示を確保することにより、投資家等に的確な財務情報を提供する必要があるとともに、会計基準の国際的調和を図る観点から、固定資産の減損に係る会計基準を設定することが必要とされたのである<sup>25</sup>。

こうしたバブル崩壊というわが国固有の経済状況および国際的な動向による減損会計に係る基準の整備の必要性から、上述した七つの意見書の整備が一段落した 1999 年 10 月に企業会計審議会総会において、固定資産の減損会計に関する今後の審議事項が検討され、「固定資産の会計処理について」という形で審議事項として取り上げられた。この審議を踏まえ、2000 年 6 月に斉藤静樹教授を部会長とする企業会計審議会第一部会から「固定資産の会計処理に関する論点の整理」（以下、「論点整理」という）が公表された。そして、企業会計審議会は、2001 年 7 月に、第一部会で審議されてきた固定資産の会計処理の問題を同部会から引き継いだ辻山栄子教授を部会長とする企業会計審議会固定資産部会の議論や考え方等を取りまとめた「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」（以下、「経過報告」という。）を公表した。

さらに、企業会計審議会は、2002 年 4 月に広く各界の意見を求める目的で「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」を公表し、寄せられた意見を参考にしつつ、さらに審議を行い、公開草案の内容を一部修正して、これを 2002 年 8 月に「固定資産の減損会計に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、「意見書」という）、「固定資産の減損に係る会計基準」（以下、「減損会計基準」という。）および「固定資産の減損に係る会計基準注解」（以下、「注解」という。）として公表するに至ったのである<sup>26</sup>。

ここで「意見書」では、「本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、・・・（省略）・・・企業会計基準委員会において適切に措置していくことが適当である」<sup>27</sup>と記述されている。これを受けて、プライベート・セクターである財務会計基準機構・企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan : ASBJ）によって<sup>28</sup>、2002 年 8 月に開催された第 18 回企業会計基準委員会において、具体的な検討の場として減損会計専門委員会が設置された。同年 9 月以降、減損会計専門委員会において、適用指

針（実務指針）の策定が開始され、2003年3月に各界の意見を求めるにあたり、「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」が公表された。

その後、同年8月に、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（公開草案）」が公表され、同年10月に、企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下、「適用指針」という。）が「減損会計基準」に関する実務に適用するための具体的指針として公表された<sup>29</sup>。

ASBJでは、「意見書」および「減損会計基準」、並びに「適用指針」（第65項参照）の早期適用に関する事項について、2004年2月に、「固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取扱い（公開草案）」が公表された。そして、同年3月に公開草案に寄せられた意見を検討し、修正を行った上で、実務対応報告第14号「固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取扱い」を公表した。これにより、2005年4月1日以後開始する事業年度から減損会計がすべての企業において強制適用されることとなった。ただし、2004年3月31日以降に終了する事業年度からの早期（任意）適用も認められた<sup>30</sup>。

## 2 減損会計「意見書」における基本的な考え方と論理

2002年8月に企業会計審議会から「意見書」および「減損会計基準」が公表された。わが国の「減損会計基準」を理解する上で、何よりもまず「減損会計基準」に内在する基本的な論理を考察することが肝要であると考えられるので、以下「意見書」に基づきに考察する。

### (1) 基本的な考え方

「意見書」によれば、わが国における「固定資産の減損」とは、キャッシュ・フローを生み出す事業用の資産や資産グループの収益性が低下して、投資額の回収が見込めなくなった状態であり、「減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことである」（「意見書」三三）。したがって、減損会計は、資産を時価で評価する時価会計とは異質なものである。時価会計では、資産の評価益も評価損も評価替えされるが、固定資産の減損会計では、減損は、資産の収益性の低下に起因する資産価値の減少を認識する非対称な評価であり、資産の帳簿価額は



下方のみに切り下げられる。しかも固定資産の減損会計は、「資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に反映させることを目的とするものではなく、あくまでも取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額であると考えられる」（「意見書」三1）。

資産の本質について、A.A.A.（American Accounting Association：アメリカ会計学会）会計原則委員会は、『会社財務諸表会計および報告書基準』（1957年改訂版）の中で、「資産とは、特定の会計的実体の中で企業の諸目的に充用されている経済的諸財である。資産は予測される業務活動に利用しうるあるいは役に立ちうる、用役潜在分の総計額である」<sup>31</sup>（傍点一筆者）と定義している。

固定資産が他の資産から区別される特殊性は、そのものが全体として一時に消費されるのではなく、その用役が経営のために役立つものであり、それが直接間接に生産物を構成するものではない。また、部分的に消費されて行くとしても全体として一時に消費されたり、消耗し尽くされたりしないものは、それに準ずるものと考えられ、したがって同一物が長く経営の内部に残留して用役を提供するものであることといえる<sup>32</sup>。つまり、固定資産は将来の操業活動（ないし業務活動）に役立つと期待される用役潜在力（サービス・ポテンシャルズ＝将来の操業に役立つ有効原価）であると考えられる。

ここで、「資産の価値はその用役潜在分の貨幣等価額であり」、「概念上は、このような貨幣等価額とは、その資産が生み出す用役のすべての流れの将来の市場価格を確率と利率とによって現在価値に割引いたものの合計額」である<sup>33</sup>。主観価値であるキャッシュ・フローの割引現在価値（使用価値＝収益性）の大きさと客観価値である原初投資額（＝市場価格＝将来に向けての操業活動から得られる純収入を通じて回収される投資額＝取得原価）の大きさとの開差が大きければ大きいほど、投資効果は高くなり、市場における評価よりも高い部分が「無形価値であるのれん価値」を形成する。この投資始点で期待されたのれんは、投資の続行を通じて有形財に転換されていく。企業会計上の利益計算においては、減価償却手続きを通じて原初投資額が年々の費用に算入され、キャッシュ・フローの獲得を通じて他の有形資産に姿を変えるとともに、投資額を上回る余剰は当期純利益として配当原資に充当されていくことになる。

事業用の固定資産は、通常、市場平均を超える成果を期待して事業に使われているため、市場の平均的な期待で決まる時価が変動しても、企業にとっての投資の価値がそれに応じて変動するわけではない（「意見書」三1参照）。企業にとっての投資の価値は、当該投

資から生成される将来キャッシュ・フローの見込みに応じて変動する<sup>34</sup>。つまり、事業に供される固定資産は、事業活動を通じて新たな価値に転換され、その対価としてキャッシュ・フローが獲得されていく。したがって、投資の原価は、その投資から生み出される価値の対価としてのキャッシュ・フローの獲得によって回収されていくこととなる。したがって、このような投資額が当該投資から生成されるキャッシュ・フローを通じて回収される期待のことを「投資額の回収可能性」と定義してよいであろう<sup>35</sup>。

減損会計を導入するまでは、事業活動の過程でその資産の時価が市場でいかに変動しようとも、それによって直ちに事業の成否が判断されることはなかったのである。つまり、事業用の固定資産に係る投資の成果は、従来から、当該投資から生み出される正味キャッシュ・フロー（つまり、獲得されたキャッシュ・フローから投資原価を控除した額）によって測定されながら、その一方で、事業用の固定資産の評価は取得原価から減価償却等を控除した金額で行われてきたのである<sup>36</sup>。

## （２） 投資額の回収可能性

上述したことから分かるように、わが国の減損会計は「投資額の回収可能性」が問題とされている。この回収可能性を主眼にする考え方に従うと、減損会計の適用は、特定時点から先の固定資産に係る将来の回収可能性とその時点での当該帳簿価額を比較するのではなく、「投資期間全体の収益性」を考慮しなければならないことを意味する。

この点について「意見書」においても、「減損処理は、本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と考えられるから、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできない」（「意見書」三三）としている。そしてその理由として、「帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合もあり、また、過年度の減価償却などを修正したときには、修正後の帳簿価額の回収が見込める場合もあり得るからである」（「意見書」三三）と指摘している<sup>37</sup>。

確かに、収益性が低下して帳簿価額の回収が見込めなくなった特殊な事態に限定されるとはいえ、時価のような観察可能ではない「価値」を、開示する側が推定して貸借対照表に反映させるということは、やはり例外的なことと考えられる。回収できなくなった帳簿

価額を切り下げて将来の損失を先取りしなくても、過大な帳簿価額の償却負担によって利益が減少すれば、即座にそれが投資家の評価に影響すると考えることもできるからである。本来は投資家の判断に俟つべき領域に、遠い将来にわたる経営者の主観的な見積もりを介入させたのは、回収不能な帳簿価額を資産として繰り越すことによる貸借対照表への不信を懸念し、その場合に限り固定資産に係る将来キャッシュ・フローの回収可能性という内部情報の開示を求めたと理解すべきと考えられる<sup>38</sup>。

また、将来に損失を繰り延べないようにする処理としては、棚卸資産の評価減、固定資産の物理的な滅失による臨時損失や耐用年数の短縮に伴う臨時償却と同様であるが、「臨時償却とは、減価償却計算に適用されている耐用年数または残存価額が、予見することのできなかつた原因等により著しく不合理となった場合に、耐用年数の短縮や残存価額の修正に基づいて一時に行われる減価償却累計額の修正であるが、資産の収益性の低下を帳簿価額に反映すること自体を目的とする会計処理ではない」（「意見書」三三）と「意見書」は指摘している。つまり、広い意味での取得原価の期間配分を通じた資産評価である臨時償却等（棚卸資産の評価減、臨時損失、臨時償却など）とは、減損会計の必要性を示唆している<sup>39</sup>。

このことから、わが国における固定資産に係る減損処理において、正規の減価償却<sup>40</sup>の枠外での固定資産の帳簿価額の追加的切り下げをすべきか否かは、既に実現し、回収した資金とこれから回収する見通しの資金を合わせた「投資期間全体としての成果」との対比において、投資プロジェクトに着手した際に投下した原初投資額が過大か否かで判断する考えを明確に示している<sup>41</sup>。

「意見書」が、投資期間の全体を通じた収益性に着目して減損処理の要否を判断するのは、単に固定資産の帳簿価額（未償却残高）が使用価値<sup>42</sup>を超過してしまうような事態、いわゆる帳簿価額の回収可能性が損なわれるような事態が生じたとしても、それ自体は帳簿価額の切り下げの契機となり得ないと考えていると解される。固定資産の帳簿価額に係る回収可能性は、当初期待した通りの十分な投資の成果＝収益が実現した場合であっても損なわれうるからである。例えば、期末時点で帳簿価額と当該固定資産から期待される収益性、すなわち投資期間全体のキャッシュ・フローを比べた際に、定額・定率等の仮定から導出される帳簿価額の方が上回っていたとしても、投資期間の初期段階にキャッシュ・フローを多く回収している場合には、見かけ上、帳簿価額は使用価値より過大となってしまう。

しかしながら、これは当初投資時点から予見された、いわば織り込み済みの事態に過ぎず、それは専ら減価償却の遅れに由来している<sup>43</sup>。このことから、原初投資額（取得原価）は、その時点の時価を反映している訳ではなく、減価償却にも影響されておらず、特定時点で期待される投資価値との比較において経済的に意味をなすのである。

### （3） 減損会計の論理

上述したことから、正規の減価償却の枠外で固定資産の帳簿価額を切り下げる必要が生じるのは、「投資全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点」（「経過報告」（企業会計審議会（2001））第一.一）に限定される。単に帳簿価額が特定時点で使用価値を超過しているだけなら、帳簿価額の切り下げの必要性は認められない。それが必要なのは、投資期間の全体を通じた予想資金回収額との対比において、当初投資額が過大となってしまった場合、つまり投資が全体として失敗であったことが事後的に判明したときのみである。

「意見書」では、このような論理から「投資の失敗によって生じた過大な固定資産の帳簿価額」と「当初から織り込み済みという意味で、単なる見かけ上の過大な固定資産の帳簿価額」とを区別していると考えられる<sup>44</sup>。

では、投資の失敗が事後的に判明し、固定資産の帳簿価額切り下げが求められるのは、具体的にどのような場合であろうか。その判断には、投資期間の全体を通じて既に回収済みの部分を含む回収可能見込額と当初投資額との大小関係が密接に関わってくると考えられる。すなわち、着手した時点に遡って見積もり直した投資の価値（資本設備の使用から期待されるキャッシュ・フローの割引現在価値）が原初投資額に満たなくなってしまう場合に、当該投資に着手したのは失敗であったとみなされることとなる<sup>45</sup>。

そこでは、当初に期待した資産ののれん価値が消滅し、さらにマイナスに転じたことで投資の失敗が事後的に確かめられている。それに伴う資産価値の低下は、最善の営業努力を行ったとしても、資本コストに見合う投資の成果、いわゆる収益さえ得られない<sup>46</sup>。そういう事態を予め予見できれば、問題となっている投資は実行されなかったはずである。それを予見できずに実行してしまったとすれば、その意思決定は全体として失敗であったといえるのである<sup>47</sup>。問題としている当該投資が失敗であったとすれば、当該資産価値の低下は、その後の営業努力でも回復させることのできない損失であり、不可逆的な過剰支出という意味において、その事実が判明した期間の利益から除かれるわけである<sup>48</sup>。

固定資産の減損会計の核心はというと、「事後に判明した負ののれんを取得原価から取り除く操作」<sup>49</sup>なのである。当該負ののれんは、投資額のうち、もはや成果を生まないことが確定したという意味において、投資のリスクから解放された（実現した）部分（損失）と考えられる<sup>50</sup>。したがって、そういう部分の存在が判明したならば、それを直ちに切り捨てなければならない、このような判断のためには、遡及的な投資価値の見積もりが不可欠となる。

上記のように、取得時点における資産の価値を、取得後に生じた事実や改訂された期待を反映させて評価し直したとき、着手した時点に遡って見積もり直した投資の価値が取得原価を下回った状態をもって収益性の低下による減損とみる観点は、投資の回収にあたるキャッシュ・フローを規則的な方法で期間配分する減価償却とは別に、資産の帳簿価額の切り下げと実現利益からの損失控除を可能にするのである。

投資期間全体を通じて回収不能額を取得時点に遡って原初投資額（取得原価）から取り除けば、そこから減価償却累計額の違いを差引いた正味が、減損時における帳簿価額切り下げ額のうち、過年度減価償却の修正に相当する部分を除いた本来の減損になる。減損前の減価償却方法を変えずに引き継げば、切り捨てられる過剰投資の未償却分が、本来の減損処理をした後に繰り越されるはずの帳簿価額ということになる<sup>51</sup>。

したがって、この概念に依拠した場合の減損後の帳簿価額は、原理的には原初投資額から回収不能部分を取り除き、残りをそれまでと同じ減価償却方法で各期間に費用配分し直した結果になる。その大きさは、減損を認識する時点での、資産の公正価値や現在価値とは関係がないことになる。減損は認識時点における資産価値の評価をそのまま反映させた損失ではなく、むしろ収益性の低下による損失を利益にチャージした結果、換言すれば配分（フロー）の観点から導出された結果として、固定資産の帳簿価額を切り下げるものである<sup>52</sup>。

ここで、わが国の「企業会計原則」は、貸借対照表原則五で、「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。」として、固定資産について貸借対照表価額の決定方法を示している。このことからわが国の現行の会計制度は、取得原価主義に立脚するものであり、取得原価主義会計であると考えられる。

取得原価主義会計とは、「企業会計におけるすべての資産の原初入帳数値は、原則とし

て、交換市場において独立の当事者（売手と買手）間で成立した価格（原初取引価格）に基礎をおき、この価格が損益計算のための出発点となり、それは、当該資産が企業内に保有されている期間中ずっとその意味をもちつづける会計方式<sup>53</sup>をいう。つまり、財務諸表における費用および資産の測定を、原則として取得原価に基づいて行う会計である。

取得原価主義会計における会計処理上の基本的な考え方は、資産評価は取得原価主義であり、その計算システムの構造上の特徴は、過去の取得原価（投下資本）の期間配分額と実現収益額との対応を通じて、当該資産原価の回収（投下資本の回収）に依拠し、投下資本の回収余剰としての「原価—実現主義」に基づく資金的裏付けのある利益を重視している点にある<sup>54</sup>。ここにおける利益計算の本質は、現金収支をアンカーとしたその配分計算であり、その結果、企業の全期間を通算した現金収支と、全期間を通算した利益総額は一致することになる<sup>55</sup>。

この取得原価主義会計における期間損益計算システムと上述してきた「意見書」に示されている固定資産の減損会計に係る会計処理との関係性について考えてみると、そこには、伝統的な取得原価主義に基づいて行われる期間的な投下資本回収余剰計算の思考を基軸とした原価・実現による利益計算システム（投資の成果であるキャッシュ・フローが得られたときに利益を計上するシステム）と、それに連動した資産評価システムの枠組みの中で、伝統的な減価償却計算とは別に、投資期間全体を通じた投資原価（取得原価）の回収可能性が著しく損なわれた事実を原価配分の一環として帳簿価額に反映させるために導入された会計処理であることがみえてくる<sup>56</sup>。

### 3 「減損会計基準」の会計処理

ここでは、「意見書」をうけて制定された「減損会計基準」の具体的な会計処理について（1）減損の意義と減損の可能性、（2）減損損失の認識と測定、（3）減損損失計上後の取扱いの規定を中心にみていくこととする。その後、（4）図解と設例による減損会計の概要を提示することで今後の議論の一助としたい。

なお、後述するアメリカ会計基準及び国際会計基準との比較のための予備的考察の意味もある。

#### (1) 減損の意義と減損の可能性

ここでは、まず「減損及び減損損失の意義」、そして減損会計の具体的な会計処理を適

用するにあたっての「適用資産の範囲」及び「減損の兆候と資産のグルーピング」について言及する。

#### ① 減損及び減損損失の意義（「意見書」三三）

わが国の減損会計基準の基底にある考え方は、すでに再三述べてきたように、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額するという考え方である。そして、減損の定義については、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態とされている。

具体的には、「意見書」（三三）では、次のように述べている。

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。

減損処理は、本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と考えられるから、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできない。帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合もあり、また、過年度の減価償却などを修正したときには、修正後の帳簿価額の回収が見込める場合もあり得るからである。

#### ② 適用資産の範囲（「減損会計基準」一）

「減損会計基準」は、固定資産に適用される。ただし、他の基準に減損処理に関する定めがある資産については除外される。この例としては、「金融商品に係る会計基準」における金融資産や「税効果会計に係る会計基準」における繰延税金資産および「退職給付会計基準」における前払年金費用が挙げられる。したがって、金融資産、繰延税金資産および前払年金費用を除く有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産が、減損の対象となる。

具体的には、「適用指針」68項に次のように規定している。

減損会計基準及び本適用指針の対象となる固定資産には、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他

の資産が含まれる。したがって、国際会計基準の動向に則して時価評価や時価情報の注記の必要性が検討されたいわゆる投資不動産も含まれ、また、有形固定資産に属する建設仮勘定や、のれん、長期前払費用（ただし、長期前払利息など財務活動から生ずる費用に関する経過勘定項目は除く。）も含まれる。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、借手側が当該ファイナンス・リース取引により使用しているリース資産を通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合、貸借対照表上、固定資産に計上されていないリース資産も対象に含まれる。繰延資産は、貸借対照表上、固定資産に分類されていないため、本適用指針の対象とはならないと考えられるが、支出の効果が期待されなくなった場合には、一時的に償却されることとなる。

### ③ 減損の兆候と資産のグルーピング（「減損会計基準」二1、6）

資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合にのみ当該資産または資産グループについて、減損損失を認識するか否かの判定を行う。これは、対象資産のすべてについてこのような判定を行うことが、実務上、過大な負担となる恐れがあることを懸念したためである。資産のグルーピングについては、「他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う」ことになり、資産のグループについて認識された減損損失は、「帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分」されることになる。

減損の兆候を示す事象として、以下の事象が挙げられる。

- ① 資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは継続してマイナスとなる見込みであること（「継続してマイナス」とは、「おおむね過去二期がマイナスであったことを指す」（「適用指針」第12項））
- ② 資産または資産グループが使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること（ここでいう変化とは、資産または資産グループが使用される事業を廃止または再編成すること、当初の予定よりも著しく早期に処分すること、当初の予定と異なる用途に転用すること、遊休状態になったこと等をいう（「注解」注2））
- ③ 資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること



#### ④ 資産または資産グループの市場価格が著しく下落したこと

また、グルーピングの方法については、「適用指針」(7項)で、次のように述べている。

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととされており、企業は、経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行う。様々な事業を営む企業における資産のグルーピングの方法を一義的に示すことは困難であり、実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定(資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。)を行う際の単位等を考慮してグルーピングの方法を定めることになると考えられる。具体的には、(中略)例えば、以下のような手順により資産のグルーピングが行われると考えられる。

(1) 企業は、例えば、店舗や工場などの資産と対応して継続的に収支の把握がなされている単位を識別し、グルーピングの単位を決定する基礎とする。この際、以下のような点を考慮する。

① 収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、例えば、内部振替価額や共通費の配分額であっても、合理的なものであれば含まれる。

② 継続的に収支の把握がなされているものがグルーピングの単位を決定する基礎になる。このため、収支の把握が、通常は行われていないが一時的に設定される単位について行われる場合(例えば、特殊原価調査)は該当しない。

③ 例えば、賃貸不動産などの1つの資産において、一棟の建物が複数の単位に分割されて、継続的に収支の把握がなされている場合でも、通常はこの1つの資産がグルーピングの単位を決定する基礎になる。

(2) 企業は、(1)のグルーピングの単位を決定する基礎から生ずるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であり、当該単位を切り離したときには他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行う。

## (2) 減損損失の認識と測定

ここでは、減損損失がどの期間に帰属するのかを定める「減損損失の認識」および認識された減損損失の金額を決定する「減損損失の測定」の会計処理を確認する。

### ① 減損損失の認識(「減損会計基準」二2)

資産または資産グループについて減損の兆候がみられた場合には、その減損損失が実際に発生しているか否かを判定して、減損損失を認識する。

具体的な減損の判定は、「資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する」としている。このように、減損損失の認識にあたり、「割引前将来キャッシュ・フロー」を用いることが特徴である。

次に、将来キャッシュ・フローの見積期間について、土地は無限の利用期間を有するものと考えられるが、「資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方」とする。ただし、資産または資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合には、21年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローに基づいて、20年経過時点の回収可能額（「(4) 減損損失の測定」で説明する。）を算定し、20年目までの割引前将来キャッシュ・フローに加算することとしている。

## ② 減損損失の測定（「減損会計基準」二3、4、5）

減損損失を認識すべきであるとされた資産または資産グループについては、「帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失」とする。ここに、「回収可能額」とは、「売却による回収額である正味売却価額（資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額）と、使用による回収額である使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額」（「意見書」四2(3)）である。また、時価とは、公正な評価額であり、通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額である（「注解」注1）。

将来キャッシュ・フローは、減損損失を認識するか否かの判定および使用価値の算定において見積もられ、用いられる。この将来キャッシュ・フローは、「企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る」ことになる。企業の固有の事業を反映するのは、「資産又は資産グループの時価を算定するためではなく、企業にとって資産又は資産グループの帳簿価額が回収可能かどうかを判定するため、あるいは、企業にとって資産又は資産グループがどれだけの経済的な価値を有しているかを算定するた

め」（「意見書」四 2 (4)）である。

また、将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、「資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮する」のであって、「計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フローは、見積りに含めない。また、将来の用途が定まっていない遊休資産については、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る」（「注解」注 5）。

次に、将来キャッシュ・フローの見積金額について、「生起する可能性の最も高い単一の金額又は生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額とする」とし、いずれの方法も認められる。その理由として、「これらのうち、企業の計画等に基づいて単一の金額を見積る前者の方法が一般的であると考えられるが、企業が固定資産の使用や処分に関して、いくつかの選択肢を検討している場合や、生じ得る将来キャッシュ・フローの幅を考慮する必要がある場合には、期待値を用いる後者の方法も有用であると考えられるため、いずれの方法も適用できる」（「意見書」四 2 (4) ③）とされている。

資産または資産グループに係る将来キャッシュ・フローを見積もるため、実際のキャッシュ・フローから乖離する可能性、すなわち「不確実性」がある。これは「意見書」において「リスク」（「意見書」四 2 (4) ④）と表現されており、「減損損失を認識するかどうかを判定する際に見積られる割引前将来キャッシュ・フローの算定においては、このリスクを反映させない」（「注解」注 6）。しかしながら、使用価値の算定に際しては、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを、「将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる」（「注解」注 6）として、将来キャッシュ・フローの見積もり、ないしは割引率に反映させる方法の両方を認めている。したがって、割引率に反映させる場合は、将来キャッシュ・フローを無リスクの収益率にリスク・プレミアムを加味した率で割り引き、他方、将来キャッシュ・フローの見積もりに反映させる場合は、将来キャッシュ・フローの金額にリスク係数を乗じて減額した額を無リスクの収益率で割り引くこととなる。

さらに、資産または資産グループに関連して間接的に生じる支出は、将来キャッシュ・フローを生み出すために必要な支出であると考えられるため、「関連する資産又は資産グループに合理的な方法により配分し、当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際し控除」されることになる。また、利息の支払額、法人税等の支払額及び

還付額については、「通常、固定資産の使用又は処分から直接的に生ずる項目ではない」  
（「意見書」四 2 (4) ⑥）ことから、将来キャッシュ・フローの見積りには含めない。

### （3） 減損損失計上後の取扱い

最後に、減損損失の認識及び測定後の会計処理である「減損損失計上後の減価償却」および「減損損失の戻入れ」について言及する。

#### ① 減損損失計上後の減価償却（「減損会計基準」三 1）

減損処理を行った資産においても、減損処理後の帳簿価額をその後の事業年度にわたって適正に原価配分するため、每期計画的、規則的に減価償却を行う必要がある。

#### ② 減損損失の戻入れ（「減損会計基準」三 2）

わが国の「減損会計基準」では、過去に認識した減損損失の戻入れは、これを行わない。その理由は、減損の認識を割引前キャッシュ・フローに基づいて行うので、相当程度確実な場合に限って減損損失を認識していること、また減損損失の戻し入れは事務的負担を増大させるおそれがあることなどの理由による。

減損処理後の会計処理は、「適用指針」（55 項）では、次のように述べている。

減損損失の戻入れは行わず、また、減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。したがって、減損損失を控除した帳簿価額から残存価額を控除した金額を、企業が採用している減価償却の方法に従って、規則的、合理的に配分することとなる。また、減損処理後、販売目的で保有するために流動資産に振り替える場合を除き、処分が予定されているときでも、残存価額まで減価償却を行う。

以上が、わが国の減損会計基準における具体的な減損会計処理である。「意見書」で示されていた「投資期間全体を通じた投資額の回収可能性」の考え方について、「減損会計基準」では、当初投資額をいかに把握するか、当初投資額に対応する過去のキャッシュ・フローをどの程度集計するか、投資額と比較する投資期間全体の価値（過去と将来のキャッシュ・フローを投資時点まで割り引いた価値）を算定する場合における割引率をどうするか等、技術的な問題があるのではないかと考えられるという理由から、減損の認識及び測定において、過年度のキャッシュ・フローは考慮にいれないこととなっている<sup>57</sup>。

また、上述したように、期末の帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、投資の回収可能性の低下による本来の減損損失を正しく認識することはできない。しかし

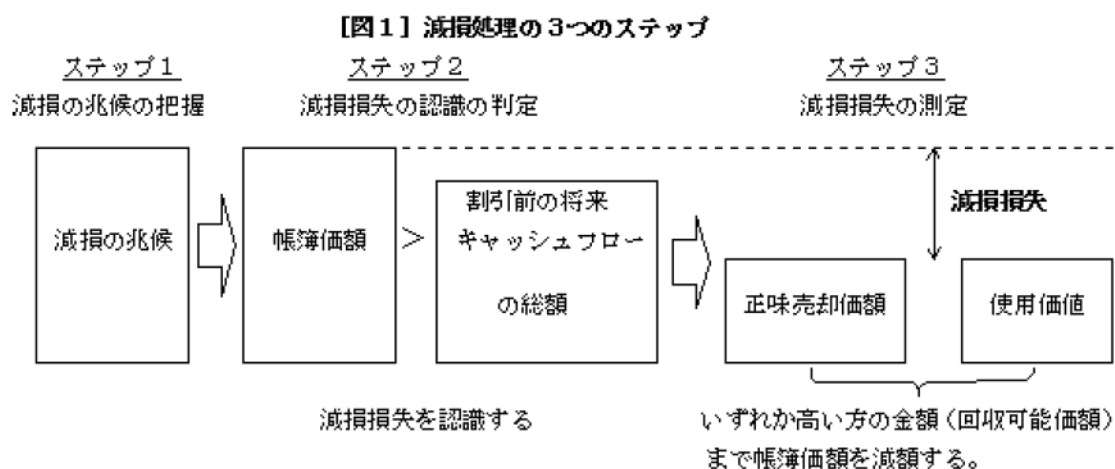
ながら、わが国の現行制度では、減価償却の遅れを遡及修正することは求められていないため、「減損会計基準」では、期末の帳簿価額と使用価値の差額のうち、減価償却の遅れに基因する部分と投資の回収可能性の低下に基因する本来の減損部分とをあえて区別せず、一括して減損損失として処理することとされている<sup>58</sup>。

#### (4) 図解と設例による減損会計の概要

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことである（意見書三三）。

そこで、本論文の検討する内容を分かりやすく読み進むために、減損会計の簡単な仕組みを、図解と設例で解説しておきたい。

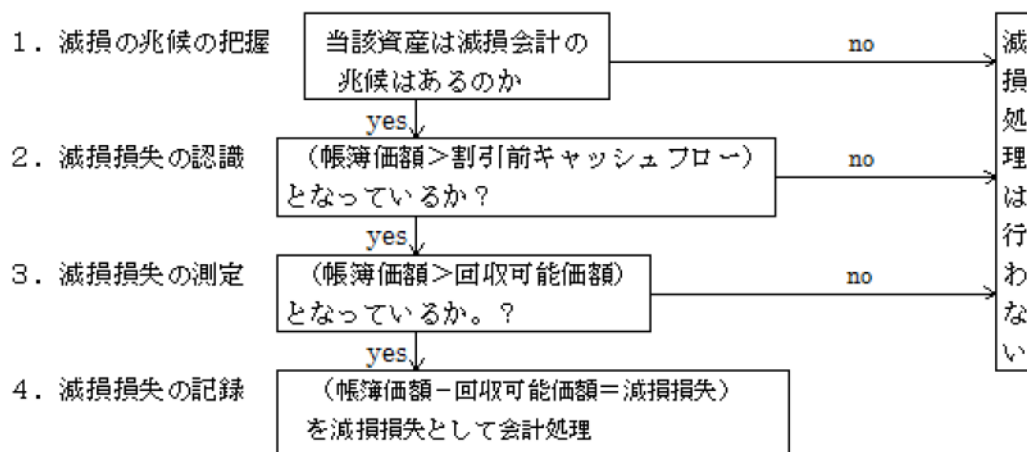
まず、減損会計は、「減損の兆候→減損損失の認識→減損損失の測定」という3つのステップを踏んで行われる（〔図1〕参照）



（出所）西田俊之「企業会計基準適用指針第6号『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の解説」  
『税経通信』第59巻第1号、182頁より。

次に、[図1]をフローチャートで示すと次のようになる（[図2]参照）。

**【図2】 減損会計適用のフロー・チャート**



最後に、減損会計の全体を設例により明確にする。また、設例を分かりやすく図解したが、[図3]である。

**【設 例】**

機械（帳簿価額 100円）に減損の兆候が見られるので、当期末に将来キャッシュ・フローを見積もったところ、経済的残存使用年数3年の各年につき20円ずつのキャッシュ・フローが生じ、使用後の正味売却価額は10円と見込まれた。そこで、必要な会計処理を答えなさい。

なお、当該機械の当期末における時価は50円、処分費用は8円と見込まれた。また、将来キャッシュ・フローの現在価値を算定するに当たっては、割引率5%を用い、最終数値の円未満を四捨五入すること。

(解答)

(1) 割引前将来キャッシュ・フローの算定

$$20 \times 3年 + 10 = 70$$

(2) 減損損失の認識の算定

$$\text{割引前将来キャッシュ・フロー } 70 < \text{帳簿価額 } 100 \rightarrow \text{減損処理を行う}$$

(3) 正味売却価額の算定

$$\text{時価 } 50 - \text{処分費用見込額 } 8 = 42$$

(4) 使用価値（将来キャッシュ・フローの現在価値）の算定

$$\frac{20}{1+0.05} + \frac{20}{(1+0.05)^2} + \frac{20+10}{(1+0.05)^3} = 63.103... \rightarrow 63$$

(5) 回収可能価額の算定

$$\text{正味売却価額 } 42 < \text{使用価値 } 63 \rightarrow 63$$

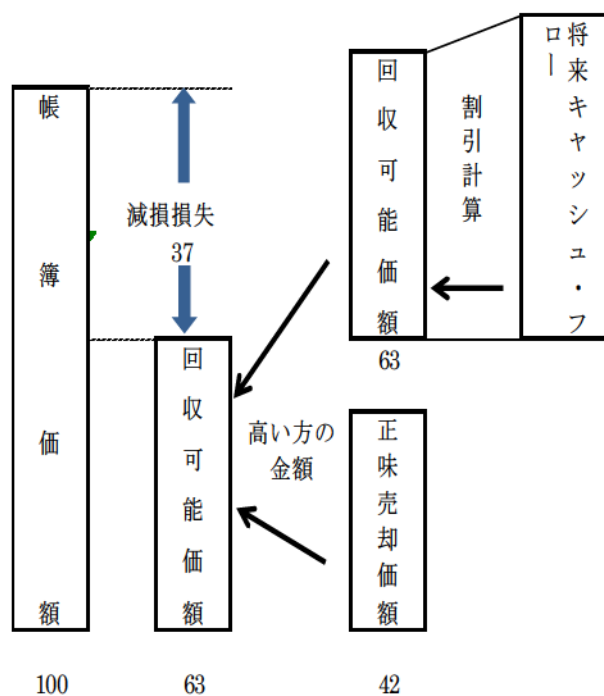
(6) 減損損失の算定

$$\text{帳簿価額 } 100 - \text{回収可能価額 } 63 = 37$$

(7) 仕訳処理

(借方) 減損損失 37                      (貸方) 機 械 37

〔図3〕 減損損失の測定方法



#### 4 小括

本章の意図したわが国の減損会計の必要性とその基礎構造について、まとめることで、  
 終わりとしたい。

「金融ビック・バン」から派生し、フリー（自由）、フェア（公正）、グローバル（国

際化)の下、会計基準改革としての「会計ビック・バン」が行われ、わが国において数多くの新会計基準が作成され、実施されるなかで、その総仕上げとして導入されたのが、固定資産の減損会計基準であった。

わが国では、1980年代後半から始まった高度経済成長によって固定資産の価格や株価が著しく高騰した。その原由は、金融緩和を背景として、第二次世界大戦後、不動産価格、とりわけ地価は絶えず上昇し、その資産価格が値下がりすることは考えられず、土地を所有しているだけで利益を生むという「土地神話」に求められる<sup>59</sup>。このような状況下では、固定資産の収益性の低下に関する会計処理基準を明確化する必要もなく、また固定資産の帳簿価額は取得原価主義に依拠して、当該取得価額から基本的に減価償却累計額を控除して表示されていた。そして、こういった会計制度の下でバブルが崩壊し、固定資産の価格が急激に下落したのである。

固定資産の価格や収益性が長期にわたり著しく低下したバブル崩壊後において、企業は固定資産に多額の含み損を抱えたまま、財務諸表上、固定資産を過大に表示することとなり、財務諸表の適正な表示を損ねる結果となった。減損損失に係る明確な会計基準が存在しなかったことにより、各企業はそれに対し裁量的な会計処理を実施することとなった。これに伴い、財務諸表への社会的な信頼を損ねるといった好ましくない結果を招来することとなったのである。

かかる状況下において、第一に財務諸表の適正な表示の観点から、固定資産の減損を認識する必要性＝財務諸表の適正な表示という視点、第二に財務諸表の適正な表示を行うことにより、投資家に的確な財務情報を提供する必要性＝投資家への的確な投資情報の提供という視点、そして第三に、会計基準の国際的調和を図る観点からの必要性＝国際会計基準との調和という視点といった三つの視点から、わが国において固定資産の減損に係る会計基準を設定することが必要とされたのである。

わが国における固定資産の減損会計は、固定資産に係る収益性の低下により、当初の投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下でその回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であった。「意見書」では投資期間全体を通じた収益性に着目して減損処理を判断しており、この考え方に依拠する減損会計は、期間的な投下資本回収余剰計算の思考を基軸とした原価・実現による利益計算システム、そしてそれに連動した資産評価システムの枠組みの中で、投資原価の回収可能性の低下を帳簿価額に反映させる会計処理である。したがって、資産の時価評価を企図したものではなく、取得原価



主義会計に依拠した会計処理と解されている。

これに対し「減損会計基準」では、固定資産の減損処理において、将来の稼得しうるキャッシュ・フローのみを考慮し、過去のキャッシュ・フローを考慮しない。つまり、「意見書」で示されている「投資時点に遡って（投資期間全体を通じて）投資の成果を捉え直す」という考え方が採られていなかった。その理由としては、過去に遡って使用価値を見積もり直すことが困難であり、その見積もりを強いると、企業に多大な負担を負わせることになることを考慮した結果と解され、それは会計理論から求められた結果ではなかった。実務的には、過去のキャッシュ・フローを考慮し、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性の評価は減損処理の適用にあたって行われたい。しかし、それはあくまで実務上の困難性及び実行可能性を考慮した結果であり、「減損会計基準」における基本理念は、「意見書」における「投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価する」という理念に依拠するものであると考えられる。

確かに、収益性が低下して帳簿価額の回収が見込めなくなった特殊な事態に限定されるとはいえ、時価のような観察可能ではない「価値」を、開示する側が推定して貸借対照表に反映させるということは、やはり例外的なことと考えられる。本来は投資家の判断に俟つべき領域に、遠い将来にわたる経営者の主観的な見積もりを介入させたのは、回収不能な帳簿価額を資産として繰り越すことによる貸借対照表への不信を懸念し、その場合に限り固定資産に係る将来キャッシュ・フローの回収可能性という内部情報の開示を求めたと理解すべきと考えられる。

---

1 「固定資産の減損に係る会計基準」（平成 2002 年 8 月 9 日）の中には固定資産の一種として「のれんの減損」も含まれるが、本論文においては、「投資不動産」を除く「有形固定資産」に係る減損会計を中心に論考を展開していく。

2 企業会計審議会（2002a）二参照。

3 杉本（2008）4 頁。

4 斎藤（2010）365 頁。

5 金融庁「我が国金融システムの改革—2001 年東京市場の再生に向けて」、金融庁ホームページ、

---

[http://www.fsa.go.jp/p\\_mof/big-bang/bb7.htm](http://www.fsa.go.jp/p_mof/big-bang/bb7.htm)、(2011年8月11日参照)。

6 同上。

7 杉本(2008)135頁。

8 同上、135頁。

9 1973年に設立され、国際会計基準(International Accounting Standards: IAS)を設定してきた国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: IASC)は2001年4月に改組され、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)へと組織及びその名称が変更された。そして、それが設定する会計基準は国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)となった(兼田(2009)112頁)。

本論文では、記述内容が時点を明確に認識し得る場合にはIASCとIASB、IASとIFRSを区別して表記するが、特段の断りの無いかぎり、IASBと標記した場合でもIASCを含める。また単に「国際会計基準」と表記した場合でもIASとIFRSの両者を含むものとする。

10 杉本(2008)136頁参照。

日本公認会計士協会「第3章国際財務報告基準(IFRS)への収斂の我が国の対応 02」、日本公認会計士協会ホームページ、<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/convergence/chapter03/index02.html>、(2011年8月13日参照)。

11 中村(2007)343頁。

12 同上、343頁。

13 同上、343頁。

14 河崎(2009)134頁。

15 同上、134頁。

16 企業会計審議会(2000)I参照。

以下、「固定資産の会計処理に関する論点の整理」を「論点整理」という。

17 武田(2004a)5頁。

18 企業会計審議会(2000)I参照。

19 米山(2006)187頁。

20 吉田(2007)116頁。

田中(2006)11頁-15頁。

21 この点については、第4章で詳述する。

22 企業会計審議会(2000)は、「とりわけ不動産を始め事業用資産の価値や収益性が著しく低下している

---

昨今の状況では、それらの帳簿価額が価値を課題に表示したまま、将来に損失を繰り延べているおそれは少なくない。その疑念が財務諸表への社会的な信頼を損ねているという指摘もある。」（1.経緯及び基本的な考え方）と述べている。

23 武田（2004a）6頁。

中根・坂本（2005年）220頁。

24 須田（1999）87頁。

25 武田（2004a）6頁。

26 平松（2004）18頁－28頁。

27 企業会計審議会（2002a）五、2。

28 わが国においては、企業会計原則をはじめとする企業会計基準の設定は戦後一貫して旧大蔵省のもとに設置された企業会計審議会に委ねられていた。しかし、会計基準の設定は、金融行政に関わる所官庁から別個独立した民間組織に委ねる方が望ましいとの機運が国際的にも高まり、2001年7月に財団法人財務会計基準機構が設立された。それに伴って、その下に民間の人材を結集した「企業会計基準委員会」が発足され、以後、わが国における企業会計基準、同基準の適用指針、実務対応報告等の策定は包括的に当委員会に移管され、今日に至っている（醍醐（2008）18頁）。

29 企業会計基準委員会（2009）第1項参照。

30 企業会計基準委員会（2004）参照。

31 中島（省）（1984）194頁－195頁。

32 太田（哲）（1954）36頁。

33 中島（省）（1984）195頁－196頁。

34 辻山（2004）3頁。

35 「意見書」及び「減損会計基準」には、「投資額の回収可能性」の定義は存在しないので、所与のものとして議論している。

36 辻山（2004）3頁－4頁。

37 この投資全体を通じた投資額の回収可能性の考え方について、「論点整理」（企業会計審議会（2000））では、決算日における帳簿価額の回収可能性に基づいて減損を認識する考え方がとられたが、（Ⅱ.1（1））「経過報告」（企業会計審議会（2001））においては、利益計算における費用配分を重視する観点から、投資額の投資期間全体を通じた回収可能性を問題にする考え方がとられた。（第一.一）

38 斎藤（静）（2010）256頁。

- 
- 39 この点については、第4章で詳述する。
- 40 「正規の減価償却」とは、所定の減価償却方法に従い、計画的・規則的に実施される減価償却をいう（河崎（2009）202頁）。この点については、第4章で詳述する。
- 41 米山（2002）309頁。
- 42 「使用価値」または「利用価値」とは、資産の継続的使用及び使用後の処分から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを適切な割引率で割り引いて求められる額をいう（広瀬（2009）264頁）。
- 43 米山（2002）310頁。
- 44 同上、311頁。
- 45 「着手した時点に遡って見積もり直した投資の価値」とは、「将来における収益力低下の事実は、投資に着手した時点においては知られていなかった。こういう現実を離れ、その事実は当初から知りえたものとしたとき、そういうより悲観的な状況で企業はどれだけの成果を問題の償却性資産に期待したはずであろうか。その大きさ」である（米山（2006）213頁）。
- 46 「資本コスト」とは、「資金提供者が企業に対して要求する最低限の期待投資収益率」である（伊藤（2009）657頁－658頁）。
- 47 米山（2006）214頁。
- 48 斎藤（静）（2010）265頁。
- 49 同上、265頁。
- 50 同上、265頁。
- 51 斎藤（静）（2001）506頁。
- 52 斎藤（静）（2010）266頁。
- 53 広瀬（2009）116頁。
- 54 同上、105頁。
- 55 辻山（2011）42頁。
- 56 辻山（2001a）42頁。
- 固定資産の減損会計のような現在価値会計（「貨幣の時間的価値」というコンセプトを導入することによって、キャッシュ・フローの時間的同質性を確保しようとする会計測定）は、「現行の取得原価主義会計の枠組みの中で把握し、位置づけることができる」と解される（古賀（2000）110頁－112頁）。
- 57 中村（2007）345頁。秋葉（2004）67頁－68頁参照。
- 58 「意見書」では、「なお、減価償却などを修正して帳簿価額を回収可能な水準まで減額させる過年

---

度修正は、現在、修正年度の損益とされている。遡及修正が行われなければ、過年度修正による損失も、減損による損失も、認識された年度の損失とされる点では同じである。したがって、当面、この部分を減損損失と区分しなくても、現行の実務に大きな支障は生じない。そのため、本基準では、他の基準を適用しなければならないものを除いて、回収を見込めない帳簿価額を一纏めにして、減損の会計処理を適用することとした。

将来、過年度修正に対して遡及修正が行われるようになった場合には、本基準において減損損失に含まれているもののうち、減価償却の過年度修正に該当する部分については、減価償却の修正として処理される必要があると考えられる。また、この場合には、減価償却の修正前に減損損失を認識することについて、再検討される必要がある」（「意見書」三、3）と指摘している。

<sup>59</sup> 武田（2004a）5頁。

## 第2章 減損会計基準の国際比較—日本基準、アメリカ基準、国際会計基準—

本章では、会計の国際化のなかで、わが国の固定資産に係る減損会計が導入される以前から存在するアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）における減損会計基準や国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：IASC）の国際会計基準（International Accounting Standards：IAS）における減損会計基準とわが国の「意見書」における固定資産の減損会計における基本的な考え方および「減損会計基準」との異同点を明らかにする。このため、本章では、国際的な固定資産の減損会計基準における会計理論を検討する。

具体的には、わが国の減損会計基準導入以前から会計基準として制定されたアメリカ減損会計基準と国際会計基準の概要とその特徴を考察すると共に、前章で明らかとなったわが国の「意見書」及び「減損会計基準」との比較検討を行い、各々の減損会計自体の独自の特徴について、その異同点を明確にする<sup>1</sup>。

### 1 会計基準導入の背景

減損会計を正式な会計基準として最初に公表し・導入したのは、アメリカ FASB であった<sup>2</sup>。アメリカにおける現在の固定資産の減損に関する会計基準は、FASB が 2001 年 8 月に公表した SFAS 第 144 号「長期資産の減損または処分の会計処理」である<sup>3</sup>。かかる基準書は、1995 年 3 月に既に公表されていた SFAS 第 121 号「長期資産の減損および処分予定資産の会計処理」を全面的に差し替えたものであるが<sup>4</sup>、処分予定の固定資産について、SFAS 第 121 号より詳細な規定を設けただけであり、減損処理については SFAS 第 121 号の立場を踏襲するものである<sup>5</sup>。

アメリカでは、すでに 1980 年代の後半には減損会計に対する社会的な要請が高まっており、1987 年には FASB の正式な審議議題として減損会計が挙げられていた。そして、1988 年 11 月に、減損に係る会計基準の設定作業を正式な審議議題として追加したのである。その後、7 年近くの FASB における議論の末に SFAS 第 121 号が基準化されることになったが、1980 年代後半のアメリカにおける減損会計の議論の背景には、1980 年代のビック・バス問題が大きく関係していると考えられる<sup>6</sup>。

ビック・バス（big bath）とは、経営陣の交代等を契機に、いわばそれまでの企業の垢を洗い流す（take a bath）ように、貸借対照表上の資産価額を大胆に切り下げる実務のこ

とである。これにより、将来の利益増加をもたらし、あるいは株価上昇のシグナルとなり、必要以上にその後の企業業績が向上したような印象を投資家に与えることができることから、事業再編に伴う費用の一部として巨額の固定資産に係る損失を計上する企業が増加した。しかし、当時は当該切下げに係る特別な会計基準がなかったため、いつ、どのように当該損失を認識および測定するのかが不明確であり、その会計実務は恣意的に行われていた。その結果、会計処理の企業間比較が損なわれているのではないかと、という懸念があった。そこで、これを防ぐためには、このような自由裁量的な資産の帳簿価額の切下げに対して一定の歯止めをかける必要がある。そのため、貸借対照表上の資産価額はどこまで圧縮することが適切なのか、その後の費用算入額の基礎となる帳簿価額をどの水準に留めることが正しい会計のあり方なのかということが改めて議題の焦点となったのである<sup>7</sup>。

他方、IASC は 1998 年 6 月に公表された IAS 第 36 号「資産の減損」<sup>8</sup> の原案となる公開草案 E55 「資産の減損」を 1997 年 5 月に公表した。IASC が減損会計の問題を取り上げるに至った直接の契機は、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions : IOSC）が IAS を承認する要件であるコア・スタンダード（core standards）またはコア基準<sup>9</sup>の中に「資産の減損」が含まれたことである。このため、IASC は 1996 年 6 月に減損プロジェクトを始動、減損会計の基準化に向けて、1998 年 4 月をその完成目標に検討された。IASC における減損会計に係る会計処理の検討作業は、先行基準であるアメリカ SFAS 第 121 号やイギリス等における同様のプロジェクトを参考にしながら進められた。E55 の内容は、1997 年 6 月にイギリスの会計基準審議（Accounting Standards Board : ASB）から公表された公開草案 FRED（Financial Reporting Exposure Draft）第 15 「固定資産およびのれんの減損」とかなり酷似している<sup>10</sup>。その結果、IAS 第 36 号は、イギリスの財務報告基準（Financial Reporting Standard : FRS）第 11 号「固定資産およびのれんの減損」と調整しつつ、設定された<sup>11</sup>。そして、その後、2004 年 3 月に IASB により、IAS 第 36 号の改訂（revised）が行われた<sup>12</sup>。

アメリカでは、企業の積極的な事業再編成から減損会計実務が広がり、評価切り下げ実務を制限する形で会計基準設定へと繋がっていった。一方、わが国における減損会計基準導入過程は、バブル崩壊という経済状況の下、評価切り下げ実務を促進する形で会計基準設定へと繋がっていった。このように、減損会計を巡る議論の出発点においては、わが国とアメリカでは対照的な経済環境にあったとみることができる。しかしながら、資産の貸借対照表価額と利益計算の関係について、従来の減価償却の枠を越えて対処すべき問題の

所在が顕在化していたという点においては、両国の問題意識には共通する部分があったとみることができる<sup>13</sup>。他方、IAS 第 36 号は包括的国際基準としての網羅性を確保するために欠落している基準整備の一環として導入されており、わが国およびアメリカにみるような社会経済的な要請とは異なる背景のもとで導入された基準であると解される。

## 2 会計基準における減損会計処理<sup>14</sup>

ここでは、SFAS 第 144 号および IAS 第 36 号の主要な論点について、前章と同様の観点をを用い、(1) 減損の意義と減損の可能性、(2) 減損損失の認識と測定、(3) 減損損失計上後の取扱いの規定を中心に考察し両者の減損会計基準における会計処理の特徴を明らかにする<sup>15</sup>。その際、前章で明らかとなったわが国の減損処理との比較・検討を行い、わが国の減損会計の特徴を浮き彫りにする。

〔表 1〕 減損会計基準の国際比較<sup>16</sup>

	日本基準	アメリカ基準 (SFAS第144号)	国際会計基準 (IAS第36号)
対象資産	すべての固定資産（金融資産、繰延税金資産、前払年金費用を除く）	長期性資産、識別可能無形資産（金融商品、繰延税金資産、のれん、非償却性無形資産を除く）	すべての資産（棚卸資産、工事契約から生じる資産、繰延税金資産、従業員給付から生じる資産、金融資産を除く）
資産のグルーピング	概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位	概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位	概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位
減損調査の対象資産	減損の兆候のある資産	減損の兆候のある資産	減損の兆候のある資産
減損処理にあたり考慮するキャッシュ・フロー（CF）	「意見書」：投資期間全体のCF 「減損会計基準」：実務上の考慮により将来CFのみ	将来CFのみ	将来CFのみ
減損損失の認識	帳簿価額>割引前CF（蓋然性基準）	帳簿価額>割引前CF（蓋然性基準）	帳簿価額>回収可能価額（経済性基準）
減損損失の測定	帳簿価額－回収可能価額	帳簿価額－公正価値	帳簿価額－回収可能価額
減損損失の戻入れ	しない	しない	する



なお、明確に理解できるように作成した各国の減損会計基準の異同点を一覧にした〔表 1〕を参考にしながら以下、検討を進めたい。

### （１）減損の意義と減損の可能性

ここでは、先ず「減損および減損損失の意義」、そして減損会計の具体的な会計処理を適用するにあたっての「適用資産の範囲」および「減損の兆候と資産のグルーピング」について、SFAS 第 144 号及び IAS 第 36 号に言及すると共に、わが国の固定資産に係る減損会計との比較を行う。

#### ① 減損および減損損失の意義

SFAS 第 144 号の基底にあるのは、減損した資産を売却せずに使用し続けるという意思決定であり、経済的には当該資産に投資するという意思決定に相当するという考え方である（B34）。SFAS 第 144 号における減損とは「保有・利用目的の長期性資産の帳簿価額がその公正価値を上回る状態」と定義されている（7 項）。この定義の一方で、減損損失は、資産の帳簿価額が回収不能で、かつ、その公正価値を上回る場合に認識される（7 項）（「公正価値」については、「（2）減損損失の認識と測定」で言及する）。

他方、IAS 第 36 号の基底にある考え方は、企業が資産に回収可能価額以上の帳簿価額を付さないことを保証するための手続きを規定するという考え方である（1 項）。資産は、その帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に減損している（8 項）。そこで、IAS 第 36 号では、「減損損失とは、資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額をいう」と定義されている（6 項）。ここで、回収可能価額とは資産の売却費用控除後の公正価値（正味売却価額）と使用価値のどちらか高い金額であると定義されている（6 項）（「売却費用控除後の公正価値（正味売却価額）」と「使用価値」の意味については、「（2）減損損失の認識と測定」で言及する）。

他方、わが国の減損会計の基底にある考え方は、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額することとされており、減損の定義については、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態とされている。

各々の減損の定義は、基本的に固定資産の帳簿価額が回収不能である場合に、回収可能

な金額で当該固定資産を財務諸表に反映させるという点で同様と考えられる。

## ② 適用資産の範囲

SFAS 第 144 号は、保有・利用目的の長期資産または処分予定の長期資産を適用対象とするものである。これには (a) キャピタル・リースとして処分される借手側の長期資産、(b) およびオペレーティング・リースとして処理される貸手側の長期資産、(c) 特定の確認済みの石油・ガス採掘資産、および (d) 長期前払費用も対象となる (3 項)。

他方、SFAS 第 142 号において規定されている (a) のれん、および (b) 非償却性の無形資産、(c) 金融機関の長期的顧客関係から生じる資産、(d) 金融商品、(e) 繰延保険契約獲得費用、(f) 繰延税金資産、および (g) 未確認の石油・ガス採掘資源については適用除外資産とされている。その他、特定の業種固有の資産については該当する会計基準に準拠するものとし、SFAS 第 144 号は適用されない。

他方 IAS 第 36 号は (a) 棚卸資産、(b) 工事契約から生じる資産、(c) 繰延税金資産、(d) 従業員給付から生じる資産、(e) IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の範囲内の金融資産、(f) 公正価値で測定された投資不動産、(g) 農業活動に関連した生物資産で販売時費用控除後の公正価値で測定されるもの、(h) IFRS 第 4 号「保険契約」の範囲に含まれる保険契約の下での保険者の契約上の権利から生じる繰延取得コスト及び無形資産、(i) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」に従って売却目的の保有に分類された非流動資産 (または処分グループ) を除くすべての資産に適用される (2 項)。

なお、金融資産であっても、(a) IAS 第 27 号「連結および個別財務諸表」において定義された子会社、(b) IAS 第 28 号「関連会社に対する投資」において定義された関連会社、(c) IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」において定義されたジョイント・ベンチャーは適用範囲に含まれるとしている (4 項)。

わが国の「減損会計基準」では、固定資産に分類されている資産 (有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産) を減損会計の対象資産とするが、そのうち、別の基準に減損処理に関する定めがある資産は除くとされている。「減損会計基準」の適用対象となる資産は企業が保有するほぼすべての固定資産である点、そして、別の会計基準に同様の規定がある項目について対象資産から除くとしている点に関しては、その基本的な考え

方は、SFAS 第 144 号及び IAS 第 36 号と同様であるといえる。

### ③ 減損の兆候と資産のグルーピング

SFAS 第 144 号では、資産（資産グループ）について、その帳簿価額が回収不能となる恐れがあるという事象や状況変化（減損の兆候）がある場合には、減損の有無をテストしなければならない。つまり、決算日ごとに対象資産のすべてについて減損テストを求めるものではなく、このことは実務上のコスト負担に対する配慮によるものである。なお、資産のグルーピングについては、他の資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したものとして識別可能なキャッシュ・フローをもたらす最小単位としている（10 項）。

減損の兆候として次の事項が例示されており（8 項）、該当する場合には資産（資産グループ）の回収可能性テストを行わなければならない。

- (a) 資産の市場価額が著しく下落している
- (b) 資産の使用される範囲もしくは方法に重要な変化が生じている、あるいは資産に著しく、かつ不利な物理的变化が生じている
- (c) 規制当局による不利な決定や査定等を含む、資産の価値に影響を及ぼす可能性がある法的要因または事業環境における著しく、かつ不利な変化が生じている
- (d) 資産の取得または建設のために当初期待していた金額を著しく超過する累積的な原価が発生している
- (e) 資産の使用に関連して、当期の営業損失またはキャッシュ・フローのマイナスが生じた場合で、かつ過年度から継続して生じている場合、または将来的にも継続的に生じていると予測される状況がある
- (f) 当初見積もられた耐用年数の経過時点よりも遥かに早く、売却その他の方法で処分される可能性が、現時点において 50%を超える確率で予想される状況がある

他方、IAS36 号では、企業は、各貸借対照表日ごとに、資産（資産グループ）が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しなければならない。もし、そのような兆候が一つでもあれば、企業は、その資産の回収可能価額を見積もらなければならない（9 項）。逆に、減損損失の可能性を示す兆候が存在しない場合には、回収可能価額の正式な見積もりは要求されない（8 項）。また、IAS 第 36 号では、回収可能価額を個々の資産について見積もることを原則としている。そして、個別に回収可能価額を見積もることが不可能な

場合に、その資産が属する現金（キャッシュ）生成単位について回収可能価額を決定するのである（66項）。ここで「現金（キャッシュ）生成単位」とは、資産のグルーピングされた単位である。現金生成単位とは、そこに含まれる資産の継続的使用によってキャッシュ・フローをもたらすものと特定される資産グループの最小単位をいい、他の資産や資産グループのキャッシュ・フローと概ね独立したものとされている（6項）。

資産（資産グループ）が減損している兆候があるか否かを評価する際に、企業が考慮しなければならない情報として、外部からのものと内部からのものとの2種類がある。それらの情報源は、以下のとおりである（12項）。

まず、外部の情報源としては次のものが例示されている。

- (a) 当期中に、時間の経過または正常な使用によって予想される以上に、資産の市場価値が著しく低下している。
- (b) 企業が営業している技術的、市場的、経済的もしくは法的環境において、または資産が利用されている市場において、当期中に企業にとって悪影響のある著しい変化が発生したか、または近い将来に発生すると予想される。
- (c) 市場利率または投資についてのその他の市場収益率が当期中に上昇し、かつ、これらの上昇が資産の使用価値の計算に用いられる割引率に影響して資産の回収可能価額を著しく減少させる見込みである。
- (d) 報告企業の純資産の帳簿価額が、その企業の株式の市場価値を超過している。

次に、内部の情報源としては次のものが例示されている。

- (e) 資産の陳腐化または物的損害の証拠が入手できる。
- (f) 資産が使用されており、または使用されると予測される範囲もしくは方法に関して、当期中に企業にとって悪影響のある著しい変化が発生し、または近い将来において発生すると予測される。これらの変化は、資産の属する事業の廃止もしくはリストラクチャリングまたは予定されていた期日以前の資産の処分の計画を含む。
- (g) 資産の経済的成果が予想していたより悪化し、または悪化するであろうということを示す証拠が、内部報告から入手できる。

資産のグルーピングについて、わが国の「減損会計基準」は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で

行うこととされている。IAS 第 36 号では、資産グループを現金生成単位と呼称しているが、わが国の「減損会計基準」、SFAS 第 144 号及び IAS 第 36 号共に、その内容はほぼ同様のものである。また、わが国の「減損会計基準」は、実務上の過大な負担を避けるために減損対象資産すべてについて減損の有無を判定するのではなく、減損が生じている可能性を示す事象がある資産のみを対象に判定するとしており、また上述した減損の兆候を示す事象はあくまで例示であるとしている点でも、SFAS 第 144 号及び IAS 第 36 号と同様である。

## (2) 減損損失の認識と測定

ここでは、減損損失の期間帰属を決定する「減損損失の認識」および認識された減損損失の金額を定める「減損損失の測定」の会計処理を確認し、わが国との比較を行う。

### ① 減損損失の認識

SFAS 第 144 号では、資産の帳簿価額が回収可能か否かの判定は、割引前の将来キャッシュ・フローの総額を用いて行われる。すなわち、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示している兆候がある場合には、当該資産（資産グループ）の継続的な使用と最終的な処分から生じると期待される将来純キャッシュ・フローを見積もり（利息費用は見積もりから除外される）、その資産の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローと比較して、その帳簿価額が回収可能でない場合、つまり、「帳簿価額 > 割引前将来キャッシュ・フロー」である状態の場合にのみ減損損失を認識する（16 項）。なお、この回収可能テストで用いる将来キャッシュ・フローは、資産（資産グループ）の使用に関する企業の固有の事情に基づく仮定を反映した合理的に見積もられたものでなければならない（17 項）。

一方、IAS 第 36 号では、減損の認識を行う際に、帳簿価額と比較する金額として「回収可能価額」を用いる。繰り返しとなるが、回収可能価額とは、資産の売却費用控除後の公正価値、すなわち正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を指す。ここに、「売却費用控除後の公正価値」とは取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件による資産の売却から得られる金額から処分費用を控除した額をいい（6 項）、「使用価値」とは、資産またはキャッシュ生成単位から生じると予測される将来キャッシュ・フローの現在価値をいう（6 項）。なお、処分費用とは、資産の処分に直接帰属させることができる増分費用で、財務費用及び法人税等の費用を含まないものをいう（6 項）。

使用価値の測定においては、将来キャッシュ・フローの予測と割引率の決定を行わなければならない。将来キャッシュ・フローの予測は、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積もりを反映する、合理的かつ支持しうる前提を基礎にしなければならない（33 項（a））。この際に、その予測は経営者によって承認された直近の財務予算／予測を基礎にしなければならないが、より長い期間を正当化し得ない限り、最長でも 5 年でなければならない（33 項（b））。また、割引率は、（a）貨幣の時間価値、および（b）当該資産に固有なリスクに関する現在の市場評価を反映した税引前の利率でなければならない（55 項）。ここでは、「現在の市場評価を反映した」という限定を付すことにより、過去の利率に基づく割引率が否定されている（BCZ53 項（a））。また、将来キャッシュ・フローの見積もりに当該キャッシュ・フローの将来の発生確率が織り込まれているのであれば、割引率は信用リスクがない場合の利率が適用されるべきであることも規定されている。

企業は、減損が生じている資産については、その資産を売却するか、あるいは継続使用し続けるかの二つの選択しかないため、合理的な選択を行う企業であれば、企業がある特定の資産からキャッシュを得ようとするためには、それを売却するか、継続使用して将来にわたってキャッシュを得るかのどちらか有利な方を選択するはずである。したがって、企業が特定資産の売却決定をし、直ちに得られるキャッシュである正味売却価額と、当該資産を使用し続けた場合に、その資産から将来得られるキャッシュ・フローである使用価値のどちらか大きい方が回収可能価額であると考えることができる（BCZ9 項）。IAS 第 36 号が、資産の回収可能価額を正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額と規定するのは、かかる理由による。そして、回収可能価額、すなわち正味売却価額と使用価値のいずれか高い方が、資産の帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識する（6 項）。

わが国の「減損会計基準」では、減損の兆候が認められる資産について、資産（資産グループ）から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産（資産グループ）から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する。この帳簿価額と比較する数値に割引前キャッシュ・フローを採用する点は、SFAS 第 144 号と同様の考え方になっている。他方、IAS 第 36 号は、上述したように減損の認識の際に回収可能価額を用いて帳簿価額と比較する。回収可能価額とは、資産の正味売却価額と当該資産の継続使用によって生じる将来キャッ

シュ・フローと耐用年数終了時の資産処分によって生じる将来キャッシュ・フローの割引現在価値で求められる使用価値のいずれか高い金額である。使用価値が、正味売却価額を超過する場合に使用価値が回収可能価額となることから、割引後将来キャッシュ・フローを利用して減損を認識する。つまり、わが国の「減損会計基準」および SFAS 第 144 号は、減損損失の認識において「割引前」の将来キャッシュ・フローを、IAS 第 36 号では「割引後」の将来キャッシュ・フローを用いている。

## ② 減損損失の測定

資産の帳簿価額が、当該資産からもたらされると期待される割引前の将来キャッシュ・フローの総額を上回った場合には、資産の帳簿価額は回収可能ではないと認められ、したがって、減損損失が認識される。減損損失の認識に続く段階として、減損損失の測定が行われる。SFAS 第 144 号では、減損損失の認識を行う時と減損損失の測定を行う時とで、帳簿価額と比較する金額が異なる。

減損損失は、資産の帳簿価額が資産の公正価値を超過する金額として測定する (22 項)。SFAS 第 144 号では、減損損失の測定に公正価値が用いられる。これは、減損した資産を売却せずに使用し続けるということは、価値的側面においては当該時点での当該資産の使用価値がその売却価格を上回っているということの意味するが、資金的側面においては公正価値 (すなわち市場価格) に等しい企業資金を投じて当該資産を再取得したのと同じ結果になるからである。すなわち、この意味で減損した資産を売却せずに使用し続けるという意思決定は、経済的には当該資産に投資するという意思決定に相当するということができるのである (69 項)。

ここで、当該資産の公正価値とは、取引する意思を有する者の間における現在の取引において (すなわち、強制的または清算時における売却取引におけるものではない) 購入または売却される金額である (22 項)。活発な市場における市場価格は公正価値の最善の証拠とされ、入手可能である場合にはこれを用いる。しかし、市場価格が入手できない場合には、類似の資産 (資産グループ) の市場価格、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、オプション評価モデル等の各種評価法を用いた結果等 (18 項) のその状況において入手可能な最善の情報に基づいて、公正価値を見積もるものとしている (22 項)。

なお、SFAS 第 144 号は、伝統的なアプローチ (単一の「最善の見積もり」) を資産固有

のリスクを反映した市場利子率で割り引く SFAS 第 121 号で採用されたアプローチ) と、財務会計概念書 (SFAC) 第 7 号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の利用」で提言された期待キャッシュ・フロー・アプローチの両者の採用を認めている。しかしながら、将来キャッシュ・フローの金額と時期の両方に不確実性を伴う資産については、期待キャッシュ・フロー・アプローチの方が適切な技法であると指摘している (23 項)。期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、公正価値の推定値としての現在価値は、①将来のキャッシュ・フローを生起確率で加重平均した期待値を見積もり、②この不確実な期待キャッシュ・フローに対してリスク調整を施し、③その結果得られるリスク調整後期待キャッシュ・フローを無リスク利子率で割り引くことによって計算される。

回収可能テストにおいて用いられる将来キャッシュ・フローの見積もりでは企業自身の仮定に基づいた割引前将来キャッシュ・フローの総額が用いられる。これとは対照的に、減損損失の測定においては、公正価値を測定するために市場参加者の仮定に基づいた割引額が用いられる。しかしながら、市場参加者の仮定を知りえない場合には、企業自身の将来キャッシュ・フローに関する見積もりをそのまま用いることもできるとされている (24 項)。

一方、IAS 第 36 号では、資産の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額にまで減額しなければならない。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額が減損損失であり、それは直ちに損益計算書において費用として認識しなければならない (59 項および 69 項)。国際会計基準においては、減損損失の認識および測定基準は共に回収可能価額である。

わが国の「減損会計基準」は、減損損失を認識すべきであると判定された資産 (資産グループ) については、帳簿価額を回収可能価額 (正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額) まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失に計上することとした。これは、IAS 第 36 号における減損損失の測定基準と同様である。

また、キャッシュ・フローの見積もり方法において、SFAS 第 144 号は、割引前将来キャッシュ・フロー総額の見積もりにおいては、選択肢がある場合や見積もりに幅がある場合には有用であるとして、生起する可能性の最も高い単一の金額を見積もる方法 (単一の最善の見積もり方法) と生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額 (期待値) を見積もる方法 (確率加重平均方法) のいずれの方法も認めて



いる（17項、B21項－B22項）。また、IAS第36号でも、使用価値の算定に当たって、経営者の最善の見積値、すなわち単一の最善の見積もり方法を原則とし、確率加重平均方法も許容されるが要求はされていない（33項（a）、BCZ42項）。このような国際的な基準の動向を受けて、わが国の「減損会計基準」も、単一の最善の見積もり方法と確率加重平均方法のどちらか一つの方法に絞るのではなく、両者を並列させたものと考えられる。

### 3 減損損失計上後の取扱い

最後に、減損損失の認識及び測定後の会計処理である「減損損失計上後の減価償却」および「減損損失の戻入れ」について、わが国との異同点を確認する。

#### ① 減損損失計上後の減価償却

減損損失を計上した後に、当該資産に関しては、減損会計手続きのみを適用するという考え方と、減損損失計上後の帳簿価額を基礎に減価償却を実施し、減損している兆候がある場合にのみ減損手続きを適用するという考え方の二つがある。

SFAS第144号では、減損損失が認識された場合、公正価値まで減額された資産の帳簿価額が、当該資産の新しい原価となる。減価償却資産については、新しい原価が残存耐用年数にわたって減価償却される（15項）。

他方、IAS第36号では、減損損失を認識した後には将来の期間にわたり資産の改訂後の帳簿価額から（もしあれば）残存価額を控除した金額を残存耐用年数にわたって規則的に配分することにより、当該資産の減価償却費を調整しなければならないとし（63項）、減価償却を実施することを前提とした規定をおいている。

わが国の「減損会計基準」も上記二つの基準と同様に、減損処理を行った固定資産について、減損処理後の帳簿価額をその後の事業年度にわたって適正に原価配分するため、毎期計画的、規則的に減価償却を行う。

#### ② 減損損失の戻入れ

SFAS第144号では、継続使用する資産については、以前に認識された減損損失の戻入れは禁止されている（15項）。結論の背景によれば、「減損の会計処理を検討する上で、減損処理を行った資産について、戻入れを求めるべきか禁止すべきかについて考慮したが、減損による損失は、減損資産に対し、減損していない他の固定資産と同一の基礎に置く新

しい原価の基礎をもたらすべきであり、現行の会計モデルの下で規定されている処理を変えるべきではない」(B53 項)との考え方により、戻入れは行わないとの結論に至ったことが示されている。SFAS 第 144 号では、減損した資産の使用を継続することは、過去の損失を切り捨て、当該資産に対する再投資を行う意思決定に相当すると考えられている。このため、戻入れを行うことは将来キャッシュ・フローの見積もりに基づいて、固定資産の再評価を行うことになり、再評価を一般的に禁止している現行の会計処理に整合しないものと考えられている。

他方、IAS 第 36 号では、各貸借対照表日において過年度中に減損損失を計上した資産に係る回収可能価額を算定するために用いられた見積もりに変更があった場合にのみ、減損損失の戻入れを行わなければならないことを定めている(114 項)。具体的には、企業は最低限、次の兆候の有無を検討し、当該兆候が存在する場合には、当該固定資産の回収可能価額を再度見積もる必要がある(111 項)。

外部の情報源としては次のものが例示されている。

- (a) 当期中に、資産の市場価値が著しく低下している。
- (b) 企業が営業している技術的、市場的、経済的もしくは法的環境において、または資産が利用されている市場において、当期中に企業にとって有利な影響のある著しい変化が発生したか、または近い将来に発生すると予想される。
- (c) 市場利率または投資についてのその他の市場収益率が当期中に下落し、かつ、これらの下落が資産の使用価値の計算に用いられる割引率に影響して資産の回収可能価額を著しく増加させる見込みである。

内部の情報源としては次のものが例示されている。

- (d) 資産が使用されており、または使用されると予測される範囲もしくは方法に関して、当期中に企業にとって有利な影響のある著しい変化が発生し、または近い将来において発生すると予測される。これらの変化は、資産の属する事業の廃止もしくはリストラクチャリングのために追加された、当該期間に発生した費用を含む。
- (e) 資産の経済的成果が予想していたより良好であり、または良好であろうことを示す証拠が、内部報告から入手できる。

このように、「111 項」の減損損失の減少の可能性を示す兆候は、主として上述した「12

項」の減損損失の可能性を示す兆候と対をなしている（112項）。

上記の兆候の結果、回収可能価額の見積額に変更がある場合には、資産（のれん以外）の帳簿価額をその回収可能価額まで増額し、この戻入れによって増額した金額は損益計算書において直ちに収益として認識される（119項）。ただし、当該資産が再評価金額で計上されている方法（例えば、IAS第16号「有形固定資産」における再評価処理）を採っている場合には、戻入れは評価価額の増加として処理する。この場合、減損損失の戻入れは、再評価剰余金として、直接株主持分を増加させる。しかし、減損損失が以前に損益計算書上の費用として認識されている場合、その範囲で当該減損損失の戻入れは収益として認識される（120項）。そして帳簿価額の増加額は、過年度において当該資産について認識された減損損失がなかったとした場合の（償却または減価償却控除後の）帳簿価額を超えてはならないとしている（117項）。

このように、SFAS第144号では、減損損失の戻入れを認めておらず、逆にIAS第36号では減損損失の戻入れを強制している。他方、わが国の「減損会計基準」は減損損失の戻入れを行わないこととしている。この点に関して、わが国の「減損会計基準」はSFAS第144号と同様である。

#### 4 減損会計基準の理論

第2節での考察から、SFAS第144号の基底には、減損した資産を売却せずに使用し続けるという意思決定があり、経済的には当該資産に投資するという意思決定に相当するという考え方であることがわかった。その趣旨は、減損の認識時点において、当該時点の公正価値に等しい企業資金を当該資産に再投資するという取引を擬制する点にある<sup>17</sup>。かかる擬制の下では、SFAS第144号が主張するように、減損処理時点の資産価額である公正価値が、当該資産の「新しい原価の基礎」としての意味を帯びることになる。したがって、SFAS第144号は、固定資産の帳簿価額を正規の減価償却の枠外で追加的に切り下げる必要性を事実上の新規投資とみなしうる「使途の変更」に求めている<sup>18</sup>。

この考え方をさらに敷衍すれば、減損処理後は減損処理時点において再設定された期待将来キャッシュ・フローに基づいて、当該資産の運用に関わる利益計算を每期継続的に実施するという意味を意味する。したがって、減損処理時点での公正価値を当該資産の「新しい原価の基礎」として将来期間に繰り延べるという規範的な意味が生じるのである。そして、計算構造の観点から言及すれば、このような新たな公正価値の繰延処理が、SFAS

第 144 号が想定する期間損益計算において、不可欠の前提となると考えられる<sup>19</sup>。このような会計思考の下では、減損損失の戻入れはその金額のいかんによらず評価益の計上を意味することになるので、SFAS 第 144 号がこれを禁止するのは当然の論理的帰結と解される<sup>20</sup>。

また、回収可能性テストにおいて用いられる正味将来キャッシュ・フローは現在価値への割引を考慮しない期待将来キャッシュ・フローの単純総和なので、当該金額が期待将来キャッシュ・フローの割引現在価値よりも大きくなる分だけ減損認識のハードルは高くなる<sup>21</sup>。すなわち、SFAS 第 144 号は、帳簿価額（ないし修正帳簿価額）を原価基礎（ないし新しい原価基礎）として将来会計期間にわたって長期安定的に繰り延べる可能性を相対的に高める基準となっていると考えられる<sup>22</sup>。

これらのことから、SFAS 第 144 号で主張される減損処理の本質は、資産原価の修正であると理解される。すなわち、SFAS 第 144 号の基底にある「減損した資産を売却せずに使用し続ける」という意思決定は、経済的には、当該資産に投資するという意思決定に相当する」という考え方の本質は修正原価主義であり、その限りで、それは原価主義会計の枠を超えるものではないといえることができる<sup>23</sup>。かかる会計思考の下では、回収可能価額の減少は、資産の減損それ自体として認識されるのではなく、資産原価の当期配分額を決定するための基準（原因事象）として認識されることになる<sup>24</sup>。つまり、SFAS 第 144 号が想定する会計思考の下では、減損損失の計上は、原価配分の一形態であると考えられる<sup>25</sup>。このように SFAS 第 144 号は、減損の会計を「新しい原価」の設定、すなわち「新しい損益計算」の出発点と捉え、それを取得原価主義会計の延長線上で行っていると考えることができるのであって、その会計思考は、減損損失を適正に反映するという損益計算思考が強いものと解される。

他方、IAS 第 36 号の基底をなすのは、企業が資産に回収可能価額以上の帳簿価額を付さないことを保証するための手続きを規定するという考え方である。その趣旨は、経営者の合理的な行動を織り込み、資産の帳簿価額が正味売却価格と使用価値のいずれか高い方の金額によって与えられる回収可能価額を超えないようにすることを保証する点にある。したがって、IAS 第 36 号は、正規の減価償却の枠外で評価額を追加的に切り下げる理由として、固定資産の帳簿価額に係る回収可能性が損なわれる場合の存在を挙げている<sup>26</sup>。

IAS 第 36 号は、こうした減損処理に、SFAS 第 144 号およびわが国の「減損会計基準」にみるようなハードルの高い回収可能性テストを課すことなく、各貸借対照表日ごとの継

続的かつ反復的な会計処理として要求している。つまり、減損の認識時点において再設定された将来キャッシュ・フローの期待値は長期安定的に繰り越すことを予定されたものではなく、後続の各貸借対照表日ごとに当該資産の回収可能価額に照らして再々設定することが予定されているものと考えられる<sup>27</sup>。IAS 第 36 号は、このような認識操作を通じて、各貸借対照表日ごとの回収可能価額を極力、資産価額に反映させようとする基準となっている。SFAS 第 144 号およびわが国の「減損会計基準」とは対照的に、IAS 第 36 号が減損損失の戻入れを要請しているのは、それが当該各時点における回収可能価額を資産価額に反映させる会計処理となるからである。それは、IAS 第 36 号が掲げて立つ「企業が資産に回収可能価額以上の帳簿価額を付さないことを保証するための手続きを規定する」という考え方からすれば、当然の要請と考えられる<sup>28</sup>。

こうした会計思考は、投資時点の資産価額（当該資産の原初取得原価）を期間損益計算の基礎として将来会計期間にわたって長期安定的に繰り延べることを原則的要請とする取得原価主義とは異質な会計思考である。それは、より端的に言えば、時価会計の系譜に属する会計思考と解される<sup>29</sup>。

IAS36 号が依拠する会計思考は、「企業にとっての価値（value to the business）」に基づく資産評価を指向するイギリスの「現在原価会計（current cost accounting）」に求めることができる<sup>30</sup>。「企業にとっての価値」に基づく資産評価は、サンディランズ委員会報告書において公式的に提唱された後、会計基準委員会（Accounting Standards Committee : ASC（現、会計基準審議会（ASB））の会計実務基準書（Statement of Standard Accounting Practice : SSAP）第 16 号によって基準化されたものである<sup>31</sup>。SSAP 第 16 号では、「正味実現可能価額」と「将来の利用から回収可能な金額（使用価値）」のいずれか高い方の金額を資産の「回収可能価額」とし、かかる回収可能価額と「現在取替原価」のいずれか低い方の金額を「企業にとっての価値」、すなわち当該資産の評価価額とすることが求められている<sup>32</sup>。

「現在取替原価」を「帳簿価額」と置き換えれば、上述した SSAP 第 16 号の論理構成は、IAS 第 36 号のそれと基本的に一致することになる。IAS 第 36 号が「現在取替原価」を「帳簿価額」と置き換える理由は、IAS 第 36 号では、対象を減損資産に限定しているためである<sup>33</sup>。IAS 第 36 号では、いわば「減損資産の企業にとっての価値」概念を適用している<sup>34</sup>。

こうした会計思考にもとづく減損会計においては、回収可能価額の減少は資産原価の当期配分額を決定するための基準としてではなく、資産の減損それ自体として認識されることになる。つまり、そこでは資産価値の減少が会計上の直接的な認識及び測定対象とされ

ている。したがって、IAS 第 36 号の基底をなす会計思考に、取得原価主義会計に通じる思想的要素を認めることはできず、それは資産の回収可能価額を適切に反映させるという資産測定思考が強いものと考えられる<sup>35</sup>。

わが国の「減損会計基準」は、すでにみてきたように、本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性に基づき減損処理を行い、投資額の回収が見込めなくなった時点で将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と考えている。つまり、資産価値の変動によって利益の測定や、決算日における資産価値の貸借対照表での表示を目的とはしておらず、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額であると位置付けている。このことから、わが国の「減損会計基準」は、IAS36 号のように貸借対照表に表示すべき帳簿価額を直接的な問題とはしておらず、SFAS 第 144 号と同様に、収益性の低下に基因し、もはや投資の回収が見込めない減損損失を当期の損失として、適正に反映するという損益計算の合理性に大きな関心が向けられている。

ここで、わが国の「減損会計基準」は、実務を考慮した結果、将来稼得しうる投資の成果のみを考慮し、過去の投資の成果を考慮しない点で、SFAS 第 144 号および IAS36 号と同様であると考えられる。しかしながら、わが国の「減損会計基準」の基本理念は、「意見書」で示されている「過去の回収額も含めた投資期間全体を通じた投資額の回収可能性」の評価である。このことから、わが国独自の特徴としては「投資期間全体を通じた投資額の回収可能性」という減損会計の論理および考慮するキャッシュ・フローに関して、「意見書」と「減損会計基準」との間に期間的差異が存在することである。

## 5 減損会計がもたらした会計機能の変容

それでは現行のアメリカ基準、国際基準および日本基準における認識や測定の比較と、そこで用いられている減損損失の認識及び測定に用いられる割引現在価値の違いについて考えたうえで、減損会計がもたらした会計機能を明らかにしてみたい。

アメリカ基準と日本基準では、資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失が認識される。一方、国際基準では、割引前将来キャッシュ・フローではなく、回収可能価額（売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額）と帳簿価額とを比較して減損損失の認識を行なう。すなわち、アメリカと日本の減損会計基準は、伝統的な取得原価主義会計の下で減損損失の認識を説明するが、国際基準

の減損会計基準は、資産・負債観の下での公正価値評価の考え方に基づいて減損損失の認識を説明している<sup>36</sup>。

次に、減損損失額の測定については、アメリカ基準では使用目的の資産と処分目的の資産に分けて会計処理が定められており、使用目的の資産は公正価値に基づいて減損損失が把握される。ただし、適切な市場価格が得られない場合には公正価値の代用として割引現在価値が用いられる。また、処分目的の資産は、正味実現可能価額に基づいて減損損失が把握されていたが、公正価値から処分費用を除いたものが用いられるようになった。国際基準では、回収可能価額に基づいて減損損失が把握される。日本基準では、回収可能価額（正味売却価額と使用価値の高い方）に基づいて把握される。アメリカ基準では、経営者の裁量的判断を除去するために市場の原理を最も重視して、当該資産の売却時価を評価して、減損損失を測定する。それに対して、国際基準と日本基準は、当該資産が将来どれだけ経済的便益を創出するかに焦点を当てて、将来の資金の回収可能価額により価値評価を行ない、減損損失を測定する。

このように、日本基準は減損損失の認識においてはアメリカ基準と、測定においては国際基準と共通している。

アメリカ基準、国際基準および日本基準では、測定に用いられる割引現在価値に違いがある。固定資産の減損に用いられる割引現在価値については、アメリカ基準が公正価値に基礎を置いているのに対して、国際基準と日本基準は回収可能価額に基礎を置いている。またアメリカ基準と国際基準や日本基準ではキャッシュ・フローの考え方が異なる。アメリカ基準では公正価値の代用として割引現在価値が用いられるので、市場の期待が反映されたキャッシュ・フローが用いられる。他方、国際基準では使用価値が想定されているので、企業の見積りに基づくキャッシュ・フローが用いられている。これは日本基準も同様である。アメリカ基準では、固定資産の帳簿価額と割引前キャッシュ・フローを比較する。このときのキャッシュ・フローは、内部予算や経営計画など企業自身の仮定に基づくものである。そして、前者が後者によって回収できない場合には、当該固定資産の帳簿価額と公正価値の差額を計算し、それを減損損失とする。このときの公正価値としては、活発な市場における公表市場価格が最善であるが、利用できない場合は、類似資産の価格あるいは評価技法が用いられる。評価技法を用いる場合のキャッシュ・フローは、原則として、市場参加者の仮定に基づくものであるが、過度な費用あるいは努力を必要とする場合には、

企業自身の仮定に基づくことができ、市場参加者が異なる仮定を用いるであろうことを示す反証がない限り、企業自身の仮定に基づくことができる。一方、国際基準の使用価値を測定するために用いられるキャッシュ・フローは、財務予算や経営計画など経営者の最善の見積りに基づくものである<sup>37</sup>。

歴史的な原価会計では伝統的に原則として原価（入口価値＝キャッシュ・アウトフロー）によって測定するが、公正価値会計では公正価値（出口価値＝キャッシュ・インフロー）によって測定する<sup>38</sup>。固定資産への減損会計の導入において、アメリカ基準では市場の期待を反映した公正価値が使われている。また、国際基準や日本基準では割引現在価値が使われているが、それらの割引現在価値は、企業の見積りに基づく将来キャッシュ・インフローにより測定されるものである。いずれの基準も、将来キャッシュ・インフローを基に計算することになるので、より公正価値会計に近いものとなる。つまり、減損会計基準の導入により、三つの基準は、歴史的な原価会計から公正価値会計に近づく方向性にあるといえる。

また、アメリカ基準では、SFAS 第 157 号において公正価値を測定するための評価技法のインプットについて「公正価値のヒエラルキー」が定められている。市場価格が観察不能な場合は、市場参加者が用いる仮定に関して報告企業自身の見積りを反映したインプットを用いることができる。いわゆる「レベル 3」である。この SFAS 157 の「公正価値のヒエラルキー」については、わが国の企業会計基準委員会から 2009 年に公表された「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」でも紹介され、このようなヒエラルキーを導入することが提案されている（論点整理 68-77 項参照）。

このように、アメリカ基準が市場の期待を基にしたものであり、国際基準や日本基準が経営者の最善の見積りを基にしたものであるという違いはあるものの、3つの減損会計基準は、将来キャッシュ・インフローを基に計算される点で、減損会計基準は、公正価値会計に近いものになっていると考えることができる。

財務報告の目的には大きく二つの機能が挙げられる。一つは「利害調整機能」であり、もう一つは「情報提供機能」である。「利害調整機能」は、原価主義会計や収益・費用中心観とともに「会計的一元論」と整合的である。一方、「情報提供機能」は、公正価値会計・現在価値会計や資産・負債中心観とともに「経済的一元論」と整合的である<sup>39</sup>。その点でいえば、公正価値や割引現在価値による測定を行なう減損会計基準の導入は、財務報



告の目的観を大きく「情報提供機能」に向けたことになる。

利害調整機能のための会計は、客観的な証拠に基づいた帳簿記録が不可欠で、いわば一円たりとも無視できない利害関係者間の分配を取り扱う会計であるといえる。そこでは、利害調整機能は、投資意思決定のための情報提供機能とは一線を画する必要がある。会計が、利害調整機能を果たしたうえで情報提供機能を強化するのであれば問題はないといえるが、利害調整機能を空洞化させる方向で作用しているとすれば、大問題である<sup>40</sup>。しかし事態はまさしくそのとおりで、財務報告の目的観は、利害調整機能から情報提供機能へ、質的特性が信頼性から目的適合性（レリバンス）へ、利益観が収益・費用アプローチから資産・負債アプローチへ、また歴史的な原価から公正価値へ、純利益から包括利益へ一元化していく方向がみられる<sup>41</sup>。

減損会計への公正価値や現在割引価値会計の導入は、経営者の裁量を増大させることになり、その結果、多くの実証研究がビッグ・バス効果を指摘し、利益調整を行っていることを明らかにしている。情報の信頼性が低下し、目的適合性が重要視される一方で、財務報告の信頼性が揺らいでいるのである。

減損会計基準の導入により、財務報告が歴史的な原価会計から公正価値会計に近づき、その目的については「利害調整機能」より「情報提供機能」を重視する方向へ変容しつつある状況であるといえるであろう。

## 6 小括

アメリカでは、1980年代の固定資産評価切下げ実務において、利益の平準化の目的をもって稼得利益が高い場合に評価切下げを行ったり、あるいは垢落としの目的をもって、稼得利益が乏しい場合に評価切下げを行ったりするような自由裁量的な会計処理が実施されていた。このような自由裁量による利益平準化および垢落としの実務、いわゆるビッグ・バスを制限するような形で減損会計基準が設定されたのである。企業の積極的な事業再編成から減損会計実務が広がり、会計基準設定へと繋がっていった点は、わが国における導入過程とは異なる。他方、国際会計基準は、包括的国際基準としての網羅性を確保するために欠落している基準整備の一環として導入されており、わが国やアメリカのような社会経済的な要請とは異なる背景のもとで導入された基準であった。

SFAS 第 144 号、IAS 第 36 号およびわが国の「減損会計基準」のいずれも、決算日に固定資産が減損している可能性を示す兆候がある場合に、当該固定資産に対して減損処理

を適用する点で共通している。しかしながら、減損処理を支える基本的な考え方には相違がみられた。SFAS 第 144 号では、収益力の低下を契機とした事実上の再投資（投資の抑制）ないし使途の変更を減損処理の論拠として、減損損失を適正に反映するという損益計算思考の強いものであるのに対し、IAS 第 36 号は、帳簿価額の回収可能性が損なわれてしまったこと（「減損資産の企業にとっての価値」）を減損処理の論拠として、固定資産の回収可能価額を適切に反映させるという資産測定思考の強いものとなっている。

他方、わが国の「減損会計基準」を支える「意見書」では、投資期間全体を通じた収益性の低下を減損処理の論拠としており、わが国の「減損会計基準」は、SFAS 第 144 号と同様に減損損失を適正に反映するという損益計算思考の強いものとなっている。こうした違いは、主に減損損失の認識基準、減損損失の測定基準及び減損損失の戻入れ基準の違いとなって表れていた。

SFAS 第 144 号では、減損損失の認識基準として割引前将来キャッシュ・フロー、減損損失の測定基準として公正価値を採用していた。また、減損損失の戻入れに関してはこれを禁止していた。IAS 第 36 号は、減損損失の認識基準及び減損損失の測定基準として回収可能価額（正味売却価額と使用価値（割引後将来キャッシュフロー）のいずれか高い方の金額）を採用し、減損損失の認識基準及び測定基準は共に回収可能価額であり両者は一致する。減損損失の戻入れに関しては、これを減損損失がなかった場合の減価償却控除後の歴史的原価を超えない範囲で認めていた。一方、わが国の「減損会計基準」では、減損の認識基準として割引前将来キャッシュ・フロー、減損の測定基準として回収可能価額を採用していた。また、減損損失の戻入れに関してはこれを行わないことにしている。減損損失の認識及び戻入れでは、SFAS 第 144 号と同様であるが、減損損失の測定基準では、公正価値ではなく IAS 第 36 号と同様に回収可能価額を用いている。

SFAS 第 144 号及び IAS 第 36 号は、減損処理において決算日における帳簿価額の回収可能性にのみ着目し、過年度の回収額を考慮しない。したがって、両者は収益性の低下に基因しもはや投資の回収が見込めない減損損失と費用の期間帰属が異なる過年度減価償却の不足と区別することはできない。この点では、わが国の「減損会計基準」も同様である。しかしながら、わが国の「減損会計基準」の基本理念は、本来、過去の回収額も含めた投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価することであり、実務上の困難性を考慮した結果、わが国の減損会計基準は減損損失の認識及び測定において過去の回収額を含

まないこととしている。したがって、「投資期間全体を通じた投資額の回収可能性」を評価する点、加えて「意見書」における固定資産に係る減損処理の当該基本理念と「減損会計基準」における各会計処理の基底にある「将来の稼得しうる投資の成果」のみ考慮するという考え方の相違が存在する点において、SFAS 第 144 号及び IAS 第 36 号にはみられないわが国独自の減損会計の特徴と解される。

しかし、日本基準は減損損失の認識においてはアメリカ基準と、測定においては国際基準と共通している。他方、測定に用いられる割引現在価値には3つの基準では違いがある。固定資産の減損に用いられる割引現在価値については、アメリカ基準が公正価値に基礎を置いているのに対して、国際基準と日本基準は回収可能価額に基礎を置いている。またアメリカ基準では公正価値の代用として割引現在価値が用いられる。

このように、アメリカ基準が市場の期待を基にしたものであり、国際基準や日本基準が経営者の最善の見積りを基にしたものであるという違いはあるものの、3つの減損会計基準は、将来キャッシュ・インフローを基に計算される点で、減損会計基準は、公正価値会計に近いものになっていると考えることができる。

減損会計への公正価値や現在割引価値会計の導入は、経営者の裁量を増大させることになり、その結果、多くの実証研究がビッグ・バス効果を指摘し、利益調整を行っていることを明らかにしている。情報の信頼性が低下し、目的適合性が重要視される一方で、財務報告の信頼性が揺らいでいるのである。

減損会計基準の導入により、財務報告が歴史的原価会計から公正価値会計に近づき、その目的については「利害調整機能」より「情報提供機能」を重視する方向へ変容しつつある状況であるといえるであろう。

---

1 本章では、第2章および第3章で考察したわが国の「意見書」および「減損会計基準」を交えながら国際的な減損会計基準を考察する。したがって、わが国の固定資産の減損会計についての詳細は第2章および第3章を参照されたい。

2 梅原（2001）33頁。

3 FASB [2001], Statement of Financial Accounting Standard No.144, *Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*.

- 
- 4 FASB [1995], Statement of Financial Accounting Standard No.121, *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and Long-Lived Assets to Be Disposed of*.
- 5 米山 (2006) 197 頁。
- 6 辻山 (2004) 7 頁。
- 7 同上、7 頁。
- 8 IASC [1998], International Accounting Standard No.36, *Impairment of Assets*.
- 9 コア基準とは、国際的な会計基準が備えていなければならない基礎となるような基準である (減損会計研究委員会報告 (1998) 75 頁)。
- 10 同上、75 頁。
- 11 資産の減損という概念は、1990 年代以降に提示されたものであるが、英国では減損に相当する考え方は既に 1977 年公表の会計実務基準書 (Statement of Standard Accounting Practice : SSAP) 第 12 号や 1985 年の会社法に取り入れられていた。そこでは、減損という用語は用いられずに「価値の恒久的減少」と表現されていた (篠原 (2002) 91 頁)。
- 12 IASB [1998, 2004 revised], International Accounting Standard No.36, *Impairment of Assets*.
- 13 辻山 (2004) 7 頁。  
わが国の場合、「外国からの移入による減損会計基準の設定が減損会計実務の普及そして企業戦略の変化をもたらすというプロセス」と捉えられうる点で対照的である (今福愛志・田中健二 (2001) 76 頁)。
- 14 以下では、アメリカ会計基準 (SFAS 第 144 号) については、FASB[2001] (前掲注 (3)) に依拠して説明を行う。また、IAS 第 36 号については、IASB[1998, 2004 revised] (前掲注 (12)) に依拠して説明を行うこととする。
- 15 SFAS144 号については、保有・利用目的の長期資産を中心に概観し、処分予定の長期資産については言及しない。また、アメリカでは 2001 年 6 月に企業結合において生じるのれんの減損に関する規定を網羅した SFAS 第 142 号「のれんその他の無形資産」が公表されている。わが国の減損会計基準は、SFAS 第 144 号に SFAS 第 142 号の一部を加えたものに対応している。  
IAS 第 36 号は、わが国の減損会計基準と同様に、のれんをその対象としているが、ここでは言及しない。また、IAS 第 36 号は、投資不動産をその対象には含めておらず、この点は、わが国の減損会計基準及び SFAS 第 144 号とは異なるところである。
- 16 金融庁「企業会計審議会総会 (2004 年 2 月 20 日開催) 資料 3」、金融庁ホームページ、

---

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/singi/f-20030220-3/03.pdf>、（2012年11月2日参照）。

辻山（2004）14頁。

17 米山（2002）305頁。

18 米山（2006）197頁。

19 須田（1999）101頁。

20 藤井（2005）314頁。

21 須田（1999）99頁。

22 藤井（2005）314頁。

23 同上、314頁。

24 原価主義会計の下では、費用性資産の原価は擬制的現金収支の原因事象を基準として期間配分される（藤井（1997）203頁－204頁）。

25 吉田（2006年）42頁。

26 米山（2002）306頁。

27 藤井（2005）315頁。

28 同上、315頁。

29 須田（1999）103頁。

30 吉田（2006年）43頁。

31 同上、44頁。

サンディランズ委員会報告書の呼称は、**Inflation Accounting Committee**の座長を務めた**F. E. P. Sandilands**の名に由来する。なお、**SSAP**第16号は、その有用性が確認できないこと等を理由に1988年に撤回されている（藤井（2005）320頁）。

32 吉田（2006年）45頁。

33 減損した資産については、資産の売却または継続使用のいずれかを想定し、資産の取替えは想定していない。そのために、正味現在取替原価を減損の会計に組み込まないのである。IAS第36号は、現在取替原価（再調達原価）は資産の原価を測定し、その使用または処分から回収される将来の経済的便益を測定するものではないと述べている（IASB [1998, 2004 revised]、前掲注（12）、BCZ29項参照）。

34 須田（1999）103頁。

35 藤井（2005）316頁。

---

36 向伊・友杉・田中・佐藤 (2008) 238 頁。

37 角ヶ谷 (2009) 131 頁－132 頁。

38 同上、258 頁－259 頁。

39 同上、10 頁－11 頁。

40 安藤 (2001) 205 頁－209 頁。

41 津守 (2008) 4 頁－13 頁。

### 第3章 減損会計と法人税法

法人税法は、旧商法34条（資産の評価原則）の取得原価主義との調和を図る立場から、「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」（法人税法33条1項、以下「法33①」のように略す）としており、原則として評価損を認めていない。同様に、評価益も、原則として各事業年度の益金の額に算入しない（法25①）。したがって、法人税法上、減損損失そのものに対応した規定はないので、企業会計上、減損損失が計上された場合の税務上の対応が問題となる。企業会計上と法人税法上では、損失額の判定単位及び測定方法が整合していないため、法人税法上、減損損失に損金性が認められる場合であっても、金額に差異が生じる可能性が高く、申告調整が必要となってくる。

しかし、いかなる場合にも評価損の計上を認めないというわけではなく、「内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」（法33②）ことが認められている。したがって、現行の法人税法の規定による減損損失への対応としては、問題となるのは、資産の評価損の規定（法33条）との対応である。

この点に関して、法人税基本通達は、法人税法31条1項に規定する「償却費として損金経理をした金額」には、法人が償却費の科目をもって経理した金額のほか、損金経理をした金額も含まれるとして、「減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額」を挙げていた（法人税基本通達7-5-1（5）、以下「法基通7-5-1（5）」のように略す）。そこで、減損会計が導入された際の平成15年12月の法人税基本通達一部改正において、この項目に、「評価損の金額には、法人が計上した減損損失の金額も含まれることに留意する。」（法基通7-5-1（5）（注））という注記が加えられた。

この法人税基本通達は、たとえ法人が償却費以外の科目名で費用化した金額であっても、その性質上償却費として損金経理したものとみて差し支えないものを例示し、これについては、法人税法上減価償却したものとみなして取り扱うことを定めている。さらに、平成15年12月の改正で、法人税法上は、減損損失の計上を、減価償却資産についての費用化の一形態であって、減価償却費の計上とは二者択一的なものと考え、減損損失と償却費とを同時に計上するということができない性質のものであるから、その減損損失の金額は、償却費として計上したものと認め、当期の償却限度額の範囲内で償却費として容認して差し支えないとした。

この間の事情について、一部繰り返しになるが、国税庁ホームページは、次のように述べている<sup>1</sup>。

「そもそも減損会計とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額（減損損失を計上）する会計処理をいう。

減損損失を認識する場面としては、資産が生み出す営業損益が3期連続でマイナスになる場合、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合、資産の市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合などである。一方、税務上、固定資産について評価損による損金算入ができる場合は、災害による損傷など一定の場合に限定されていることから（令68三）、減損損失が会計上計上されても、その全部又は一部が税法上否認されるときがある。

しかしながら、減損損失の計上は、減価償却資産についての費用化の一形態であって、減価償却費の計上とは二者択一的なものであり、減損損失と償却費とを同時に計上するということができない性質のものであるから、その減損損失の金額は、償却費として計上したものと認め、当期の償却限度額の範囲内で償却費として認容して差し支えないものと考えられる。

改正後の本通達の（5）の（注）においてその点を明らかにしている。」

そこで、本章では、企業会計と法人税法とでの減損損失の判定単位と損失額の測定方法の差異を整理することで、法人税法の減損会計に対する基本姿勢を明らかにしたい<sup>2</sup>。

## 1 固定資産の減損に係る会計基準と法人税法の差異

平成15年の減損会計導入に際しての法人税基本通達改正により追加・規定された税務処理によれば、減価償却資産を対象とする償却限度額計算において償却不足額が生じた場合には、その不足額の範囲内で減損損失を認めようとするものである。かかる通達による法人税法の立場は、資産の費用化という減価償却の償却限度額計算に「減損損失」（または



評価損・除却損)を混在させることには、会計理論からは異論があるからだろう<sup>3</sup>。

したがて、会計理論上、減価償却の本質は原価配分で、一方、減損損失は定期的な費用配分ではなく、あくまでも臨時的な損失と捉えられるので、減価償却と減損損失の取扱いと同視されるべきではない。しかし、減損会計との類似概念として税務上の減価償却や評価損を採り上げ、その異同性を対比することは重要と考えるので、以下検討することとする。

### (1) 減損対象資産と減価償却資産

「減損会計基準」において、対象とする資産は固定資産であり、具体的には、有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産が含まれる(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針5、(以下「適用指針5」のように略す))。さらに「減損会計基準」では、個別資産だけでなく、複数の資産をグルーピングした一つの集合体も対象となる。一般に、単一の固定資産がキャッシュ・フローを生み出すことは稀であるので、「減損会計基準」は、減損処理に際して、複数の資産によって構成される資産グループを念頭に置いている(「減損会計基準」二6(1)、「意見書」四2.(6)①)。

他方、法人税法においては、対象とする資産を個別の規定により詳細に規定している。

増加償却の場合、対象とする資産は、機械及び装置であり、適用単位は、原則として、法人の有する機械および装置につき耐用年数省令に定める設備の種類(細目の定めのあるものは、細目)ごとになる(法人税法施行令60条、法人税法施行規則20条、以下「法令60」および「法規則20」のように略す)。例外的に、2以上の工場に同一の種類に属する設備を有する場合には、工場ごとに適用することができる(法基通7-4-5)。

陳腐化償却や耐用年数の短縮の場合、対象とする資産は減価償却資産であり、適用単位は、原則として、減価償却資産の種類ごとに、かつ、耐用年数の異なるものごとである(旧(平成23年度改正前)法60の2、法57、法基通7-3-19、7-4-10及び法令57、法規則16)。ここでいう減価償却資産とは、事業の用に供しており、時の経過とともにその価値を減耗する費用性資産であり、「建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう」(法2二三)と定められている。

最後に、資産の評価損の場合、対象となる資産は固定資産であり、適用単位は土地については一筆ごと、建物については一棟ごと、電話加入権については電話局の異なるものご

とに、その他の資産についてはこれらに準ずる合理的な基準によることになる（法基通9-1-1）<sup>4</sup>。ここで土地について簡単に述べておきたい。土地は、「減損会計基準」において、減損対象資産であるというだけでなく、資産グループの減損損失を認識するか否かを判定するために割引前キャッシュ・フローを見積もる期間を決定する主要な資産となりうる固定資産である（適用指針23）。しかし、仮に、企業が土地もしくは土地を含む資産グループに対する減損処理を行い、減損損失を計上した場合、その減損損失に対する法人税法上の陳腐化償却の適用は認められないと考えられる。何故ならば、土地は固定資産であるが、法人税法上は非償却資産であり、陳腐化償却の規定を適用できないからである<sup>5</sup>。

このように対象となる資産において、この「減損会計基準」と法人税法とで差異が生じるのは、「減損会計基準」上の減損処理におけるグルーピングと法人税法上の償却限度額の計算単位および資産の評価損の適用単位との相違があるからである。

まず、法人税法は、償却限度額の計算単位について、資産の種類ごとにかつ耐用年数の異なるものごとに減価償却資産のグルーピングを行うことを認めているが、これは、企業における償却計算の経済性に配慮したためである<sup>6</sup>。これに対して、「減損会計基準」におけるグルーピングは、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生成する最小の単位としてのグルーピングとされており、法人税法とは異質なものとなっている。

したがって、法人税法上、増加償却や陳腐化償却が、原則として、対象となっている資産ごとに償却費の計算が行なわれ、企業会計上の減損損失が増加償却や陳腐化償却の原因によって引き起こされたとして、資産グループの一つの資産として減損損失が計上されたときには、果たして、当該減損損失が増加償却や陳腐化償却に該当するかどうかの判断には検討の余地がある（ただし、この場合、減価償却資産について計上された減損損失は、償却費として損金経理した金額として処理されることになる）。

基本に立ち返って考えると、増加償却や陳腐化償却は、基本的に過去の償却費の臨時的な修正であり、「投資の回収可能性とは必ずしも対応せずに行われる手続き」であるのに対して、減損会計の減損処理は、「本来、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額に対する回収可能性が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り越さないために帳簿価額を減額する会計処理」である<sup>7</sup>点に、企業会計と法人税法との相違をみることができ。つまり、法人税法には、投資の回収可能性という視点はなく、また投資の将来キャッシュ・フローの見積もりという計算は想定されていないと考えられる。

次に、資産の評価損については、減損処理が一つの対象資産について行なわれた場合には、法人税法上の資産の評価損の対象とする資産と一致する可能性は高い。一方、減損処理が資産グループを対象に行なわれ、その資産グループの中に、法人税法上の資産の評価損の対象とする資産が含まれる場合、対象とする資産が一致しない可能性が高くなる。ただし、法人税法では、資産の評価損のうち、土地（一筆ごと）、建物（一棟ごと）、電話加入権以外の固定資産については、合理的な基準によることができるため（法基通9-1-1）例えば、減損処理が、キャッシュ・フローを生成する最小の単位として複数の機械をグルーピングして行なわれた場合に、資産の評価損の適用単位も当該機械グループで行なえるときは、対象資産は一致することになる。

## （2）減損処理の要件

「減損会計基準」では、減損処理の要件を、減損の兆候があり、資産又は資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることとしている（「減損会計基準」二1、2(1)、6）。そして、減損の兆候は、画一的に定めるのではなく、例示列挙しているにすぎない。これは、減損の兆候を確定的に示すことが難しいため、状況に応じて個々の企業において判断することが必要であるからである。

他方、法人税法においては、増加償却、陳腐化償却、耐用年数の短縮及び資産の評価損の各規定において、それぞれの処理が適用できる場合を限定している。

法人が、減損損失を計上した場合には、その減損損失の原因が、法人税法上の各規定の要件に該当するか否かが問題となる。かかる適用要件を重視する考え方は、法人税法にあつては、租税法律主義（課税要件法定主義、課税要件明確主義）が強く作用するものであるから、当然といえる。

## （3）増加償却

増加償却は、法人税法施行令60条が規定する通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度の特例である。

増加償却の原因は、定額法又は定率法を適用している機械及び装置であつて、増加償却割合が10%以上であることである（法令60ただし書）。機械及び装置の使用が、通常の使用平均時間を越え、利用が激しい場合に、その減耗度に応じて償却限度額を増額するものであるが、この原因自体は減損損失の「兆候」には該当しないと考えられる。しかし、機

械及び装置を過度に使用し増加償却を適用せず、過度の使用（稼働）のためにその収益性が低下すれば、減損損失の兆候にはなり得るとも考えられる。

例えば、減価償却資産の通常の使用時間を超過して使用するものが恒常的であれば、耐用年数の短縮という方法も考えられる（法令57）。また、企業における操業度の長短は、景気の変動に左右されるものであるもので、恒久的ではない。したがって、好況時における機械及び装置の通常の使用時間を超過する激しい利用もこの時期を過ぎれば平常に戻ると考えられるので、減損損失の「兆候」とは言えないし、耐用年数の短縮も認められない。

このように考えると、法人税法上の処理である増加償却と減損損失が直接対応する余地はなく、増加償却と減損損失の間での調整は難しい。

#### （４）陳腐化償却

陳腐化償却は、平成23年度改正で廃止されたが、資産の陳腐化を根拠に、経済的価値の低下した減価償却資産の価額の一時償却を認めるものである。

陳腐化償却は陳腐化が根拠となるが、さらに著しい陳腐化であることが要求される（旧法令60の2）。著しい陳腐化の定義は、法人税基本通達において細かく定めている（旧法基通7-4-8）。簡単にいうと、「著しい」とは、法人が有する減価償却資産が陳腐化したことにより、その減価償却資産の使用可能期間がその減価償却資産の償却につき採用している耐用年数に比して概ね10%以上短くなった場合とされている（旧法基通7-4-9）。

法人税法では、陳腐化には、①減価償却資産が現実に旧式化しその減価償却資産の使用によってコスト高、生産性の低下等により経済的に採算が悪化すること（資産の旧式化による物理的陳腐化）のみならず、②流行の変遷、経済的環境の変化等により製品、サービス等に対する需要が減退し、その減価償却資産の経済的価値が低下する等のために、その更新または廃棄が必要とされる状況になったこと（流行の変遷や経済的環境の変化等による経済的陳腐化）も含んでいる（旧法通達7-4-8）。換言すれば、これは「減損会計基準」の減損の兆候と同様の役割を果たしているといえる。したがって、この①②の陳腐化の定義と「著しい」の定義とを考慮すると、法人税法は、陳腐化償却を行なえる要件を限定していると考えられる。

他方、「減損会計基準」では、減損の兆候の判定例を4項目例示列挙しており（「減損会計基準」二、1）、両者に差異が存在するが、兆候という観点からは、類似する点もある。

まず、法人税法上の要件である旧式化し当該減価償却資産の使用によってはコスト高、

生産性の低下等により経済的に採算が悪化する「資産の旧式化による物理的陳腐化」については、「減損会計基準」の減損の兆候である「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなる見込みであること」という第1の兆候に係る（ただし、陳腐化償却の対象となる減価償却資産のみで、営業活動の損益がマイナスとなるか否か判定するのは困難と考えられる）。

また、この要件は、「減損会計基準」の減損の兆候である「資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること」という第3の兆候にも係る。この減損の兆候には、技術革新による著しい陳腐化などによる技術的環境の著しい悪化が含まれ、これは資産の旧式化による物理的陳腐化と対応する。

次に、法人税法上の要件である流行の変遷、経済的環境の変化等により製品、サービス等に対する需要が減退し、当該減価償却資産の経済的価値が低下する「流行の変遷や経済的環境の変化等による経済的陳腐化」については、これは「減損会計基準」の減損の兆候である「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」という第4の兆候に係る。「減損会計基準」では、市場価格が著しく下落したこととは、少なくとも市場価格が帳簿価格から50%程度下落した場合とし、固定資産については、市場価格の把握が困難であることが多いため、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標についても市場価格とみなすとしている（「適用指針」15）。減価償却資産の時価は、通達において特例が認められており（法基通9-1-19）、時価が著しく低下した場合には、この減損の兆候に対応することになる。

以上、減損処理の要件と現行法人税法では廃止されてはいるが陳腐化償却による臨時償却との関係を検討してきた。その結果、両者は、兆候の判定において類似している点が多く、両者の調整の可能性が期待できたといえる。

しかし、すでに述べたように、両者の本質は異なるものである。陳腐化償却は、基本的に過去の償却費の臨時的な修正であるのに対して、減損処理は、回収可能性が見込めなくなった時点で、損失を将来に繰り延べないために行なわれる帳簿価額を減額する手続である。

#### **（5）耐用年数の短縮**

耐用年数の短縮は、陳腐化償却と同様、経済的価値の低下した減価償却資産の価額の一

時償却を認めるものであり、いわゆる臨時償却である。減価償却資産の材質や製造方法の違い、所在場所の変異、陳腐化、使用状況の違いなどに起因して、使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなるような特殊な事情が発生した場合には、耐用年数を短縮する。この特例を適用できる事由は、いずれも法定耐用年数の設定の前提が崩れた場合である（法令57①、法規16）。

これは、「減損会計基準」の減損の兆候である「資産もしくは資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること」という第2の兆候、あるいは「資産もしくは資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したかもしくは、悪化する見込みであること」という第3の兆候に係る。

しかし、耐用年数の短縮の特例は、あくまでも、法定耐用年数の前提が崩れたこと、具体的には、

- ①当該資産の材質や製作方法が通常のもと著しく異なる
- ②当該資産の存する地盤が隆起または沈下した
- ③当該資産が陳腐化した
- ④当該資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食した
- ⑤当該資産が通常の修理または手入れをしなかったことに起因して著しく損耗した
- ⑥財務省令で定めるもの

などであり、具体的に耐用年数の短縮の原因が明示されており（法令57①）、減損の兆候における回収可能価額の低下を考える必要性はないので、両者の完全な対応は図れない。

## （6）資産の評価損

法人税法では、計上された資産の評価損の損金算入を認める場合を、非常に厳格に規定している（法33②、法令68①三）。さらに、法人税基本通達でもって、さらに要件を限定している（法基通9-1-6）<sup>8</sup>。一方、「減損会計基準」では、減損処理の要件となる減損の兆候を例示列挙しており、法人税法が極めて厳格に評価損の計上要件を限定しているのは対照的である。

以下、「減損会計基準」に例示列挙されている減損の兆候を、法人税法の資産の評価損が認められる事由と対比させて考察したい。

法人税法施行令第68条は、「法第33条第2項（特定の事実が生じた場合の資産の評価損の

損金算入)に規定する政令で定める事実は、物損等の事実(次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める事実であって、当該事実が生じたことにより当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったものをいう。)とする。」と規定して、損金算入が認められる「特定の事実」には、次の事実があるとしている(法令68①三)。

- イ 当該資産が災害により著しく損傷したこと。
- ロ 当該資産が1年以上にわたり遊休状態にあること。
- ハ 当該資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと。
- ニ 当該資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと。
- ホ イからニまでに準ずる特別の事実

一つ目の対比は、「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなる見込みであること」という第1の兆候である。法人税法上、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローを考慮し、資産の評価損の計上を検討する規定は存在しない。よって、この減損の兆候を原因として計上された減損損失は、法人税法上評価損として認められない。

二つ目に、「資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること」という第2の兆候である。この減損の兆候は、法人税法の資産の評価損の規定と関係する。この「減損会計基準」の減損の兆候には、資産又は資産グループを当初の予定と異なる用途に転用することが含まれ(「適用指針」13)、これは法人税法施行令68条1項3号ハに掲げる「特定事実ハ」の「資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと」という事由に対応する。この減損の兆候を原因として計上された減損損失は、法人税法上評価損として認められる余地がある。

また、この減損の兆候には、資産又は資産グループが遊休状態になったことが含まれる(「適用指針」13)。これは、施行令68条1項3号ロに掲げる「特定事実ロ」の「資産が1年以上にわたり遊休状態にあること」という事由に関係する。しかしながら、法33条2項は、内国法人の有する資産につき災害による著しい損失その他の政令で定める事実が生じたことにより、当該資産の価額がその帳簿価額を下ることとなった場合において規定しているため、単に1年以上にわたり遊休状態であるものについては、その遊休状態であることによって資産の価額が帳簿価額を下ることとなった事実が認められない限り、資産

の評価損が損金に算入されることは認められない。また、「特定事実ロ」は、今後再使用される可能性が全く見込めないのであれば、評価損が計上されるというよりも、除却損を計上するものと解されるため、除却処理を検討するべきとの解釈になる<sup>9</sup>。

単純に、1年以上遊休状態にあるのだから、法人税法上、評価損を計上できると解釈することもできるが、「特定事実ロ」は、時価が帳簿価額を下回っていることが前提となっているため、遊休状態にあり、すでに使用価値もなくなり、時価が下がっていることが必要となる。したがって、「減損会計基準」の当該減損の兆候により計上された減損損失が、法人税法上評価損として損金算入されることは難しいことになる。

三つ目に、「資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること」という第3の兆候である。この減損の兆候は、具体的には、材料価格の高騰や商品価格やサービス料金の大幅な低下などが続いているような市場環境の著しい悪化、技術革新による著しい陳腐化などによる技術的環境の著しい悪化、法律的環境の著しい悪化などであるが（「適用指針」14）、具体的な内容は、個々の企業の状況に応じて判断することになっている。したがって、個々の企業にとって特有の事由が、施行令68条1項3号イ「特定事実イ」に掲げる「資産が災害により著しく損傷したこと」という場合や、同じく3号ニ「特定事実ニ」に掲げる「資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと」という場合に該当するかが問題となる。

このうち、「特定事実イ」に掲げる災害による著しい損傷については、そのことが経営環境の著しい悪化とは考えられない。したがって、減損損失に対してこの規定が適用されることはない。また、「特定事実ニ」に掲げる資産の所在する場所の状況の著しい変化とは、例えば地盤沈下または地盤隆起が生じ、それにより使用価値が大きく下がった場合等であるが、このような事由により減損損失が計上された場合には、法人税法上評価損が認められる可能性がある。

最後に、「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」という第4の兆候である。著しく下落したとは、少なくとも市場価格が帳簿価格から50%程度下落したことをいう（「適用指針」15、89）。この減損の兆候は、法33条2項に係る。ただし、法33条2項は、特別な事由が生じた場合に評価損の計上を認めるものであって、一般的な値下がりとは、この特別な事由に含めていない（法令68①三、法基通9-1-16）。つまり、単に資産又は資産グループの市場価格が下がったといっても、それは一般的な事象であるから、評価損の計上の余地はない。さらに、法人税法では、法人税基本通達で評価損を計



上できない場合を例示している（法基通9-1-17）。したがって、過度の使用または修理の不十分等により固定資産が著しく損耗していること、固定資産について償却を行なわなかったため償却不足額が生じていること、固定資産の取得価額がその取得の時にける事情等により同種の資産の価額に比して高いこと、機械及び装置が製造方法の急速な進歩等により旧式化していることを理由に、市場価格が下落していても評価損の計上は認められないことになる。

したがって、「減損会計基準」によって、市場価格が著しく下落したという事実を原因として減損損失を計上したとしても、法令68条1項3号に掲げる「特定の事実」を伴わない限り、法人税法上評価損は認められない<sup>10</sup>。

上記の「特定の事実」と減損会計の「減損の兆候」は、類似しているところが多いことが分かるが、問題は、法人税法上評価損として認められる金額と減損会計の減損損失の金額との関係であろう。法人税法第33条第2項にいう「評価換えをした日の属する事業年度終了の時にける当該資産の価額」とは、当該資産の時価であり、当該資産が使用収益されるものとして、その時において譲渡される場合に通常付される価額である（法基通9-1-3）。これに対して、減損会計の減損損失の場合における金額は、「回収可能価額」であり、資産等の「正味売却価額」と「使用価値」のいずれか高い方の金額である。したがって、減損損失の金額のうち、法人税法上評価損として計算される金額までは、損金の額への算入が認められるべきであろう<sup>11</sup>。

以上、「減損会計基準」に例示される減損の兆候と法人税法に規定する資産の評価損が例外的に認められる事由を比較検討したが、実務の面において、また会計処理の相違の面において大きな問題となるであろう土地の減損処理と評価損の取扱いについて、節をあらためてえて別途考察したい。

## 2 土地の減損に係る会計基準と法人税法の差異

土地は、「減損会計基準」において、資産グループの減損損失を認識するか否かを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間を決定する主要な資産となる重要な固定資産である（「適用指針」23、103）。「減損会計基準」では、土地については、時価の著しい下落によっても減損の兆候となり、減損損失が計上されることがある。

一方、法人税法においては、時価の単なる下落は、評価損を認める事由にはならないと

考えられている。つまり、前述したが、法33条2項は、特別な事由が生じた場合に評価損の計上を認めるものであって、その特別な事由を定める施行令68条1項3号には、時価の下落が事由として定められていないからである。時価の下落は、一般的な事象であるから、評価損の計上の余地はないのである。

ここで、遊休資産となっている土地について、減損損失が評価損として認められるかが問題となる。施行令68条1項3号口には、資産の評価損が認められる場合として、資産が1年以上にわたり遊休状態にあることを掲げている。「減損会計基準」では、減損の兆候として、資産又は資産グループが遊休状態になったこと等が挙げられている（「減損会計基準」注解2）。ここだけを見た場合、この減損の兆候に基づく減損損失は、法人税上評価損として認められると考えることができる。

しかし、「減損会計基準」と法人税法では、遊休資産の考え方が異なっている。「減損会計基準」では、遊休資産とは、遊休状態にある資産を指し、遊休状態とは、企業活動にほとんど使用されていない状態であって、過去の利用実態や将来の用途の定めには関係がないとされ、設備の操業を停止し、その後の操業開始の目途が立っていない場合等を指す（「適用指針」85）。これによれば、土地も遊休資産となる。

一方、法人税法では、遊休資産を、稼働を休止している資産と考えている（法基通7-1-3）。この法人税基本通達7-1-3では、稼働を休止している資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行なわれており、いつでも稼働し得る状態にあるものについては、減価償却資産に該当するものとし、いったん事業の用に供された減価償却資産が、何らかの事情により遊休状態になった場合でも、補修を行ないいつでも稼働できる状態にすれば、減価償却の対象とすることができる旨を定めている。減価償却の対象とならない土地について、この法人税基本通達の取扱いを適用することはできないと考える。

さらに、この法人税基本通達7-1-3の取扱いから考えると、施行令68条1項3号口に掲げる「当該資産が1年以上にわたり遊休状態にあること」という事由は、遊休資産であるために減価償却が認められない減価償却資産について、遊休期間中の物理的・経済的減損を評価損として認めるための事由であると解釈できる<sup>12</sup>。よって、遊休状態となった土地についての減損損失について、法人税法上評価損は認められないことになる。

ここで、裁決事例をとおして、遊休状態となった土地についての評価損の損金算入要件と資産価額下落との因果関係について考えてみたい。

**裁決事例研究（平成15年1月28日裁決・T A I N S : J65-3-29、裁決事例集NO.65）**

本件は、遊休状態となっていた土地については、施行令68条1項3号ロに掲げる1年以上にわたり遊休状態にあることを条件に、資産の評価損を損金に算入したが、1年以上遊休状態にあることにより資産の価額が低下した事実は認められないとして、評価損の損金算入を否認した事例がある。

この裁決により、遊休状態にある土地について、施行令68条1項3項口の適用は、困難であることが確認された。以下、裁決の内容を紹介する。

この事例の概要は、以下のとおりである。

建築材料の販売を営む同族会社である請求人は、材木販売の営業のため大工等の顧客に対して材木刻み場を提供する目的で土地を賃貸していたが、この土地を立ち退く必要が生じたために、平成元年8月3日、その代用地として、335㎡の土地（以下、「本件土地」という。）を1億2,000万円で買い入れて、これを所有した。本件土地の取得価額は、取得時の付随費用を含め、120,932,843円であり、本件評価損減額前の本件土地の帳簿価額も同額である。その後、平成10年頃から、材木の仕入先メーカーが顧客の注文に応じて材木を加工し、納入するようになったために、材木販売業者が材木刻み場を顧客に提供する必要がなくなった。そのため、本来の用途である材木刻み場として使用することができなくなり、請求人の事業の用に供されておらず遊休状態となっていた。さらに、本件土地は、土地相場の下落に伴い、取得時の3分の1程度の価額となっていた。そこで、請求人は、法令68条1項3号ロに規定する1年以上にわたり遊休状態にあることを条件に該当するとして、本件土地の時価について、不動産業者からの意見聴取や相続税評価額を基にした公示価格水準を算定した結果、取得原価の45%である54,419,779円と評価し、66,513,064円の評価損を計上して、損金算入した。

これに対し、課税庁側は、資産の評価損は、法人税法33条において、法33条2項に規定する事実が生じたことにより資産の価額が帳簿価額を下ることとなった場合には、該当しないとして、評価損の損金算入を否定し、更正処分を行なった。これに対し、請求人が不服申し立てを行なった事例である。

請求人は、「法33条2項は、取得時において全く予想し得ない事由により資産が遊休状態等に陥り事業上の利用価値を失った場合には、資産の評価損の額を損金の額に算入することを認める趣旨で設けられた規定であり、施行令68条は、その趣旨に基づき資産の評価損の額を損金の額に算入することが認められる事実を列挙した規定であるから、法33条に

規定する事実が生じ、資産の価額がその帳簿価額を下ることとなっている場合には、資産の価額が低下した理由を問わず、当該資産の評価損の額を損金の額に算入することを認めるべきである」と主張した。そして、「本件土地は、施行令68条1項3号ロに規定する1年以上にわたり遊休状態にあることに該当し、本件土地の価額は帳簿価額を下ることとなっているので、法33条2項の規定により、評価損の額は損金の額に算入すべきであるとし、原処分庁は、本件土地の取得の経緯、当時の経済実態をよく理解しないで、評価損の額を損金の額に算入することを認めなかったのであり、このような事実誤認に基づく更正処分は違法である」と主張した。

一方の課税庁側は、「固定資産に関する法33条2項のその他政令で定める事実の一つとして、施行令68条1項3号ロが1年以上にわたり遊休状態にあることを規定した趣旨は、いったん事業の用に供された減価償却資産が、その後何らかの事情により長期にわたる遊休状態に陥った場合、減価償却は認められないにせよ、物理的又は経済的な減耗が生ずることは避けられないから、このような場合は、評価損の額を損金の額に計上することによりその損耗部分の費用化を認めるというものと解される」として、「本件土地については、1年以上にわたり遊休状態にある事実は認められるが、非減価償却資産である本件土地については、遊休状態となったことによりその価額が下落するものではないから、たとえ本件土地の時価が低下していたとしても、法33条2項に規定する事実が生じたことにより資産の価額が帳簿価額を下ることとなった場合には該当しないのであるから、法令68条1項3号ロの規定の適用は認められない」と主張、更正処分は適法であるとした。

これを受けての審判所の判断は、本件土地が施行令68条1項3号ロに規定する「1年以上にわたり遊休状態にあること」の事実は認められた。しかしながら、この施行令に規定する事実が生じ、かつ、本件土地の価額が下落している場合には、本件土地の価額の低下した理由とは関係なく評価損を算入できるという請求人の主張は斥けられた。

その結果、本件土地と周辺土地に大きな差が認められない以上、時価の下落の要因は、一般的な土地相場下落によるものであり、遊休状態にあったこととの関係は認められないので、本件土地の評価損は否認されることとなった。

本件裁決事例で明らかとなったことは、評価損の損金算入要件と資産価額下落との因果関係が認められなければ、評価損として認められないということである<sup>13</sup>。したがって周辺の土地の相場は下落していないが、所有する遊休の土地そのものについて何か特別の事情により価額が下落している場合には評価損が認められる余地はあるものの、土壤汚染

による価額が下落した等特別な場合以外、評価損は認められないことになる。

このように、固定資産の評価損、特に土地についての評価損は、時価が著しく下落したとしても損金として認められることが困難になっている。

したがって、遊休状態になっている本件土地のケースについては、本来の用途に使用できない状態となったことと、時価が50%以上下落していたこととの関連が、客観的に結びつけることが難しいとはいえ、土地の価額が著しく下落しているのは事実である。それにも係わらず、本件裁決では、非減価償却資産である土地については、資産の評価損の計上事由を極めて限定的に解釈し、土地の価額の著しい下落のみでは、資産の評価損を認めない。

### 3 資産の評価方法

「減損会計基準」では、資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額する。したがって、資産の評価額は回収可能価額をベースとする。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のうちいずれか高い方の金額である。正味売却価額は、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額である。この場合の時価とは公正な評価額であり、通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。また、使用価値は、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である（「減損会計基準」（注1））。

正味売却価額は、もしその固定資産をその時点において売却したならば、得られると見込まれる正味の収入金額であるが、実際に売却価額がいくらになるのか、算定に困難性がある。土地のように、路線価や公示価格といった参考となる指標が存在すれば、評価額に一定の妥当性は見出せるものの、その企業特有の設計された機械等は、売却価額の算定が困難な場合が多いと考える。また、使用価値は、キャッシュ・フローによる見積り計算であり、企業の経営計画における予測をベースに行われる。

一方、法人税法上、資産の評価額は時価とされ、時価とは、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額であるとされている（法基通9-1-3）。ただし、これは処分価格や再調達価額とは異なるものである。減価償却資産については、確立した市場が存在しないことが多いため、時価の見積りが困難になることを

考慮し、資産の再取得価額を基礎として、取得時から評価損を計上する事業年度末まで旧定率法を用いて償却を行なったと仮定して計算される未償却残額に相当する金額をもって時価に代用できる（法基通9-1-19）。再取得価額は、新品の資産を取得する場合の時価を意味している。よって、この再取得価額から償却費の累計額を控除することから、資産の再調達価額とは異なる。

「減損会計基準」の正味売却価額と法人税法上の時価には、ある時点での売却額を意味する点では共通点がある。減損会計上、正味売却価額に基づき計上された減損損失と、法人税法上の資産の評価損の金額とを一致させる余地はある。しかし、使用価値については、法人税法上同じ考えの規定はない。法人税法には、キャッシュ・フローの計算という概念がなく、また将来計算という考えもないことから、「減損会計基準」と法人税法には大きな差異が存在する。したがって、企業会計上、使用価値に基づく減損損失が計上された場合、法人税法上、その減損損失額に対応する金額として資産の評価損の金額を計上することは困難である<sup>14</sup>。

使用価値の算定は、最長の期間で考えれば、20年にわたるキャッシュ・フローを計算して、リスク調整した適正な割引率で割引いて行なわれる（「減損会計基準」（注3））。この算定は、説明可能な合理的な根拠に基づき行なわれるが、将来の経営計画等その企業の主観（場合によっては、裁量）がどうしても介入せざるを得ない。法人税法における時価の算定についても、譲渡価額を想定するとき等、主観が介入する余地があることは認められるが、課税の公平性を図るためには、客観的な事実に基づき法人税は課税されるべきであり、「減損会計基準」が、課税の公平性という考え方とどう調整を図るかは大きな問題となる。

#### 4 小括

法人税法上、資産の評価については、取得原価主義を採っており、評価損の計上は原則として禁止されている。企業が「減損会計基準」を適用して減損損失を計上したとしても、税務上はそのまま容認することはできず、減損損失を計上した場合には、税務上申告調整が必要になる。さらに、減損損失を計上した資産が減価償却資産である場合には、減価償却額の調整が必要になり、周知の法人税基本通達7-5-1（5）に注記を加える改正が行われ、減損損失に対する取り扱いが明確化された。

そもそも、減損会計とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった

場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額（減損損失を計上）する会計処理である、おまけに、帳簿価額の減額（切り下げ）はあっても、増額（切り上げ）は行われぬ。したがって、減損会計は資産の評価ではないという議論も成り立つのであるが、税務上は、資産の評価として取り扱っているのである。

すでに述べたように、法人税法は、固定資産の評価損は、原則として禁止しており、極めて限定的な事由に該当する場合にのみ例外的に認めているところに鑑みれば、基本通達に注記の形で減損損失に対応したといことは、所得の平準化や租税回避行為の防止の観点からの取り扱いであろうと理解できる。

しかしながら、法人税法の基盤である所得計算の大前提が違ふと考えた方が、理解しやすい。つまり、課税所得は事業年度の成果であつて、事実としての、あるいは結果としての所得を問題にするのであつて、法人税法には、キャッシュ・フローの視点はまったくくない。また、これもすでに述べたように、税務上の評価損の計上は、限定された事由を要求し、帳簿価額を時価まで減額するが、当該資産の価額は、使用・収益を前提にした価額であつた（法基通9-1-3）。よつて、法人税法には、そもそも投資の回収可能性を判定するという考え方はない。

もう一点は、租税法律主義や課税の公平という視点からは、原則的には、裁量の入る余地はないということである。減損会計の用いるキャッシュ・フローの視点には、予測や見積り要素が不可欠であり、「経営者の判断」の介入は不可欠であるため、そのような裁量性のある減損損失を税務が受け入れることは困難といえるだろう。また、同様に、減損会計ではキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを構成させるが、どのようにグルーピングを構成するかによつて、減損損失の額が変動するので、このような経営者の裁量的会計行動もまた、税務は受け入れることができないのである。

---

<sup>1</sup> 国税庁ホームページ：第1法人税基本通達関係、2償却費の損金経理、【解説】2。

<sup>2</sup> 減損会計の基準の整備が国際的に行われているが、減損損失の税務上の取扱いについては、諸外国においても損金として認められない傾向にある。各国とも制定法上、減損処理を直接に取り扱っている規程は定められていないため、減損損失を損金として認めることはわが国と同様に困難だと考えられる。

減損会計と税務との国際比較を参考までに一覧表で示しておく。

税務上の取扱いに関する国際比較

	減損会計基準	摘 要	税務上の取扱い
日 本	2002年に設定	2004年3月期から任意適用、2005年4月開始事業年度から強制適用。	損金不算入
ア メ リ カ	1995年に設定	1995年12月から適用。	損金不算入
イ ギ リ ス	1998年に設定	1998年12月から適用。	損金不算入
フ ラ ン ス	2002年に設定	2002年1月から任意適用、2005年1月開始事業年度から強制適用。	損金不算入 (注1)
カ ナ ダ	2002年に設定	2003年4月開始事業年度から適用。	損金不算入
オーストラリア	2004年に設定	2005年1月開始事業年度から適用。	損金不算入
ド イ ツ	なし	商法に臨時償却の規程あり(注2)。	損金不算入
I A S B (注3)	1998年に設定	1998年7月開始事業年度から適用。	

(注1) 減損損失(フランスにおける減価繰入)は、税務上、減価引当金に係る費用として課税所得から控除することが認められる可能性がある。

(注2) 臨時償却規程の適用により減損処理に準じた会計処理が可能。

(注3) 2001年4月にIASCからIASBに改組。

(出所) 斎藤(真)(2007)184頁より。

3 菊谷・依田・三沢(2006)213頁。

4 法人税基本通達9-1-1において次のように定めている。(抄)

「法人がその有する資産について評価損を計上した場合において、その評価損の額の是否認の額を計上する単位は、次に掲げる資産についてはおおむね次の区分によるものとし、その他の資産についてはこれらに準ずる合理的な基準によるものとする。(1)土地等(土地の上に存する権利を含む。)一筆ごと(2)建物 一棟ごと(3)電話加入権(特殊な番号に係る電話加入権を除く。)電話局の異なるものごと(4)棚卸資産 種類等の異なるものごと、かつ、令第68条第1項《資産の評価損の計上ができる事実》に規定する事実の異なるものごと(5)有価証券 銘柄ごと」

5 高橋(2007)78頁。

6 山本(1983)222頁-223頁。

7 辻山(2004)8頁。

8 法人税法上の資産の評価損損金不算入に関する例外規定については、減損会計研究委員会報告(1998)35-39頁にまとめられているため参照願いたい。

9 太田(2008)126頁-129頁。

10 「法人税法に規定する評価損における時価は個々の資産単位のものであるが、減損会計における正味売



---

却価額は、キャッシュ・フロー生成単位で把握されたものを配賦したものであるため、現実には異なるものである。したがって、減損損失を法人税法上の評価損と同一視することは、資産の評価単位という点においては、必ずしも適切ではないことを付言しておきたい。」（藤井（2007）96頁）。

11 菊谷・依田・三沢（2006）213頁。

12 奥田（2004）420頁－421頁。

13 本裁決事例は、資産価額の下落と資産価額の下落した原因との因果関係があることが認められなければならないことになるが、以下のような見解があることを紹介しておく。「減損会計基準では、減損の兆候が例示された上で、兆候がある場合に、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローを比較して認識することになるが、回収可能価額が低下したこととその原因との因果関係に関して、特に、要求しているものではない。そのため、減損会計基準では要求されていないとしても、両者の因果関係を明らかにすることが要求される場合があると思われる。」（野手（2007）111頁）。

14 坂本（2007）78頁。

## 第4章 資産のグルーピングと裁量的会計行動

減損会計の実務上、最初に行われるのが資産のグルーピングである。資産のグルーピングの方法により、実際に計上される減損損失の金額が大きく異なってくることから、資産のグルーピングは、企業の実態を正確に反映し、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位となるよう、慎重に行われることが望まれている。「減損会計基準」ニ 6.(1) 資産のグルーピングが、減損会計を執行するうえでの入口であり、減損の手続の中で占める重要性和、会社の実務上の手間の両方の観点から考えると、この資産のグルーピングが終了すると、実質的には減損会計の手続のうち5割程度が終了したことになるのではないかという指摘もある<sup>1)</sup>。

資産のグルーピングについては、「減損会計基準」及び「適用指針」において規定されているものの、様々な形態の企業に広く適用できるようなグルーピングの方法を具体的に記述することが困難なためか、明確な規定はない。それゆえ、実務上、資産のグルーピングはかなりの部分、経営者及び監査人の裁量に委ねられる部分が多いと思われる。

### 1 減損損失計上の現状

そこでまず、減損損失の計上額の状況を資産のグルーピングと関係すると予測される本社、支店、工場、子会社等を有する製造業を取り上げて、本章の問題提起としたい。

日本曹達株式会社の有価証券報告書（連結）を基に、過去10年間（平成16年度から平成25年度の連結会計年度）の減損損失の計上状況を見ると、以下のような状況である（[表2]参照）。

[表2] 日本曹達株式会社の減損損失と営業キャッシュ・フローの計上状況

（年度、単位：百万円）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
売上高	144,372	143,934	145,300	157,561	151,021	132,486	123,238	121,118	127,581	140,649
経常利益	5,481	4,612	8,462	10,777	11,995	12,907	9,572	9,365	8,317	9,740
減損損失	—	10,021	296	640	843	1,812	451	—	758	1,318
当期純利益	▲323	▲6,263	3,426	5,155	6,751	8,571	5,548	7,044	5,303	5,833
営業CF	9,800	14,157	9,627	15,737	14,584	13,044	13,425	9,867	9,836	11,260

（日本曹達株式会社の有価証券報告書により作成）

当社グループは、平成17年度に減損会計を導入し、この年に一挙に減損損失10,021百

万円を計上するとともに、当期純損失として 6,263 百万円を計上している。その後、毎年度、減損損失を計上するが、当期純利益となっている。当社グループは、主として工場別営業部門別に資産のグルーピングを行っているが、各地の工場が減損の対象とされ、減損の兆候ありとされて、計上に至っているようである。減損の内訳をみると、機械装置、建物は収益力の低下を、土地については地下の下落をその兆候理由に挙げている（平成 17 年度 連結損益計算書 注記）。

減損損失が計上されなかったのは、平成 23 年度のみであり、その他、每期・経常的にいずれかの工場がその対象として計上されている。また、経常利益との関係でみると、平成 20、21、25 年度に、比較的多額の減損損失が計上されており、意図的な利益平準化とも受け取られかねない。また、キャッシュ・フローをみると、平成 16 年度は、営業キャッシュ・フローが 9,800 百万円であったが、減損会計を導入した平成 17 年度には、14,157 百万円に増加している。この減損損失によって作り出されたキャッシュ・フローは、新たな設備投資へとまわっている。例えば、平成 17 年度には 4 つの工業の増強・維持更新が行われており総額で 3,264 百万円となっている（平成 17 年度 有価証券報告書 第 3【設備の状況】3【設備の新設、除却等の計画】）。まさしく、減損会計の自己金融機能といえる。

このように每期減損損失が計上される事実を目の当たりにすると、理論上は、収益力の低下によって認識される過去の経営者の投資の失敗が続発していると考えられるしかない。

## 2 資産グルーピング

減損会計の適用にあたり、まず初めに行うべきことは、資産のグルーピングである。対象資産を把握するにあたって、そもそもキャッシュ・フローを生み出す資産は通常個々の資産単位ではなく、土地、建物、機械、備品など複数の資産の集合体によって生み出されるものであると考えられるため、対象資産のグルーピングをどのように行うかが問題となってくる。そこで、減損会計基準では「複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローを生み出す場合には、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定に際して、合理的な範囲で資産のグルーピングを行う必要がある」（「意見書」（6）①）と定めていることが確認できる。ここでは、企業が事業活動を行うに際して、使用する資産が多岐にわたる場合、これら資産は、物理的に個別資産ごとに機能する場合であっても、経済的には、企業内部で有機的な関連をもって稼働していることがあることを認識したうえで、

こうした場合には、減損処理を行うにあたり、複数の資産を一の適切な集合体とすべく、グルーピングを行うことを求めているのである。

そして、資産のグルーピングの方法に関しては、「減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。」（「減損会計基準」二 6（1））と定めている。すなわち、経済的に関連づけられた資産の集合体は、大小幅広い組み合わせが考えられる。資産のグルーピングの大きさいかんで、減損損失の計上に大きな違いが生ずることになる<sup>2</sup>。

ここでいう「最小の単位で行う」とされている点に留意する必要がある。任意にグルーピングの単位を大きくとることは認められておらず、最小の単位をとる必要がある。グルーピングを任意に大きくとれば、収益性の良好なものと収益性の著しく悪化したものが併存し、結果として減損損失を認識しなくて済む可能性が高くなる。そのような恣意的な処理を禁じることから、資産のグルーピングは独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うことが必要とされている<sup>3</sup>。

しかしながら、企業は、様々な事業を営む企業における資産のグルーピングの方法を一義的に示すことは困難であるため、グルーピングの方法として、「実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。）を行う際の単位等を考慮してグルーピングの方法を定めることになると考えられる。」（「意見書」 四 2.（6）①参照）としている。ここでは、キャッシュ・フローを生み出す単位を決定するにあたり、そのグルーピングは、企業の経営管理の実態を反映させることが適当という前提に立ち、キャッシュ・フローや収益の算定に着目する観点から、その計算基礎となる管理会計上の区分を挙げ、また、対象となる固定資産に関する意思決定に着目する観点からは、設備投資等の実行、また設備や事業の廃却等のリストラクチャリングを決定する際の基準などに基づき行われるであろうという考えが根底にある<sup>4</sup>。

したがって、資産のグルーピングについては、企業ごとに置かれている環境が異なり、一義的に規定することが実務上困難であるため、詳細なグルーピングの方法については、減損会計基準の「適用指針」により対応することになる。

### 3 資産のグルーピングの手順

具体的な資産のグルーピングに係る一定の手順が適用指針に示されている。第1に継続的に収支の把握がなされている単位をグルーピングの基礎単位とする。第2にグルーピング単位から生じるキャッシュ・イン・フローが他のグルーピング単位から生じるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であるかどうかを検討する。この2つの手順を踏むことで資産のグルーピング単位が決定される。

以下、これら手順について「適用指針」に基づいて詳しく検討していく。

「適用指針」7(1)において、グルーピングの基本とする単位を定めている。

「企業は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位、例えば、店舗や工場などの資産と対応して継続的に収支の把握がなされている単位を識別し、グルーピングの単位を決定する基礎とする。この際、以下のような点を考慮する。

- ① 収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、例えば、内部振替価額や共通費の配分額であっても、合理的なものであれば含まれる。
- ② 継続的に収支の把握がなされているものがグルーピングの単位を決定する基礎になる。このため、収支の把握が通常は行われていないが一時的に設定される単位について行われる場合（例えば、特殊原価調査）は該当しない。
- ③ 例えば、賃貸不動産などの1つの資産において、一棟の建物が複数の単位に分割されて、継続的に収支の把握がなされている場合でも、通常はこの1つの資産がグルーピングの単位を決定する基礎になる。」

次に、基礎となるグルーピング単位から生じるキャッシュ・イン・フローと他のグルーピング単位から生じるキャッシュ・イン・フローが相互補完的であるかを検討する。

「適用指針」7(2)において、次のように定められている。

「企業は、(1)（「適用指針」7(1)－筆者注）のグルーピングの単位を決定する基礎から生ずるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であり、当該単位を切り離れた時には他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行う。」

ここでいう、「相互補完的」とは、複数のグループの単位を決定する基礎が生み出す製品

やサービスの性質、市場などに類似性があり、それから生ずるキャッシュ・イン・フローが相互に補完的な影響を及ぼしあっている場合をいう。この場合、相互補完関係にある複数の単位を一体としてグルーピングすることが適当である。例えば、部品を生産する部品工場（工場 A）とその部品を仕入れて製品を生産する完成品工場（工場 B）の 2 つのグループ単位があったとする。このとき、工場 A で生産された部品が、工場 B で使用される以外にキャッシュ・フローの回収ができない場合には、工場 A と工場 B とを切り離して考えたときは工場 A では生産した部品は他社に販売できるものではないため、また、工場 B では製品を生産するための部品が入手できないため、それぞれのキャッシュ・フローに大きな影響が及ぶことになる。そのため、こうしたケースでは工場 A と工場 B は相互補完関係にあると考えられるので、両者をひとまとめにしたグルーピングを行うことになる。

企業は、このルールに準拠して、企業は自らの経営環境に応じて適切に資産のグルーピングを行うことになる。このルールに従えば、「適用指針」7 (1) もしくは (2) には該当しないにもかかわらず同じグループに含まれたり、逆に (1) かつ (2) に該当するにもかかわらず別のグループに所属したりすることは認められず、経営者が裁量的に個別の資産を任意に組み合わせてグループ化することは少なくとも形式的には排除されている。

しかしその資産又は資産グループが継続的に収支の把握がなされているものなのか、他の資産と相互補完的であるかどうかは、経営者が判断することになっており、経営者の裁量的会計行動が介入する余地がある。その点で現在の減損会計基準には、減損損失を計上しないように資産又は資産グループを区分する、あるいは逆に減損損失を通じてビッグバスを行うために資産又は資産グループを区分するおそれが残ると考えられる。この問題については、先行研究において様々に指摘されている<sup>5</sup>。

#### 4 資産のグルーピングによる差異

グルーピングの方法（取り方）で減損損失の計上額が異なることは説明してきたが、実際にどのような場合に損失額が異なるか具体例を交えて検討する<sup>6</sup>。

まず、次のような 4 つの資産グループがあったと仮定する。

資産 A : +100 資産 B :  $\Delta$ 30 資産 C : +200 資産 D :  $\Delta$ 20

この時、次のグルーピングの方法（ア）から（ウ）の違いによって減損損失に計上される金額が異なってくる。

(ア) 各資産を1つのグループとする場合

資産 A	+ 1 0 0	}	減損損失	△ 5 0
資産 B	△ 3 0			
資産 C	+ 2 0 0			
資産 D	△ 2 0			

(イ) 資産 A と資産 B を同じグルーピングとする場合

資産 A と資産 B のグループ	+ 7 0	}	減損損失	△ 2 0
資産 C	+ 2 0 0			
資産 D	△ 2 0			

(ウ) 資産 C と資産 D を同じグルーピングとする場合

資産 A	+ 1 0 0	}	減損損失	△ 3 0
資産 B	△ 3 0			
資産 C と資産 D のグループ	+ 1 8 0			

簡単ではあるが、この例から、グルーピングによって計上する減損額が異なることがわかる。資産のグルーピングを恣意的に操作することで、企業は一定の利益調整が可能ではないかという疑いも出てくる。

減損会計の適用がわが国に浸透して、いくつかの問題点が指摘されている。その一つが、同一の企業が複数年にわたり継続して減損会計を計上しているということである。公開市場の存在する金融商品と異なり、固定資産のキャッシュ・フロー等の見積りは、手続的にも経済的にも非常に企業の負担が大きい。また多くの企業において、事業用の固定資産は様々なところで使用されており、それらの現状について詳細に把握することは手続的にも経済的にも非常に煩雑である。このような固定資産特有の性質を勘案して、固定資産について減損の兆候が認識される場合に、将来キャッシュ・フローから固定資産の回収可能価額を評価し、その回収可能価額が簿価より下落していた場合に減損損失を見積ることになっている。したがって、毎期、固定資産の回収可能価額を求める必要はなく、また減損損失も毎期計上する必要はない。それにもかかわらず多くの企業で、複数の会計期間に継続して減損損失が計上されている<sup>7</sup>。

これは減損会計を適用している他の諸国にみられないわが国の減損会計の特徴である。本来、減損の兆候は、必ずしも毎期生じるものではない。しかし毎期、減損損失を計上している企業では、毎期、前年度とは独立して、減損の兆候が発生していることになる。

では、なぜわが国において継続的な減損処理が行われるのであろうか。その理由として岡崎（2014）は、「継続的な減損の計上は、減損損失額の減少を目的としたものとは考えられないということである。つまり、複数の資産をグルーピングして、評価益の計上できる資産と減損を生じる資産を組み合わせ、特定の期間の減損損失を圧縮するという行動ではないと考えられることである。むしろグループを分割して、減損損失を積極的に計上しようとするのが考えられる。つまりグループを分割して、計画的に減損損失の（マ）計上することにより、異なるグループから異なる期間に、予定された減損額が計上されるような行動を取っていることが予測される。」<sup>8</sup>と述べている。投資の失敗としての減損損失の計上ではなく、計画的に減損損失を計上できるように、グルーピングを組み合わせることを指摘しているのである。

さらに続けて岡崎教授はいう。「ここで、このような行動をとる動機として考えられるものが、利益の平準化である。何故利益の平準化を行おうとするのかについては、・・・（中略）・・・経営者の報酬の観点や財務制限事項等、いくつかの理由が考えられる。その検討にあたっては、それが財務報告に与える影響が重要である。また利益の平準化であれば、当然収益の予測可能であることも検討する必要がある。」<sup>9</sup>と指摘した。

このように、現行制度の枠組みの中で、グルーピングを通じて利益マネジメントを行うことが指摘されている。もし、経営者が会計方針をいくつかの中から選択できるとすれば、自分の目的を達成できるような会計方針を選択するだろうと、予想するのが自然だからであろう<sup>10</sup>。このような操作により、利害関係者の意思決定に歪みが生じるのであれば、会計基準においてグルーピングに関するより適切な規定の検討が必要になるであろう。実際に利益マネジメントが行われているかどうか、そしてそれが利害関係者の判断を歪めているかどうかについては、さらに実証研究により、今後解明されるであろう。

それでは、利益マネジメントとして利用されないような資産のグルーピングは、実務的には、どのように設定すべきであろうか。

## 5 資産のグルーピングの方法の事例

資産のグルーピングの方法によって、減損損失の計上額が調整できるし、逆に、合理的な理由に基づいたグルーピングの方法変更によっても利益操作ができることを、物流企業（特別積み合わせ事業）を例に述べる。

特別積み合わせ事業は、拠点（ターミナル）間にトラックを走らせて荷物を運ぶことに



よって、収益があがる構造になっている。そこで考えられるグルーピングの方法には二つある。1つは、配送ネットワーク全体を1つの資産としてグルーピングする方法である。この方法によると、特別積み合わせの物流企業にとって減損会計の対象となる資産には、主として遊休地や社宅といった資産がある。それに対して、もう1つの方法は、ネットワーク全体をグルーピングせずに、全国の主管支店とその傘下にあるセンターと呼ばれる営業所等を1つのグルーピングとすることである。この方法によると、バブル期に購入した本業で使用している土地や建物の含み損が吐き出されることになる。

そこで具体的な企業でみる。

### ① 減損損失の計上状況

[資料1]

ヤマトホールディングス株式会社

(年度、単位:百万円)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	..省略..	平成24年	平成25年	平成26年
減損損失	—	4,597	2,177	1,127		1,769	216	1,791

(有価証券報告書より抜粋)

[資料2]

セイノーホールディングス株式会社

(年度、単位:百万円)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	..省略..	平成24年	平成25年	平成26年
減損損失	—	—	21,924	1,727		2,198	440	126

(有価証券報告書より抜粋)

### ② グルーピングの方法と減損損失

[資料3]

ヤマトホールディングス株式会社

平成16年度(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	地域	減損損失(百万円)
支店及びセンター店	建物及び土地	埼玉主管(埼玉県新座市)他5	4,597

当社は管理会計上の区分、投資の意思決定を行う際の単位を基準として、主管支店および管下店を一つの単位としてグルーピングを行いました。その結果、埼玉主管支店他5件の資産グループについて、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、または、市場価格の著しい下落が認められたため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,597百万円を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、建物1,776百万円、土地2,820百万円です。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物については固定資産税評価額、土地については公示価格に基づいて評価しております。

有価証券報告書 第5【経理の状況】注記事項(連結損益計算書関係)4より抜粋

[資料4]

セイノーホールディングス株式会社  
平成17年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	地域
事業用資産	愛知県 日進市他68件	土地、建物他
遊休資産	神奈川県 横浜市他13件	土地、建物他

当社グループは、事業所毎にグルーピングを行っております。事業用資産については、地価の下落及び収益性が悪化し回収可能価額が低下したものについて、また、遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失(21,924百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物2,016百万円、土地19,653百万円、その他255百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額については主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により、使用価値については将来キャッシュフローを主に4.7%で割り引いて算定しております。

有価証券報告書 第5【経理の状況】 注記事項(連結損益計算書関係)4より抜粋

[資料5]

セイノーホールディングス株式会社  
平成25年度(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

平成25年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

場所	用途	種類
岐阜県高山市他20件	事業用資産	土地、建物他
長野県佐久市他4件	遊休資産	土地

当社グループは、事業所毎にグルーピングを行っております。事業用資産については、地価の下落及び収益性が悪化し回収可能価額が低下したものについて、遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失(440百万)として、特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物44百万円、土地396百万円、その他0百万円であります。なお、事業用資産、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額については主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により、使用価値については将来キャッシュフローを主に1.7%で割り引いて算定しております。

有価証券報告書 第5【経理の状況】 注記事項(連結損益計算書関係)3より抜粋

[資料6]

セイノーホールディングス株式会社  
平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

平成26年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

場所	用途	種類
岐阜県岐阜市他2件	事業用資産	土地、建物
岐阜県岐阜市他8件	遊休資産	土地、建物

当社グループは、輸送事業については輸送事業全体でグルーピングを行っており、輸送事業セグメント以外については事業所毎にグルーピングを行っております。事業用資産については、地価の下落及び収益性が悪化し回収可能価額が低下したものについて、遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(126百万円)として、特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物58百万円、土地68百万円であります。なお、事業用資産、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額については主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価額により、使用価値については将来キャッシュフローを主に7.8%で割引いて算定しております。

有価証券報告書 第5【経理の状況】 注記事項(連結損益計算書関係)3より抜粋

ヤマトホールディングス(株)は、主管支店及び管下店を1つの単位としてグルーピングを行っており、その結果、支店およびセンターの建物および土地が、営業活動から生じる損益の継続的なマイナス、または市場価格の著しい下落が認められたとして、減損損失を計上している([資料3]参照)。

資産のグルーピングの方法としては、「ネットワーク全体でグルーピングしていると、いつまで経っても固定資産の含み損を処理できない。業績が好調に推移し体力のあるうちに含み損を解消して資産の透明性を高めておきたかった」<sup>11</sup>と説明している。ヤマトホールディングス(株)は、平成16年度から減損会計の導入を開始し、ほぼ毎年減損会計を計上しているが、導入初年度の平成16年度には4,597百万円、平成17年度には2,177百万円と後の年度と大きな差となっている([資料1]参照)。

これに対して、セイノーホールディングス(株)は、平成17年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日)以降、事業用資産および遊休資産の土地・建物について地下の下落および収益性の悪化を理由として、減損損失を計上していたが(特に、平成17年度は21,924百万円を計上)、平成26年度に突如として、グルーピングの方法を変更した([資料4]、[資料5]、[資料6]参照)。この変更の理由として、「全国ネットワークの維持・拡充のための事業所等への投資意思決定の戦略変化から、平成26年4月7日の取締役会で輸送事業の投資戦略や損益管理を輸送事業全体で行うことを意思決定したことに伴い、減損会計のグルーピングも事業所毎にグルーピングを行う方法から、輸送事業については輸送事業全体でグルーピングを行う方法に変更いたしました。」(セイノーホールディングス(株)「平成27年3月期・第1四半期決算短信」と述べている。グルーピング方法の変

更の結果、減損損失の計上額は、前年同期の第1四半期の224百万円から5百万円に低下したのであり（平成27年3月期 第1四半期連結損益計算書）、年間では平成25年度440百万円から平成26年度126百万円に低下したのである（[資料2]参照）。

セイノーホールディングス(株)が行った資産のグルーピングの方法の変更で注目すべきことは、「輸送事業の投資戦略や損益管理を輸送事業全体で行うことを意思決定した」ことである。セイノーホールディングス(株)は、平成25年度までは事業所ごとにグルーピングを行って、事業用資産については、地価の下落及び収益性が悪化し回収可能価額が低下したものについて、遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額にまで減額して減損損失を計上していた。したがって、先に述べたように、この方法によると、事業所毎の含み損を吐き出すことができた。その結果、含み損を出し切った時点で事業所毎から輸送事業全体でグルーピング方法を変更したと思われる（[資料2]参照）。ただし、「投資意思決定の戦略変化」という戦略変更とはいえ、「取締役会」での意思決定でグルーピングの変更が行えているという点は、取締役会を経営者と表現すれば、経営者の投資の失敗、ひいては減損会計の裁量の余地を表面化するのである。

## 6 資産のグルーピングの単位と予算管理の単位との一致

グルーピングの方法は、容易に利益調整に利用できることがわかった。利益調整に利用されない資産のグルーピングについて、実務的に考えてみたい。

### (1) 減損会計と予算管理の関係

予算は、予算期間における企業の各事業の具体的な計画を金額単位で表示し、それを総合的に編成したものである。予算は、予算期間における企業の利益目標を示し、企業全般にわたる活動を調整し管理するためのツールとなる。

利益管理目標の設定と執行状況の管理手法として、予算管理制度がある。予算管理は、大きく2つの機能に分けることができる。1つは予算編成、もう1つは予算統制である。予算編成とは、企業の経営方針をもとに、経営環境の変化を踏まえながら、経営戦略を実現するための方策を、予算期間（通常は1会計年度＝1年）にわたって計数的に計画することである。一方、予算統制とは、事業活動の結果を受けて、実績を集計し、予算と対比させて、その差異の原因を分析し、分析結果を必要な部門にフィードバックして、是正措置をとらせ、必要に応じて計画的に修正することである<sup>12</sup>。

減損会計の導入によって、減損損失を計上すると、翌期以降の減価償却費は低減し、これに伴って製造原価・売上原価も低減する。このことが企業の実態把握を難しくし、予算管理の機能を阻害する可能性がある。それでは、利益調整として利用されないような資産のグルーピングは、実務的には、どのように設定すべきであろうか。ここでは最適の手法として、予算管理制度を、減損の把握に積極的に活用することを提案する。重要なことは、予算と実績との対比から、いち早く減損の兆候（業績の悪化）を掴む仕組みを構築することである。

減損会計が導入されると、一定の条件で減損損失が発生し、処理以降の減価償却費が減額される。減損処理と予算編成のタイミングの関係で、減損損失の計上による減価償却費の減額が予算に織り込まれていなかった場合には、予算実績差異の要因になる。減価償却費は原価計算によって、在庫や原価差異にも紛れ込むので差異分析は容易ではない。この減損処理による影響をあらかじめ捉えておかないと、余計に差異の分析を手間取らせ、報告までに要する期間が長くなる原因になりかねない<sup>13</sup>。

## （２） 予算と実績の対比による減損の兆候

繰り返しになるが、減損会計を有効に活用するため、予算を有効に活用し、予算と実績との対比から減損の兆候をいち早く掴むことを提案する。減損の兆候として、経営環境の悪化や、業績の悪化、使用範囲・方法の変化、市場価格の著しい下落などが挙げられる（「適用指針」76）。このうち、予算と実績の対比は、業績の悪化に関する情報を与えてくれる。実績が予算から大きく下方に乖離している状況は、業績悪化のサインである。実績が計画に比べて悪化すれば、将来獲得できるキャッシュ・フローが少なくなり、その結果、将来キャッシュ・フローの現在価値である使用価値は小さくなって、投資額の回収が難しくなる。その意味で、業績の悪化は、経営環境の悪化などと比べて、より直接的な減損の兆候であるといえる。

減損会計基準では、減損の兆候の1つとして、営業活動から生ずる損益（またはキャッシュ・フロー）が継続してマイナスであることを挙げているが（「適用指針」12）、減損損失を適時に適格に認識するためには、減損の管理上は、赤字でなければそれで良いというものではない。確かに、営業損益が黒字であれば、減価償却費をまかなって利益を計上しているということであるから、とりあえず会計上は、固定資産への投資は回収できていることになる。

しかし、厳密に言えば、過去の会計上の利益に基づく将来の利益見込額には、貨幣の時間価値や事業のリスクが考慮されていないし、また、企業は、投下資本を超える余剰の利益を求めて投資を行っているはずであり、営業利益がマイナスでなければよいというものでもない。一方、予算は、明示されているか否かにかかわらず、時間価値や事業リスク、および必要な余剰利益を織り込んだ上で設定されているはずである。予算を達成できないということは、事業を構成する個別の投資案件が所期の目的を達成できない、つまり投資額を回収できない可能性が高いことを意味する。その意味で、減損の兆候は、営業利益がマイナスになっているかどうかではなく、予算を達成できているかどうかで捉える方が望ましい<sup>14</sup>と提案しているのである。

したがって、予算と実績の対比によって減損の兆候を認識することは、減損会計の最初の手続きである資産のグルーピングが、とかく減損会計がビッグバス効果を狙った利益調整であるという指摘から解放されるものと期待されるのである。

### (3) 予算管理と資産グルーピング

予算を、兆候の把握に利用するためには、予算管理の単位と資産のグルーピングの単位を一致させておくことが望ましい。既に見てきたように、資産のグルーピングは、一般的に、店舗や工場などの資産に対応して、継続的に収支の把握がなされている単位を基礎としている。一方、予算は、実績と対比して統制に利用することを想定しているため、やはり継続的に収支の把握がなされている単位が基礎となっているはずである。このように、資産のグルーピングも予算管理も、同じ「継続的に収支の把握がなされている単位」（「適用指針」7（1））をもとに行うが、どの程度の細かさで設定するかで両者が食い違うことはあり得る。

しかし、減損会計の導入時にグルーピングを設定する場合には、予算管理の単位との関係も考慮すべきである。資産のグルーピングの単位が予算管理の単位より細かくなならないようにした方がよい。また必要に応じて、予算管理の単位を見直すことも検討すべきである<sup>15</sup>。

## 7 小括

最後に、わが国と国際会計基準（以下、「IAS」という。）との比較をもって、日本のグルーピングの特性を確認したい。

わが国では、本章で説明したように、資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングする。これに対して、IAS では、「原則として、個別の資産ごとに減損損失を把握することが要求されており、それが不可能な場合に資金生成単位ごとのグルーピングが行われる。」(IAS36号66)。わが国におけるグルーピングは、「様々な事業を営む企業における資産グルーピングの方法を一義的に示すことは困難であり、実務的には管理会計上の区分や投資の意思決定(資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。)を行う際の単位等を考慮してグルーピングの方法を定める」(「適用指針」70)と規定されているように、企業の実態に沿ったグルーピングが可能となっている。このことは、グルーピングの方法に、経営者等の裁量が介入することが十分に可能であることを示している。

減損会計を適用するかを検討するための最初の手続である対象資産のグルーピングにおいて、十分な裁量を残す日本基準においては、減損の兆候の認識を考慮したグルーピングを行うことも考えらえる。つまり、経営者は、利益平準化等の目的のために、ある資産に対して減損処理を行いたい場合には、その資産が減損の兆候に該当するように資産のグルーピングを構成することも可能であるということである。なぜなら、わが国におけるグルーピングの単位を決める際に、一義的な基準ではなく企業ごとの事案に則した実務的なグルーピングを可能としているためである。

本章においては、わが国における減損損失の計上の状況、グルーピングの方法とその変更について、それぞれ有価証券報告書に基づいたグルーピングと兆候の認識という減損手続やその実態について事例研究を交えて行ってきた。そこでの一応の結論として減損会計を執行するに当たり、大前提である資産のグルーピングと減損の兆候の認識の段階で、経営者の裁量の入る余地があり、まさしく裁量性のある会計行動を採ることが可能となるのである。

設定された会計基準(「減損会計基準」「適用指針」)は、本来ならば、経営者の自己に有利になるような会計測定と会計報告に規制を加えるべきである。しかし、本章で見てきたように現実とは違って、会計基準の適用が利益調整の対象とされていたのである。つまり、経営者の機会主義的行動が、資産のグルーピング方法を裁量的に選択することによって、利益平準化等の利益調整と結びついた裁量的会計行動を可能にした。

- 
- 1 西田 (2005) 30 頁－31 頁。
  - 2 辻山 (2004) 118 頁－119 頁。
  - 3 太田 (2010) 13 頁
  - 4 辻山 (2004) 119 頁
  - 5 この点については、岡崎注 7・8 および岡部 (1998) 655 頁－666 頁、川村 (2001) 141 頁－161 頁において指摘されているので参照。
  - 6 山岸 聡、若林恒行 「減損会計 第 3 回：グルーピング (1)」  
<http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/commentary/asset-impairment-account/2007-10-30.html> 参照。
  - 7 岡崎 (2011) 87 頁－88 頁。
  - 8 岡崎 (2014) 207 頁。
  - 9 同上、207 頁－208 頁。
  - 10 ウィリアム・R・スコット (2008) 398 頁－399 頁。
  - 11 刈屋 (2005) 15 頁
  - 12 櫻井 (2012) 199 頁－215 頁参照。
  - 13 ベリングポイント編 (2005) 142 頁。
  - 14 同上、144 頁－146 頁。
  - 15 同上、146 頁－147 頁。



## 第5章 現代企業会計としての減損会計の特徴

時価会計と減損会計は、資産をいかに評価するか（バランスシート計上額）という会計である。この2つのルールによって、バランスシートの資産は、金融上のキャッシュ化が見込める資産と収益獲得が見込める資産に分けられ、前者は時価（つまりキャッシュ転換見込額）をもって、後者は取得価額を採算ラインまで引き下げられた価額をもって繰り越されることとなった。このような含みのない評価で計上されている資産であるからこそ、そこからどれほど稼ぎがあったのか、という成果の達成が明確となり、資産効率性が浮き彫りになるのである。金融資産の含みを顕在化させる時価会計と、事業用資産の採算ラインまで評価減を行う減損会計というルールとが相俟って、まさに「儲け」を適正に表すツールにもなるからである。

ここで、減損会計とは、固定資産の収益性が低下したことにより、その投資額を回収する見込みが立たなくなったときに、帳簿価額を一定の条件のもとで回収可能額まで減額する会計処理のことである。したがって、第1章で述べたように時価会計に属する会計としてではなく、取得原価主義の延長線上における取得原価の引き下げとしての性格を持つということが、一般的解釈である（「意見書」三.3）。しかし、時価下落に基づく損失を強制的に切り捨てるというのであれば、従来の強制評価減規定の徹底で可能であったはずであるが、減損会計は、収益性の低下という表現を用いて固定資産の評価減を求める以上、取得原価主義の延長線上における処理にすぎないというよりも、やはり時価基準の適用の特殊形態としての性格をもつものとして明確にした方がよいようにも思われる<sup>1)</sup>。

また、評価損失の面からみたとき、減損会計では減損損失の計上に当たっての判断基準の一つとして採用される「時価」は、市場での売却価額である「正味売却価額」とされており、この点は、取得原価主義のもとで行われる再取得価額を用いる評価とは相違がみられる。減損会計は、市場での売却価額である正味売却価額を用いるのであるから、その意味で、減損会計は、部分的な清算を企図したフレッシュ・スタートと考えた方がよい。

そこで、減損が生じている場合の評価切り下げの必要性、評価切り下げの適切な時期、減損額の測定方法、さらに、減損の意義といった問題点を明確にし、減損額の測定に対する割引計算の関与を明らかにすることが本章の課題である。その上で、現代企業会計における減損会計の意義を明らかにしたい。

## 1 減損の兆候テストの重要性

減損会計は、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価して、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額(減損損失の計上)する会計処理と考えられる。このことから、金融商品の時価評価等とは異なり減損損失の判定時期は必ずしも期末時点に限定されない。

減損損失を認識するか否かは、基本的には資産又は資産グループごとに「減損の兆候」に該当するか否かで判定されることとされており、会計基準に4つの事象が例示されている。判定のタイミングについては、「通常の企業活動において実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情報に基づき、減損の兆候がある資産又は資産グループを識別することになる。」とされている（「適用指針」76項）。

減損の兆候として例示されている事象ごとに見ると、具体的に以下のタイミングで兆候があるか否かが検討され、減損損失の判定が行われるものと考えられる。

### ① 損益(又はキャッシュ・フロー)が継続してマイナスとなった場合の判定時期

おおむね過去2期のキャッシュ・フローがマイナスの場合は当期の見込みが明らかにプラスとなるか否か、または前期がマイナスの場合は当期以降の見込みが明らかにマイナスとなるか否かが、減損損失判明時点となるので、実務上は予算の策定・見直しを実施し、取締役会等の意思決定機関にて承認された時点が該当するものと考えられる（「適用指針」12・79項）。

### ② 使用範囲・方法について回収可能価額が著しく低下した場合の判定時期

事業廃止・再編成、異なる用途への転用、遊休状態(用途未定)、稼働率の著しい低下(回復見込なし)、陳腐化等の機能的減価、計画の中止・大幅な延期といったような資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、または生ずる見込みが、減損損失判明時点となるので、実務上はこれらの変化が実際に発生した時点に限らず、取締役会等の意思決定機関にて決定された時点または決定権限者により承認された時点が該当するものと考えられる（「適用指針」13・82項）。

### ③ 経営環境が著しく悪化した場合の判定時期

材料価格の高騰等の市場環境の著しい悪化、技術革新による著しい陳腐化等の技術的環境の著しい悪化、重要な法律改正等の法的環境の著しい悪化といったような経営環境が著しく悪化したか、または悪化する見込みが、減損損失判明時点となるが、これらは同一の事象であっても個々の企業の事情によって著しい悪化となるか否かの認識・判断の基準

・方法が大きく異なることから、実務上は各企業の状況に応じて適切に判断することになるものと考えられる(「適用指針」14・88項)。

#### ④市場価格が著しく下落した場合の判定時期

固定資産については、市場価格が観察可能な場合は多くないため、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標が容易に入手できる場合には、これらを減損の兆候を把握するための市場価格とみなして使用することになる(「適用指針」15項)。

上記4項目は、あくまで例示に過ぎず、実務的には、例示されているもの以外にも減損の兆候と考えられる事象があれば、そのような資産または資産グループについて詳しいテストを行うべきである。例示されている兆候に形式的に当てはまるがどうかではなく、投資の回収可能性についてはその企業の経営者が最も正確に把握しているのであるから、減損の兆候のモニタリング体制を整えたうえで、「減損の兆候テスト・マニュアル」等を用いて兆候テストを行うべきである<sup>2</sup>。

わが国の「減損会計基準」では、「二 減損の認識と測定」の「1. 減損の兆候」の①として、以下の表現がある。これは「適用指針」では、第12項(上記①)に該当する。

① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが、継続的にマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること

これに対して、IAS第36号には、上記のわが国の減損基準と同じ規定はなく、つまり、「2 期連続赤字」を減損の兆候として示していない。その代わりに、IAS第36号第12項(g)には、以下の規定がある。

(g) 資産の経済的成果が予想していたより悪化し又は悪化するであろうということを示す証拠が、内部から入手できる。

この条項を補足する指針の位置づけで、第14項に以下の規定がある。

内部報告から入手した資産が減損している可能性があることを示す証拠には、次のものの存在が含まれる。

- (a) 当該資産の当初予算よりも極めて高額な資産を取得するためのキャッシュ・フロー、またはその後の資産の操業若しくは維持に必要な資金
- (b) 予算よりも著しく悪化している実際の正味キャッシュ・フロー、または資産から発生する損益

- (c) 資産から発生する予算化されていた正味キャッシュ・フロー、もしくは営業利益の著しい悪化、または予算化されていた損失の著しい増加
- (d) 当期の数値を将来の予算上の数値と合計した場合の当該資産に関する営業損失または正味キャッシュ・アウトフロー

上記のように、わが国の減損基準と IAS 第 36 号の減損の兆候に関する規定を比較すると、わが国の基準は、「過去の結果の推移で兆候のテストを行っている」のに対して、IAS は、「経営者の予測とのかい離で兆候テストを行おうとしている」といえる。この結果、具体的には、以下のような状況で、ギャップが生じることとなる。

- ① 2 期連続赤字でも、当初から実績と同程度の赤字予算が組まれていた場合には、わが国の減損基準では、減損の兆候があることになるが、IAS 第 36 号では、減損の兆候にはあたらないことになる。
- ② 2 期連続黒字でも、当初予算では実績を著しく超える利益を想定した予算が組まれていた場合には、わが国の減損基準では、減損の兆候がないことになるが、IAS 第 36 号では、減損の兆候があることになる。

ここで、減損の兆候テストの重要性について事例を挙げて検討してみたい。

#### (1) 住友金属工業株式会社

例えば、平成 24 年 8 月 30 日に住友金属工業株式会社（以下、住友金属工業）により発表された「固定資産の減損損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」では、1200 億円の減損処理について次のように、述べている。

「『固定資産の減損に係る会計基準』に基づき、当社の連結子会社である（株）住金鋼鉄和歌山が所有する固定資産について、事業環境の悪化に伴う収益性の低下による減損の兆候が認められたことから、将来の回収可能性を検討した結果、平成 25 年 3 月期第 2 四半期連結決算において約 1,200 億円の減損損失を特別損失に計上する見通しとなりました。なお、住金鋼鉄和歌山は将来継続してキャッシュ・フローを確保する見通しであるため、重要な生産拠点として事業を継続いたします。加えて、今後ともコスト改善による競争力向上など一層の収益改善に取り組みつつ、製品の安定供給、協力会社を含めた安定雇用の確保、地域経済への貢献を果たしてまいります。」（平成 24 年 8 月 30 日、「固定資産の減損損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」1. 減損損失の計上について）

つまり、住友金属工業では、住金鋼鉄和歌山という子会社が、「3期連続赤字」になったため、「減損の兆候」に該当し、減損処理の必要性を判断した結果、約1,200億円の損失を計上したことになる。ところが、住友金属工業の平成24年3月期の有価証券報告書を見ると、【設備の新設、除却等の計画】という項目には、減損処理の原因となった住金鋼鉄和歌山には、平成20年4月から、総額1,150億円の投資計画が予定されていて、平成24年下半期に設備投資が完了するという計画があり、平成24年3月末時点では、設備投資が続けられていたという記載がある。

減損の兆候、すなわち「投資（事業）の失敗のシグナル」を、例えば、数年前に「東アジアの鋼板価格」に連動する「スラブ価格」が著しく下落して、その時の予算を達成できない状況になったタイミングで、事業が失敗するシグナルを検知できていたのであれば、「3期連続赤字」になる前に、もっと早い時期に新規設備投資を中断し、減損の損失を、1,200億円よりも激減させることができたのではないだろうか<sup>3</sup>。

IFRS（IAS第36号）に規定される「減損の兆候」では、連続赤字の発生という「過去の結果」ではなく、「経営者の予測との乖離」で判断がなされるので、経営判断をすべきタイミングと会計処理（減損）をするタイミングの乖離が、比較的短いといえるが、逆に、会計処理（減損）の結果を経営判断に利用すると、日本基準では、経営判断が遅れる恐れが非常に高いといえる<sup>4</sup>。

## （2）大王製紙株式会社

ここでもう一つ、兆候テストの重要性を示す事例として、大王製紙株式会社を取り上げたい。大王製紙株式会社は、東京証券取引所より提出を求められた「改善報告書」に対する「『改善状況報告書』の再提出について」（平成25年1月28日）において、不祥事及び過年度決算短信等の訂正を生じたため「改善状況報告書」を提出したことを発表した。ここでは、特に、過年度決算短信等において指摘された、子会社における固定資産の減損について見ていきたい。

「改善状況報告書」において、次のように過年度決算の訂正について述べている。

「大王製紙株式会社は、平成23年3月期決算において、連結子会社であるダイオーエンジニアリング（以下、「エンジ」という。）の保有する固定資産の簿価として、連結財務諸表上は697百万円を計上しております。監査法人が平成23年12月7日に実施したエンジに対する投融資の評価の結果、同社の純資産が平成20年3月期に取得価額の

50%を下回り、平成 21 年 3 月期には債務超過に陥っていることが発見されたとして、平成 23 年 12 月 7 日に、監査法人から当社に対し、平成 20 年 3 月期においてエンジが保有している固定資産に減損の兆候が生じていたため、同中間期に遡ってエンジが保有する建物等の償却性固定資産の全額を減損損失として計上するべきであるとの指摘がなされました。当社においても誤りがあることを認識し、訂正が必要であると判断しましたので、平成 20 年 3 月期中間期に遡ってエンジが保有する建物等の償却性固定資産の全額を減損損失として計上することとしました。その結果、当社連結財務諸表上、平成 20 年 3 月期中間期に遡ってエンジの簿価の全額である 697 百万円を減損損失として計上し、同中間期、同第 3 四半期及び通期の純損益が 697 百万円減少しました。」

続けて、その原因を「第 1-4 不適切な情報開示等を行った直接的原因（「⑥ 子会社における固定資産の減損」）」の箇所で、次のように指摘している。

「過年度決算において、子会社における減損損失計上処理の訂正を行うこととなった原因は、当時はまだ固定資産の減損に関する規程・マニュアルがなく、減損の兆候判定の基準が厳格でなかったためであると考えております。

企業会計基準適用指針第 6 号『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』においては、減損の兆候は営業損益がおおむね過去 2 期マイナスであったことを指すが、当時の見込みが明らかにプラスとなる場合は該当しないと考えることが適当であるとされています。当時の減損の判定では、営業損益が過去 2 期マイナスでしたが、翌期の利益計画においてプラスとなることから減損の兆候なしと判断しておりました。結果的には営業損益はマイナスでありました。これは、事業計画の妥当性チェックを十分に行っておらず、妥当性が検証できていない事業計画を用いた結果、誤った判断に繋がったものと考えております。」

大王製紙株式会社では、固定資産の減損に関する規程・マニュアルがなく、減損の兆候テストの基準が厳格でなかったと反省しており、また、兆候テストでは、過去 2 期マイナスであったが翌期の利益計画においてプラスとなると甘い判断をしていた。結果として、事業計画の妥当性を検証した上で、作成された事業計画に基づいて十分なチェックがなされていなかったということである。

まさしく、減損会計における兆候テストの重要性と兆候の妥当性の判断の難しさを示す適例であり、最終的には、「経営者の判断」に待つことになる（場合によっては裁量の介入の余地あり）。

以上、2つの事例において重要なことは、タイムリーな減損の開示のためには、減損の認識の是非を決定するための調査が不可欠である。つまり、臨時的な調査ではなく、日常的に減損の兆候テストが行われ減損情報が適時に開示される点が重要である。減損会計基準は、経営者に事業計画を継続すべきか、売却すべきか、それとも撤退すべきかを絶えず評価することを会計をとおして経常的に求めているところに意義がある。それ故、何よりも減損の兆候は、「資産または資産グループの市場価格が著しく下落したこと」というよりも、経営活動全体の観点にたった経営者による見直しが必要とされるであろう<sup>5</sup>。

かかる減損テストの重要性に鑑みるとき、「減損の兆候テストという会計レベルの行為の前に、経営計画をめぐるさまざまな部門による協同のためのシステムがどのように設計されているのかどうか、減損会計の信頼性を担保する前提になっている」<sup>6</sup>。

## 2 投資意思決定のための報告会計としての減損会計

アメリカでは、1980年代から固定資産の評価減（切り下げ）が実施され、その延長線上で減損会計基準として、SFAS第121号「減損した長期性資産および処分予定で保有する長期性資産の会計」が1995年に公表された。このSFAS第121号の設定前においても、会計実務においては、長期性資産の帳簿価額が回収不能となることを示す証拠（減損の証拠）がある場合には、長期性資産は評価減が行われていた。

しかしながら、長期性資産の減損についての会計実務は多様であり、減損の認識時点及び計上額について規定した会計基準はなかった。長期性資産の減損に関する会計基準の欠如が、財務諸表の目的適合性および比較可能性を低下させていた<sup>7</sup>。この状況を改善するため、FASBは、1990年に討議資料を、次いで1993年10月に公開草案をそれぞれ公表し、それらに対する多くのコメントを検討したのち、上記の1995年3月にSFAS第121号を設定した。その後、SFAS第121号は、2001年8月にSFAS第144号「長期性資産の減損または処分の会計」として改訂された<sup>8</sup>。

### （1）減損と減損会計の必要性

SFAS第121号が設定されるまでのアメリカにおける評価実務の実態について、実証研究の成果に基づいて紹介する<sup>9</sup>。

1980年代から1990年代前半にかけて行われたアメリカの固定資産評価切下げ実務を概観すると、評価切下げの規模はかなり大きく、その動機は主に利益調整にあり、経営者交

代を背景にしたビッグ・バスが多く観察された。つまり業績の悪化した企業ほど経営者の交代が行われ、その際、固定資産の評価切下げなどで過去の膿を出し切り、経営を交代するのである。なかでも、のれんの評価切下げがビッグ・バスで多用されていた。しかし、評価切下げの会計処理は、基本的なところで混乱していたのである<sup>10</sup>。

すなわち、評価切下げの主たる動機である利益調整とは、「減損した資産を保有している企業は、評価切下げのタイミングをはかり、正常利益よりも多くの利益が生じた期間に評価切下げを行い、評価損を計上して期間利益を平準化する」<sup>11</sup>ことを指しているのである。SFAS121号設定以前の評価切り下げは、利益調整と経営者交代にともなう過去の清算、つまり過去の膿を出し切る点にあったようである。

資産評価切下げの公表に対して、証券市場はネガティブな反応をした。つまり、実証研究によれば、証券市場は一般に資産評価切下げを企業価値の減少を示すものと理解し、将来における業績改善のシグナルとしては捉えなかった<sup>12</sup>。また、資産評価切り下げを繰り返す企業の会計情報は信頼性を欠き、評価切下げを行うにつれて会計情報が証券投資意思決定に活用されなくなる、ということも分かった。さらに、資産評価切下げが適時に行われていなかったことを示唆する証拠も得られたのである。証券市場は資産の減損を事前に予測して株価に織り込んでおり、評価切下げの実施と情報開示を概ね3年遅らせていた<sup>13</sup>。「このような資産切下げ実務に秩序を形成し、投資家に適切な減損情報を適時に開示することを目的にして、SFAS第121号が公表されたのである」<sup>14</sup>。

したがって、「業績の悪化した企業ほど経営者の交代が行われ、その際、固定資産の評価切り下げなどで過去の膿を出し切り、経営を交代するのである。新しい経営者にとってビッグ・バスは、自分の将来の業績評価に有利であり、投資家の期待を改善する一助となる。中でも、のれんの評価切り下げがビッグ・バスで多用された」<sup>15</sup>。のれんの減損会計が経営者の交代と最も相関を有し、特に裁量的に行われていたことが実証されているという<sup>16</sup>。そうであるから、「減損会計基準では土地・建物・設備とのれんを分けて扱うべきだ」し、「安易な評価切下げを防ぐため減損を認識するハードルを高く設定すべきだ・ ・ ・（中略） ・ ・ ・評価切下げを行うにつれて会計情報の有用性は低下したのである」<sup>17</sup>。

後述するように、利益調整を目的にした減損会計を防ぎ、会計情報の信頼性を確保するために、減損を認識するハードルを高く設定すべきであるならば、SFAS第121号による減損テストのほうがIAS第36号よりも望ましい。



(2) わが国減損会計基準の導入と先行基準 (SFAS と IAS)

わが国減損会計基準に先行したアメリカ SFAS 第 121 号と国際会計基準 IAS 第 36 号の特徴や相違をみながら、わが国基準の特徴を明らかにする ([表 3] 参照)。

減損会計の目的は、様々な表現でなされるが、例えば「資産の簿価が、その資産に期待される将来の経済的便益の額を超えていないことを保証し、将来の経済的便益の喪失 (資産の減損) を適時に認識すること」にある。ここでは「将来の経済的便益」の測定基準をどうするのかという問題と、いつどの時点で「適時に認識する」のかという問題がある。

減損損失をいつどの時点で「適時に認識する」のかの問題は、前章において減損の兆候テストの問題として述べたので、ここでは、「将来の経済的便益」の測定が、SFAS 第 121 号と IAS 第 36 号のそれぞれの基準で相違していることについて述べたい。

[表 3] SFAS 第 121 号と IAS 第 36 号の相違点

	SFAS第121号	IAS第36号
減損の認識	簿価と資産のもたらす割引前将来キャッシュ・フローを比較して減損を認識する	簿価と回収可能額 (資産の正味売却価格と使用価値のいずれか大きい方) を比較して減損を認識する
減損の測定	簿価が公正価値を超過する額	簿価が回収可能額を超過する額

(筆者作成)

[表 3]での割引前将来キャッシュ・フローと正味売却価格、使用価値および公正価値の大小関係は、減損した資産を使用し続ける状況下では、通常、その資産の正味売却価格よりも使用価値は大きく、使用価値よりも割引前キャッシュ・フローが大きい。つまり、

$$\text{正味売却価格} < \text{使用価値} < \text{割引前キャッシュ・フロー}$$

となる。また、使用中の資産は、他の資産と一体となりシナジー効果を発揮するため、多くの場合、その使用価値は公正価値より大きいと考えてよい<sup>18</sup>。

公正価値とは、アメリカ基準で用いられる減損損失の測定金額であり、すでに第 2 章の [表 1] を基に説明している。ここで再度定義しておく、公正価値とは「取引の知識がある自発的な当事者の中で、独立第三者間取引条件による資産の売却から得られる金額から処分費用を控除した額」 (SFAS 第 144 号 6 項) である。ついでながら、使用価値とは「資産またはキャッシュ生成単位から生じると予測される将来キャッシュ・フローの現在

価値をいう（IAS 第 36 号 6 項）。」

したがって、SFAS 第 121 号は、減損の認識に割引前将来キャッシュ・フローを使用することで高いハードルを設け、これを超えれば、相対的に多くの減損が計上される仕組みになっている。しかし、減損の計上後、公正価値が回復しても減損の戻し入れは認められない。これに対して、IAS 第 36 号では、SFAS 第 121 号が減損の認識に割引前将来キャッシュ・フローを用いるのに対し、これより小さくなる資産の正味売却価額と使用価値を用いることになるので、減損の認識に低いハードルを設けることになる。結局、IAS 第 36 号は SFAS 第 121 号より積極的に減損を認識する仕組みになっており、計上される減損の金額は相対的に小さいが、減損後の回収可能額が回復すれば、減損を戻し入れなければならない。

「利益調整を目的にした減損会計を防ぎ、会計情報の信頼性を確保するために、減損を認識するハードルを高く設定すべきであるならば、SFAS 第 121 号による減損テストのほうが IAS 第 36 号よりも望ましい。また、IAS 第 36 号のように減損の戻し入れを認めれば、経営者に新たな利益調整の手段を与えることになる。実証研究は、経営者の利益調整を念頭に置いた減損会計基準の設定が必要であることを、われわれに教えている。」<sup>19</sup>。

[表 3]でわかるように、減損会計を SFAS 第 121 号は、「簿価が公正価値を超過する額」で測定されるから収益力の低下を契機とした事実上の再投資とみて、公正価値まで引き下げられた価額は、新しい原価とみなされる。したがって、償却性資産については、公正価値に切り下げられた価額に基づき、その資産の残存耐用年数にわたって減価償却される。一方、IAS 第 36 号は簿価の回収可能性が損なわれたことを契機に切り下げの要否に用いられた回収可能額がそのまま評価額として用いられる<sup>20</sup>。

IAS 第 36 号でいう回収可能額とは、資産の正味売却価格と使用価値のいずれか高い金額と定義されるが、通常は使用価値の方が正味売却価額より高いと考えられている（「適用指針」28、111 参照）。これは、仮に使用価値よりも売却価額の方が大きければ、保有して使用するよりも売却を選択する行動に出るであろうという考え方に基づくもので、必ずしもすべての資産につき、正味売却価額を算定する必要はないことになる。つまり、使用価値の金額の方が大きいことが判明している場合は、回収可能価額は使用価値になるため、使用価値の算定だけを行えばよい。SFAS 第 121 号は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引かないが、IAS 第 36 号は、回収可能額（正味売却価格と使用価値のいずれか高い金額）は現在価値計算を基礎にしていることになる（したがって、現在価値計算

をした金額で減損のテストを行えば、そうでない場合よりも、回収可能額が簿価を下回る確率は高くなる。つまり、IAS 第 36 号の方が SFAS 第 121 号よりも、減損を計上するケースが多くなる。)

SFAS 第 121 号と IAS 第 36 号の相違の原因は、おそらく、それを支える会計理論がそれぞれの特徴を派生させていると考えられる。そこで、以下では、この点について考察してみたい。

SFAS 第 121 号は、減損会計を事実上の新規投資が行われたものとみなし得るような「用途の変更」に求めている<sup>21</sup>。そしてこの用途の変更を割引前の将来キャッシュ・フローに満たなくなった簿価を、公正価値まで切り下げることを行っている。このアプローチは、「減損の会計を『新しい原価』の設定すなわち『新しい損益計算』の出発点と捉え、それを歴史的な原価主義会計の延長線上で実施するアプローチ」<sup>22</sup>であるといえる。したがって、「減損による評価損の発生が確実であるときのみ、資産の簿価を修正し損益計算の新しい基礎を提供する」ものであって、「会計の新出発 (fresh start) は、確かな証拠にもとづき慎重に行われるべきだからである」<sup>23</sup>とする会計理論に支えられていると考えられる。

アメリカ SFAS 第 121 号は、市場価格である公正価値で「新しい原価」が決定され、これをもとに「新しい損益計算」が行われるのであるから、原価主義の延長線上で理論化され、未実現利益の混入を防止する仕組みとなっている。

また、IAS 第 36 号のアプローチは、経営者の見積りに従い、正味売却価格と使用価値のいずれか高い金額を回収可能額とするが、これは、「投資家の意思決定に有用な会計情報を提供するため、減損資産の価値すなわち回収可能額を適切に測定・開示することにある。そして回収可能額に変化があれば、それを即座に認識することが、有用な会計情報の作成に結びつく」と考える。つまり、減損による評価損の発生の確実性よりも、回収可能額の測定と開示の適時性を重視するのである<sup>24</sup>。つまり、「企業の将来キャッシュ・フローを評価するために財務諸表を利用する投資家にとって有用なのは、減損資産の回収可能額に関する最新情報だと判断したからである」<sup>25</sup>。

### (3) わが国への導入

わが国の会計制度が、利害調整機能を重視し、それを適切に遂行するための会計を、①客観的証拠に基づいた帳簿記録を備え、②資産評価を取得原価で行い、③損益計算に実現主義を適用する会計であると仮定すれば、アメリカ SFAS 第 121 号は、「減損による評価

損の発生の確実性を重視し、歴史的原価主義会計の延長線上で減損の会計を実施する。そして、戻し入れを禁じ未実現利益を排除している。また、公正価値による評価損の測定は、市場価格を前提にしているため、（使用価値を用いるよりも）客観的な数値になる。したがって、（時価会計に隣接する IASC モデルよりもアメリカ SFAS モデル—筆者注）で減損の会計基準を設定することが望まれるのである。」<sup>26</sup>。

しかしながら、実際に採用されたわが国の基準は、この方向とは異なり、国際会計基準である IAS 第 36 号に大きく依存する基準となっており、わが国が置いている会計理論と矛盾するものとなっているのである。

繰り返し確かめているように、わが国の「減損会計基準」はまさしく、減損処理を、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価するための手段と位置づけている（「意見書」三三）。これに対し国際的には、減損時点以降の期間に期待されるキャッシュ・フローとの関係によって切り下げの要否を判断する見解が支配的となっている。それにもかかわらず、第 2 章で述べたように、わが国の「減損会計基準」が投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価するための手段として減損処理を位置づけている点は、持続可能な利益の抽出を通じて利益情報の有用性を高めようとする観点から注目に値する<sup>27</sup>。

しかし、わが国の「減損会計基準」は、取得原価主義会計を前提として、減損の会計が成立する基本的な立場を表明している。つまり、次のように述べている。

「事業用の固定資産であって、その収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価格に反映させなければならない場合がある。このような場合における固定資産の減損処理は、・・・(中略)・・・事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理と考えることが適当である。これは、・・・取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である。」（「意見書」三一、第 2 段落）。

このような処理法は、従来の評価替処理と何ら異なることはなく、「減損会計の『収益性』という概念から出発した総論的お題目とは打って変わって、各論では伝統的な評価替と同じレベルのものになっている」<sup>28</sup>。つまり、減損時点以降の期間を考えるのではなく、投資全体を通じた収益性を評価することで、従来からの評価替えを減損といつているに過ぎないのである。単なる評価替えに過ぎない会計処理を予測・見積もりなどの主観的観点を取り入れて将来のキャッシュ・フローの割引計算をすることで、カムフラージュしているという批判も成り立つ。

### 3 減損会計の機能

現代企業会計は、時価会計を標榜し、金融商品の時価会計から負債も取り込む形で拡大しつつある。とりわけ固定資産の評価問題に移っている観があるが、ここでは、資産価値の著しい下落に伴う固定資産の簿価の切り下げという資産評価の問題ではなく、ある投資事業の収益性の低下を期間損益計算のなかにどう取り込むのかという新しい会計の視点の出現である。

そこで、現代企業会計の機能を、情報提供機能と利害調整機能に分類し、現代は、資産・負債アプローチに基づいた情報提供機能を果たすのが会計であるから、ここでの減損会計の問題もそのように考えれば解決するのであろうか。ここでは、会計の目的や対象といった観点から減損会計の有する会計の機能について考えてみたい。

#### (1) 減損会計の認識対象

金融資産であれば、どの企業が保有していてもその価値は時価に等しいとみてよい。しかし、事業投資の性質をもつ資産の場合には、個々の企業は市場の平均的な期待を超えて利益を見込むのであり、その成果の分だけ、現在価値に無形ののれんが含まれることになると考えてよいだろう。ここでは、事業用資産を売却しないで、使い続けた時に期待される回収額が直接の関心事であろう。市場の平均的な期待を超えた成果を生むという経営者の主観的な見積もりは、資産を使用する企業自身の継続事業価値を反映したものであり、資産の取引価格である時価とは異なるといえるだろう。時価では、企業の価値を自ら評価しようとする投資家の役には立たないということになる。これは、少なくとも時価が情報価値をもつ金融投資との大きな違いである。

投資資産の収益性が低下し、投資額の回収が見込めなくなった時には、回収可能額まで評価を切り下げることは、一般に認められた会計ルールである。換言すれば、この会計のルールのもとでは、バランスシートに繰り越される資産額は、投資から回収される将来キャッシュ・フローの範囲に限定するという趣旨であり、遠い将来を見越した経営者の主観的な見積もりの介入に対しては、回収不能額を含めて資産として繰り越してはいないという宣明であるといえる。つまり、投資額回収の見込みについての投資家等の不信感を払拭するルールが、減損会計の基準であるといえるであろう。

減損会計は、伝統的な会計における特別損失や臨時償却による処理とは異なり、将来予測と仮定にもとづいて固定資産（または資産グループ）の将来キャッシュ・フローを見積

もって、予測されるキャッシュ・フローの減少による減損という損失を、早期に計上する会計である。したがって、それは「将来キャッシュ・フロー予測と見積りにもとづいておこなう損失計上についての会計認識領域の拡大であり、予測と仮定を大幅に取り入れた会計である。それはまた、『将来キャッシュ・フロー』を概念的に、会計認識対象とすることによってこそ論理化される会計である」<sup>29</sup>。

そもそも、バランスシートに繰り越される資産額を減損会計ではどう理解すればよいのであろうか。資産はサービス・ポテンシャルズ（用役潜在力）と定義づけられるが、基本的には、企業にとってのサービス・ポテンシャルは市場価値である時価を上回るがゆえに使用されるのである。したがって、固定資産の減損は、本来固定資産が使用資産であることから、このサービス・ポテンシャルズの低下をもって認識するのが基本である。このサービス・ポテンシャルズは、「当該固定資産が生み出す用役の力であるから、現象的には『収益性』として顕現するはずのものである。それゆえ、『減損』は『収益性の低下』と同値される。」<sup>30</sup>。基本的には、サービス・ポテンシャルズは、将来予測を行う財務諸表利用者にとっての資産情報として、現在価値で割引かれた将来キャッシュ・フローの価値と結びつくことで バランスシートに計上される、つまり会計の対象とされたのであった。

会計に予測と仮定を大幅に取り入れて、将来キャッシュ・フローを概念的に会計認識対象とすることこそ、減損会計の特徴といえる。従来の少なくとも実現主義と取得原価主義に基づいた会計では、会計の認識対象は、資産、負債および資本の増減をもたらす取引をその認識対象としてきた。報告される財務諸表は、経営の結果であり、経営者の責任を表していた。換言すれば、会計は結果報告であり、予測ではなかったといえる。

わが国、アメリカそれに国際会計の三基準の共通する最大の特徴は、「減損認識のために将来キャッシュ・フローを会計上の対象とすることである。・・・（中略）・・・さらに、その見積もられた将来キャッシュ・フローをリスクや計算技法に係わる仮定を用いて得た割引率を用いて現在価値に引き戻し、それを帳簿価額と比較することである。その結果として、減損損失という名の費用（損失）の早期計上を可能にしている。仮定とか予測とか判断は、『将来キャッシュ・フローの現在価値』の算出を正当化する論理として機能する。ただその論理のあり方に、アメリカ、日本、国際会計基準で若干の違いがあることだと考える。」<sup>31</sup>。

## (2) 減損会計の機能

保有する資産の価値を評価してその変動を利益・損失とみる会計観は、資産・負債アプローチである。そこでは、価値の変動さえ認識できれば、それに伴う純資産の変動が利益に・損失に反映される仕組みになっている。しかし、減損会計は、減損は認識するが、資産価値の増加は認識しない非対称な評価である。現在の簿価を将来のキャッシュ・フローで回収できないという見込みを減損の認識にとっての必要十分条件とするこれまでになかった会計認識を採用する。この点に、減損会計の会計上の特異な機能を見い出さざるを得ない。

前節で述べたように、減損会計の目的は、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供するため、減損資産の価値すなわち回収可能額を適切に測定・開示することにある。そして回収可能額に変化があれば、それを即座に認識することが、有用な会計情報の作成に結びつくと考える。つまり、減損による評価損の発生の確実性よりも、回収可能額の測定と開示の適時性を重視するのである。企業の将来キャッシュ・フローを評価するために財務諸表を利用する投資家にとって有用なのは、減損資産の回収可能額に関する最新情報だと判断したからである。

では投資家に伝達する情報とは、具体的には何であろうか。すでに述べたように、投資資産の場合には、市場の平均的利益を超えて成果を生むと考えたから、投資家は投資をしているのであって、したがって、そこには無形ののれんが含まれている。投資の継続の過程で当初期待した資産の無形ののれんが消滅し、さらにマイナスに転じたことで投資の失敗が減損会計をとおして確かめられるのである。減損会計で計上される減損損失は、企業の経営努力でも回復できない損失であって、取り戻しのできない過剰支出という意味で、その事実が判明した期間の利益から取り除く会計処理であるといえる。経営者が行った投資の失敗を経営者自らは認めがらないので、減損の兆候から認識・測定・開示に至る一連のプロセスを踏ませることで、投資の失敗を投資家に開示させる機能を会計に負わせているといえる。

したがって、「減損会計の導入で、企業が本当に心配しなければならないことは、減損損失の金額だけではない。減損会計の導入後は、企業は、減損という“投資の失敗”について、適時に開示することが求められる。適切な減損処理を怠り、ある時、多額の固定資産除却損を計上すれば、投資家から『なぜ、もっと早く減損処理しなかったのか？（減損を隠していたのではないか？）』といった指摘を受ける」<sup>32</sup>ことになるのである。

このように考えると、減損会計が導入されるという意味は、バランスシートに資産として計上されているからには、常にその収益性、つまり収益貢献度が吟味されるのであり、固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態を表すことになる。

減損会計とは、減価償却資産について行われる臨時償却という会計処理に似ているが、それは、資産の機能的減価に着目した原価配分の手続きであって、減損会計がその資産から生み出される収益性に着目している点で、大きな違いがあるといえる。

減損会計の特徴を実務家の立場で表現すると、次の三点が強調されている<sup>33</sup>。

- ① 経営者の胸の内をあらわにする会計
- ② 赤字プロジェクトの表明を行う会計
- ③ 減損先送りは厳しい追及が待ち受ける会計

このように、減損会計は、実務上は、事業撤退を待たずして事業採算の悪化を表明していく会計であって、これまでの経営者の撤退意思決定に基づいて行っていた会計とは異なり、「将来をどう見ているか」を示していく会計といえる<sup>34</sup>。

#### 4 減損会計の本質

減損会計における減損の発生は、「そもそも投資時点における投資の意思決定の失敗が事後的に確かめられたことであると捉えれば、『減損会計の核心は、事後に判明した投資時の負ののれんを取得原価から取り除く操作』といえるであろう。」<sup>35</sup>。「投資時の意思決定の失敗—負ののれん—が事後的に明確になった時点で認識して、その額を費用として処理するといっても、確認の手続は現時点から将来にわたる収益性—将来キャッシュ・フロー—の予測に依存している。それは会計レベルの問題というよりもまず経営全般に基礎を置き、そこから導き出される将来キャッシュ・フローの予測である」<sup>36</sup>。

減損会計は企業の戦略から導かれた経営計画という基本的な意思決定を基礎としており、それとの関連で当該資産の使用価値が導き出され、減損が認識される手続きである。それだけに、減損の兆候から認識・測定・開示に至る一連のプロセスは、従来の会計処理に比べて、一段と「経営者の判断」が必要になっている。また、減損会計は、減損の認識の是非を決定するための調査、つまり、臨時的な調査ではなく、日常的に減損の兆候テストが行われるべきことを要求してくる。減損会計基準は、経営者にそうした評価（事業計画を継続すべきか、売却すべきか、それとも撤退すべきかを絶えず評価すること）を会計



の視点で臨時的でなく経常的に求めているところに意義がある。

元々、減損会計は、アメリカやEUの内部管理体制やファイナンス理論を反映させたものであり<sup>37</sup>、特に、将来キャッシュ・フローを資本コスト等で割り引いて現在価値を算定することにより、資産評価を行うという考え方がポイントとなっている。そうなると、資産への投資管理体制の整備が不可欠で、具体的には、次のようなPDCAサイクルで行うことになるであろう<sup>38</sup>。

Plan・・・投資案の計画策定（事前評価）

Do・・・投資の実行

Check・・・実行後のモニタリングおよび継続、撤退の決定（事後評価）

Action・・・案件の継続、撤退の実行

ところで、東京証券取引所から改善命令を受けて実施される運びとなった先に述べた大王製紙株式会社の固定資産の減損処理に係る主な手続きは、以下のとおりである。ここで問題としているPDCAサイクルの実践例として参考になる。

- ①当社経理部において、「連結減損会計ガイドライン」に基づき、「重要事項チェックリスト」を使用し、当社及び関係会社全ての固定資産の減損の兆候の有無を確認する。
- ②減損の兆候がある場合には、関係会社は最新の事業計画を当社経理部へ提出する。
- ③当社計画予算部において、「事業計画チェック表」を使用し、当該事業計画の妥当性を検証する。
- ④当社経理分は計画予算部に対し、事業計画の妥当性に関する意見を聴取し、必要に応じて、自らが事業計画の妥当性を検証する。
- ⑤ 当社経理部において、当該事業計画に基づき、減損損失の認識の可否を判定する。
- ⑥減損損失を認識すると判定した資産について、当社経理部において、減損損失を測定し、計上する。

大王製紙株式会社の実例をPDCAサイクルに当てはめると、およそ次のようになる。

①⇒P、②⇒D、③④⑤⇒C、⑥⇒A

この大王製紙株式会社のPDCAサイクルの実践において分かることは、まず、減損の兆候の判定にあたっては、経営環境の著しい悪化等の具体例を列挙した「重要事項チェックリスト」を使用することとし、減損損失の認識の判定の際には、事業計画の妥当性を検証するために計画予算部が実行する「事業計画チェック表」に基づき評価すること等の内容となっていることである。また、この「事業計画チェック表」は、予算計画部にお

いて計画の妥当性が検討されるとともに、最終的には、経理部が予算計画部から妥当性の意見を聴取したのち、経理部自らが計画の妥当性を検証することになっていることに注意が必要である。

ところで、資産を減損処理すれば、バランスシートは身軽になり、減額された帳簿価額に基づいて計算された減価償却費は以前よりも少なくなるために、何をしなくても業績は回復すると考えられる。固定資産そのものに会計処理の原因を求めるのではなく、資産の将来の収益性に着目するという点で、減損会計は、従来のがわが国の会計制度にはなかった新しい会計基準であるが、果たして、これは会計といえるのだろうか。

つまり、減損会計は、期末の決算手続きではなく、日常的な経営管理の一環として行われる。今日の会計は、企業価値を認識する役割をもつといわれている。企業価値とは、企業が将来生み出すキャッシュ・フローの現在価値であり、会社全体の経済的な価値を意味する。投資家の意思決定に有用な会計情報を提供するため、減損資産の価値、すなわち回収可能額を適切に測定し、開示することが求められるためである。そのためには、経営者は常に、減損の兆候テストをモニタリングする必要がある。

このように減損会計をみると、企業が資産を取得する理由は、売却するためではなく、それを利用して市場平均より高い収益を得るためであるので、時価で評価すれば、スクラップ程度の価値しかない資産でも事業で利用すれば、多くのキャッシュ・フローを稼ぐかもしれない。だから、資産の価値は、時価でなく、資産が生み出す将来キャッシュ・フローの合計となるという論拠によって、企業価値を高めるための経営に貢献する会計の姿がみえてくる。換言すれば、投資意思決定（投資プロジェクトの失敗）を支える会計といえるだろう。

しかし、ビッグ・バス効果の危険性を常に孕んでいることを忘れてはならない。多額の減損処理を行っても、減損損失は特別損失（非原価項目）として処理されるため、当期の製造原価が増えることはない。他方、その後の減価償却費は少なくなるので、製造原価は小さくなる。減損処理によって製造原価が小さくなったとしても、それは計算上の見せかけにすぎない。「コスト改善努力が実を結んだ」と勘違いをして製品の販売価格を下げると、投資額の回収は一層難しくなる。製品の販売価格をいくらにすべきか（投資額をいくら回収すべきか）は、経営の問題である。資産を減損処理しても、投資額の回収をあきらめた訳ではないことを肝に銘ずべきである。

減損会計を支える会計理論は、投資家の意思決定のための企業価値を開示すること、ま

さしく情報提供機能の現れといえるであろう。それは利害調整機能を掌る税務会計と比較したとき、その違いが判然とする。税務会計は、企業会計の中で最も基本的で重要な「公正処理基準」として租税法（法人税法 22 条 4 項）が重要視するものを、①資本取引と損益取引の区分、②年度帰属に関連する実現原則、③費用収益対応の原則の三つであるとしている<sup>39</sup>。①は、所得（利益）には課税しても資本には課税しないという資本不課税の原則であり、②は、納税資金や評価の困難性に配慮した所得の期間帰属の原則を述べたものであり、③は、所得課税が期間税であるという点に着目した、費用収益の期間対応を重視した原則と考えることができる。つまり、税務会計は、資本維持と費用収益対応の原則に基づいた実現所得を計算しようという会計である。少なくとも、減損会計の背後にある前提は、税務会計とは大きく異なる。

例えば、法人税法は、原則として、評価損の損金算入をみとめない（法人税法 33 条）が、企業会計における資産の強制評価減又は減損損失の取扱いに準拠するもの（法法 33 ②）と、法律の規定に基づく資産評定額を会計上の資産の取得価額とみなす会社更生法等の規定に準拠するもの（法法 33③）とに区分した上で、損金算入し得る場合を規定している。このうち、法人税法第 33 条第 2 項により損金算入が認められることとなる特定事実としては、資産そのものについて価値の毀損が生じる場合である「物損等の事実」、及び法人について破産の原因となる事実が生じていること等に伴い法的整理手続きが行われ、その法人の有する資産全部について（その法人にとって）回収可能性や経済的な価値の判断が行われることを端緒に評価損の計上を認める「法的整理の事実」があげられている。

企業会計上の減損の兆候が、資産の収益性が当初の予想より低下し、資産の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならない場合を想定して構成されているのに対し、法人税法における物損等の事実は、災害による著しい損傷と同程度ないしはそれに準ずる程度に資産損失を生じさせるような事態を指すものとして限定的に解されている。また、企業会計上の損費処理を前提としたものとして位置づけられるため、損金経理要件が課されている。

このように極めて厳格に、税務会計は減損について厳しい事実認定を重要視していることがわかる。

## 5 小括

「資産とは財産である」という時代は終焉し、「資産はリスクの固まりである」と考え

てよい。また、収益と対応させながら費用化するにあたって、一時的に計上しておく場所  
がバランスシートの資産であるという考え方は、現在では通用しなくなりつつある。収益  
の実現した資産がリスクからの解放ならば、収益性の低下による資産の引き下げは、もは  
や成果を生まないことが確定したという意味での（マイナスの）リスクから解放された部  
分とってよい。

減損会計は、いってみれば、将来費用を上回る収益をもたらさない限り、その費用に資  
産性は付与しないという宣言であろう。わが国企業が戦後一貫して行ってきた規模の拡大  
は、現在ではリスクを多く抱え込む危険な経営とのレッテルが貼られる。「資産は財産で  
はなく、リスクである」。資産をため込むことは、環境変化の激しい状況の中では、企業  
の方向転換のスピードを鈍らすリスクを抱え込むこととなると理解されるのである。不採  
算の資産については、採算時点まで引き下げられて資産計上されているので、安心して現  
在の決算書から将来を予測できる。現在の決算書には、将来の赤字を垂れ流すような膿は  
ない。これを保証してくれる会計ルールが減損会計なのである。

企業を収益性重視の経営に転換させたのは、会計ビッグバンにより導入された時価会計  
や減損会計である。しかし、結果として時価会計に伴う四半期決算制度は経営者を近視眼  
的に変化させ、減損会計はその減損リスクが経営者の投資意欲を削ぎ、会計処理にも予測  
や仮定、それに見積もりの要素を入れその正確性を失わせるなど導入の効果に疑問を抱か  
せる結果となっている。減損リスクを考慮した場合、長期的視野に立てないということが、  
一般的に考えられる。

最後にアメリカ企業の減損会計の実態についての実証結果が、すでに公表されている。  
この主題は、減損の会計基準 SFAS 第 121 号が「財務報告の質をたかめたかどうか」の検  
証にあり、結果は次のようである<sup>40</sup>。

- ① SFAS 第 121 号によって報告された減損は企業の基本的な経済実態を表わしている  
のではなく、減損の実施により一挙に計上してしまうビッグ・バスという報告行動  
と高い相関関係にあること
- ② SFAS 第 121 号制定後においても、経営者は減損処理に関してこれまで以上に弾力  
的な適用が可能となり、機会主義的な報告を行っていること
- ③ 全体的にみて、SFAS 第 121 号による減損の報告は基準導入前に比べて、財務報告  
の質を低下させたこと

この実証研究の結果は、減損会計基準が、基準設定の当初から懸念されていた経営者の

予測・見積もりによって構築され、それらが合理性をもつものとして論理化されることを証明してくれている。取得原価主義の枠内の会計処理だといっても、将来キャッシュ・フローの認識を帳簿価額以下の場合に限定し、評価損の計上のみを認める論理となっている。企業外部の第三者による検証可能性のない測定値（公正価値、使用価値、正味売却価値）により規定される減損会計は、会計情報の信頼性の低下をまねき、予測・見積もりという裁量を手に入れた企業は、その裁量を機会主義的に利用することができるのである。減損会計による未実現損失情報によって、会計の不透明性を高め、会計情報の有用性を低下させていると結論せざるを得ない。

- 
- 1 武田（2008）907 頁。
  - 2 太田（2010）46 頁。
  - 3 日本経済新聞 2012 年 8 月 30 日の記事での住友金属工業の経理部長のコメント参照。
  - 4 これは筆者による推論であるが、当時、住友金属工業と新日本製鉄は統合を控えており、新日鉄も 1,200 億円の減損損失を計上しており、両者の統合後のビッグ・バス効果を狙ったものと考えられる。投資の失敗であるにも拘わらず、特別損失に飛ばすことができ、かつ、その後の営業利益は今まで以上に良く見せることができるからである。
  - 5 今福（2009）68 頁。
  - 6 同上、70 頁。
  - 7 SFAS 第 121 号制定までの財務諸表の目的適合性および比較可能性の低下については、以下「（1）減損と減損会計の必要性」で述べる。
  - 8 本章においては、検証の対象を SFAS 第 144 号でなく、SFAS 第 121 号を中心に考察している。本章で問題とする減損の評価に関しては、新旧とも変わらない（第 2 章 注 5 参照）。したがって、先行研究の須田（1999）が SFAS 第 121 号を基に分析しているので、それにしたがっている。
  - 9 以下、は須田（2001）23 頁－35 頁および大日方（2012）27 頁－36 頁に依拠しながら述べる。ただし、引用等は須田論文によって記述する。
  - 10 須田（2001）32 頁－33 頁。
  - 11 同上、26 頁。

- 
- 12 同上、30 頁。
  - 13 同上、32 頁。具体的には、「資産評価切下げ年度の異常投資収益率と評価損の間には有意な負の相関があり、さらに評価損を計上する 3 年前の投資収益率と評価損が有意に相関していることが判明している。これは、証券市場が資産の減損を事前に予想して株価に織り込んだことを意味している。」という記述になっている。
  - 14 同上、33 頁。
  - 15 同上、29 頁。
  - 16 同上、28-29 頁。
  - 17 同上、33 頁。
  - 18 須田 (1999) 99 頁。
  - 19 須田 (2001) 33-34 頁。
  - 20 米山 (2004) 196 頁。
  - 21 同上、189 頁。
  - 22 須田 (1999) 101 頁。
  - 23 同上、101 頁。
  - 24 同上、103 頁。
  - 25 同上、104 頁。
  - 26 同上、107 頁。
  - 27 米山 (2004) 102 頁。
  - 28 武田 (2008) 941 頁。
  - 29 加藤 (2005) 79 頁-80 頁。
  - 30 武田 (2008) 912 頁。
  - 31 加藤 (2005) 87 頁。
  - 32 ベリングポイント (2005) 「はじめに」を参照。
  - 33 中島 (2009) 127 頁-128 頁。
  - 34 同上、129 頁。
  - 35 今福 (2009) 66 頁および斎藤 (2010) 265 頁。
  - 36 今福 (2009) 66 頁。当然のことであるが、将来キャッシュ・フローの見積もりとは、取締役会の承認を得た中長期計画の前提になった数値であり、経営環境などの企業の外部要因に関する情報等と

---

整合性を保っていることが必要である（山岸（2004）121頁）。

37 例えばファイナンス理論の影響については、篠田（2007）を参照。

38 斎藤（昇）（2004）149頁。

39 金子（2010）131頁。

40 今福（2009）66頁－67頁。なお、わが国における実証研究においても、減損会計のもつ裁量的行動（利益平準化やビッグ・バス）の存在を認める研究がアメリカと同様に多数ある（たとえば、吉田（2008）221頁－229頁、岡崎（2011）87頁－112頁）があるが、これらは、いずれも強制適用（2007年）までのデータに基づく研究である。減損会計の強制的適用後の研究として、胡丹・車戸（2012）がある。）。

## 終章

本論文は、わが国における減損会計制度をアメリカ基準及び国際会計基準との比較を通じて、現代企業会計の特徴を抽出しようと試みたものである。

従来（国際会計基準とのコンバージェンスが叫ばれるまで）、わが国の会計制度は、取得原価主義会計を中心とし、費用および資産の測定は原則として取得原価であった。これに対して、固定資産の減損会計とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とはそのような場合に一定の条件の下で回収可能性を反映させるように当該資産の帳簿価額を減額する会計処理である。その意味で、資産の収益性の上昇は考慮しない非対称の会計制度といえるのである。

そこで、固定資産の減損会計に係わる会計理論は、どのような論理に依拠するのか、また、従来より、わが国の会計制度に存在する減価償却や臨時償却及び臨時損失と減損処理とはどのような関係にあるのかについて確認を行った。さらに、わが国の減損会計の「意見書」の基本とする「投資期間全体を通じた投資額の回収可能性」という基本理念と「減損会計基準」における会計処理の基底にある「将来の稼得しうる投資の成果」のみを考慮するという会計理論とについて検討した。検討するに至った理由は、減損会計は、わが国において「使用価値」や「回収可能価額」という新たな会計概念の具体的な会計基準への適用の先駆けとなった会計基準であり、かかる会計理論を考察することは、現行の会計制度を理解する上でも有益であると考えたからである。

しかしながら、減損会計の研究の成果は、理論研究や実証研究の分野で多数存在し、研究の余地はあまりないようにも思われるが、そのほとんどが、減損会計の認識と評価に関わる研究であるといつてよい。本論文における研究は、減損会計の入り口である「資産のグルーピング」と「減損の兆候テスト」の重要性に着目して、経営者の裁量的会計行動という視点を導入することで、分析を進めた。

先ず第1章では、本章を本論文の予備的考察と位置づけているが、わが国における減損会計の概要とその特徴を考察した。バブル崩壊の影響によって固定資産の価格が長期にわたり著しく低下し、企業は固定資産に多額の含み損を抱えたまま、財務諸表上、固定資産を過大に表示していた状況下で、「会計ビック・バン」の総仕上げとして導入されたのが固定資産の減損会計であった。かかる状況下において、第1に財務諸表の適正な表示という視点、第2に投資家への的確な投資情報の提供という視点、そして第3に国際会計基準



との調和という視点という3つの視点から、わが国において固定資産の減損に係る会計基準を設定することが必要とされたのである。

わが国における固定資産の減損会計は、固定資産に係る収益性の低下により、当初の投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下でその回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であった。「意見書」では投資期間全体を通じた収益性に着目して減損処理を判断しており、この考え方に依拠する減損会計は期間的な投下資本回収余剰計算の思考を基軸とした原価・実現主義による利益計算システム、そしてそれに連動した資産評価システムの枠組みの中で、投資原価の回収可能性の低下を帳簿価額に反映させる会計処理と理解された。したがって、それは資産の時価評価を意図したものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額であった。

他方、「減損会計基準」では、固定資産の減損処理において、将来の稼得しうるキャッシュ・フローのみしか考慮しない。そこでは「意見書」で示されている「投資時点に遡って（投資期間全体を通じて）投資の成果を捉え直す」という考え方が採られてはいなかった。その理由としては、企業に多大な負担を負わせるという実務上の困難性及び実行可能性を考慮した結果と解され、それは会計理論から求められた結果ではなく、あくまで実務上の困難性等を考慮した結果であり、「減損会計基準」における基本理念は、「意見書」における「投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価する」という理念に依拠するものであると考えられた。

第2章では、わが国以外の固定資産の減損会計基準の導入背景及び論理を検討した。アメリカでは、1980年代の固定資産評価切下げを用いた自由裁量による利益平準化及び垢落としての実務、いわゆるビッグ・バスを制限するような形で減損会計基準が導入されており、企業の積極的な事業再編成から減損会計実務が普及し、会計基準設定へと繋がっていった点で、わが国における導入過程とは異なる。他方、国際会計基準は、包括的国際基準としての網羅性を確保するために欠落している基準整備の一環として導入されており、わが国やアメリカのような社会経済的な要請とは異なる背景のもとで導入された基準であった。

SFAS 第144号（アメリカ）、IAS 第36号（国際会計基準）及びわが国の「減損会計基準」のいずれも、決算日に固定資産が減損している可能性を示す兆候がある場合にのみ、当該固定資産に対して減損処理を適用する点で共通していた。その一方で、減損処理を支える基本的な考え方には相違がみられた。SFAS 第144号では、収益力の低下を契機とし

た事実上の再投資（投資の擬制）ないし使途の変更を減損処理の論拠として、減損損失を適正に反映するという損益計算思考の強いものであるのに対し、IAS 第 36 号は帳簿価額の回収可能性が損なわれてしまったこと（「減損資産の企業にとっての価値」）を減損処理の論拠として、固定資産の回収可能価額を適切に反映させるという資産測定思考の強いものとなっていた。他方、わが国の「減損会計基準」の基底にある「意見書」では、投資期間全体を通じた収益性の低下を減損処理の論拠としており、わが国の「減損会計基準」は、SFAS 第 144 号と同様に減損損失を適正に反映するという損益計算思考の強いものとなっていた。こうした違いは主に減損損失の認識基準、減損損失の測定基準及び減損損失の戻入れ基準の違いとなって表れていた。

SFAS 第 144 号では、減損損失の認識基準として割引前将来キャッシュ・フロー、減損損失の測定基準として公正価値を採用していた。また、減損損失の戻入れに関してはこれを禁止していた。IAS 第 36 号は、減損損失の認識基準及び減損損失の測定基準として回収可能価額（正味売却価額と使用価値（割引後将来キャッシュフロー）のいずれか高い方の金額）を採用していた。減損損失の戻入れに関しては、これを減損損失がなかった場合の減価償却控除後の歴史的原価を超えない範囲で認めていた。他方、わが国の「減損会計基準」では、減損の認識基準として割引前将来キャッシュ・フロー、減損の測定基準として回収可能価額を採用していた。また、減損損失の戻入れに関してはこれを行わないことにしていた。わが国の「減損会計基準」は、減損損失の認識及び戻入れでは SFAS 第 144 号と同様であるが、減損損失の測定基準では公正価値ではなく IAS 第 36 号と同様に回収可能価額を用いていた。

SFAS 第 144 号及び IAS 第 36 号は、減損処理において決算日における帳簿価額の回収可能性にのみ着目し、過年度の回収額を考慮しない。この点では、わが国の「減損会計基準」も同様である。しかしながら、わが国の「減損会計基準」の基本理念は、本来、過去の回収額も含めた投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価することであった。したがって、「投資期間全体を通じた投資額の回収可能性」を評価する点、加えて「意見書」における固定資産に係る減損処理の当該基本理念と「減損会計基準」における各会計処理の基底にある「将来の稼得しうる投資の成果」のみ考慮するという考え方の相違が存在する点において、SFAS 第 144 号及び IAS 第 36 号にはみられないわが国独自の減損会計の特徴と解されてよいと考える。

本章の最後では、国際比較を行ったことで判明した減損会計がもたらした会計機能の変

容について、検討した。減損会計への公正価値や現在割引価値会計の導入は、経営者の裁量を増大させることになり、その結果、多くの実証研究がビッグ・バス効果を指摘し、利益調整を行っていることを明らかにしている。情報の信頼性が低下し、目的適合性（レリバンズ）が重要視される一方で、財務報告の信頼性が揺らいでいるのである。減損会計基準の導入により、財務報告が歴史的な原価会計から公正価値会計に近づき、その目的については「利害調整機能」より「情報提供機能」を重視する方向へ変容しつつある状況であるといえるであろう。

第3章では、公正価値や割引現在価値による測定を行なう減損会計基準の導入は、財務報告の目的観を大きく「情報提供機能」に向けたことになるが、これと対立する「利害調整機能」をもって課税所得を算定する法人税法の規定をみることで、減損に対する税務の立場を明確にしている。分析手法は、減損会計における「資産のグルーピング」と税務上の償却資産の適用資産の適用単位との比較や、「減損の兆候テスト」と評価損の損金算入の要件との比較を行って、税務の是認の方が減損会計よりも厳格であることを述べている。

法人税法においては、増加償却、陳腐化償却（平成23年度改正で廃止）、耐用年数の短縮及び資産の評価損の各規定において、それぞれの処理が適用できる場合を限定しているが、法人が、減損損失を計上した場合、その減損損失の原因、つまり減損の兆候が、法人税法上の各規定の要件に該当するか否かが問題となる。かかる対応で問題となるのが、資産評価の規定（法人税法33条）であり、税務は、固定資産の評価損を原則として禁止しており、極めて限定的な事由に該当する場合のみに例外的に認めている。このような観点から、減損会計をみたとき、会計基準の正味売却価額と法人税法上の時価には、ある時点での売却額を意味する点では共通点があるが、使用価値については、法人税法上同じ考え方をとる規定はない。法人税法には、キャッシュ・フローの計算という概念がなく、また将来計算という考え方もないことから、減損会計基準と法人税法には大きな差異が存在する。

したがって、企業会計上、使用価値に基づく減損損失が計上された場合、法人税法上、その減損損失額に対応する金額として資産の評価損の金額を計上することは困難である。

第4章では、経営者の裁量が最も作用する資産のグルーピングについて、グルーピングの設定の方法と減損の兆候をいかに関連づけて認識するかに焦点を当てて、検討している。

そもそも、減損会計の用いるキャッシュ・フローの視点には、予測や見積りの要素が不可欠であり、経営者の裁量の介入は不可欠であるため、そのような裁量の余地のある減損損失を税務が受け入れることは困難といえるだろう。また、同様に、減損会計ではキャ

ッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを構成させるが、どのようにグルーピングを構成するかによって、減損損失の額が変動するので、このような裁量の介入もまた、税務は受け入れることができないのである。

本章では、減損会計のもつ裁量的会計行動を裏付けるために事例研究を行い、減損会計の自己金融機能の一端やグルーピングの方法の変更の実態を明らかにしてきた。

ではどうすれば良いのか。減損会計の導入時のグルーピングを設定する際に、予算管理の単位との関係も考慮すべきである。そこで本論文は、予算と実績の対比によって減損の兆候を認識することは、減損会計の最初の手続きである資産のグルーピングが、とかく減損会計がビッグ・バス効果を狙った利益調整であると指摘されることから解放されるものと期待されると提案するものである。

第5章では、現代企業会計を特徴づける制度としての減損会計について、その中心となる目的、機能および本質について考察して、本論文の締めくくりとしている。つまり、減損会計が持っている減損テストの重要性、情報提供機能を果たす報告会計としての位置づけ、本来有する機能および会計の本質等々を明らかにするものである。

減損会計は企業の戦略から導かれた経営計画という基本的な意思決定を基礎としており、それとの関連で当該資産の使用価値が導き出され、減損が認識される手続きであるだけに、減損の兆候から認識・測定・開示に至る一連のプロセスは、従来の会計処理に比べて、一段と「経営者の判断」が必要になっている。

したがって、減損会計は、減損の認識の是非を決定するための調査、つまり、日常的に減損の兆候テストが行われるべきことを要求してくる。減損会計基準は、経営者にそうした評価（事業計画を継続すべきか、売却すべきか、それとも撤退すべきかを絶えず評価すること）を会計という眼をとおして臨時的でなく経常的に求めているところに意義がある。

減損会計の目的は、投資家の意思決定に有用な会計情報を提供するため、減損資産の価値すなわち回収可能額を適切に測定・開示することにある。では投資家に伝達する情報とは、具体的には何か。投資資産の場合には、市場の平均的利益を超えて成果を生むと考えたから、投資をしているのであって、したがって、そこには無形ののれんが含まれている。投資の継続の過程で当初期待した資産の無形ののれんが消滅し、さらにマイナスに転じたことで投資の失敗が減損会計をとおして確かめられるのである。経営者が行った投資の失敗を経営者自らは認めたがらないので、減損の兆候から認識・測定・開示に至る一連のプロセスを踏ませることで、投資の失敗を投資家に開示しようという機能を会計に負わせてい

るといえる。

実証研究の成果は、減損会計基準が、基準設定の当初から懸念されていた経営者の予測・見積もりによって構築され、それらが合理性をもつものとして論理化されることを証明してくれている。企業外部の第三者による検証可能性のない測定値（公正価値、使用価値、正味売却価値）により規定される減損会計は、会計情報の信頼性の低下をまねき、予測・見積もりという裁量を手に入れた経営者は、その裁量を機会主義的に利用することができるのである。減損会計による未実現損失情報によって、会計の不透明性を高め、会計情報の有用性を低下させていると結論せざるを得ない。

最後に、微力ながらも考えられる本論文の貢献と今後の課題について述べることで、終わりとしたい。

本論文は、先行研究が行われていない「グルーピング」と「減損の兆候」に焦点を当てて検討した結果、最も企業会計が重要視すべき会計情報の信頼性の低下を招き、さらには経営者が裁量的会計行動を採る可能性があることを指摘した。企業会計の目的は、一般に、「測定と伝達」といわれるが、この測定段階での会計情報の認識（計上）と測定（評価）の重要性のために、減損会計の先行研究は減損損失の認識と測定の研究が主となっており、これまで未開拓の状態であった減損会計の「入り口」の研究の重要性を指摘できたことは、幾ばくかの減損会計研究の発展に貢献できたのではないかと考えている。また、今後の課題として、投資の失敗を次期以降に繰り越さずに、フレッシュ・スタートさせる減損会計の特異性をキャッシュ・フロー分析の観点からも、さらに精緻化した分析を行うことで、本論文の正当性を証明したい。

## 参 考 文 献

### 【著書】

- (1) 安藤英義 (2001) 『簿記会計の研究』 中央経済社
- (2) 飯野利夫 (1999) 『財務会計論 (三訂版)』 同文館
- (3) 伊藤邦雄責任編集 (2004) 『時価会計と減損』 中央経済社
- (4) 伊藤邦雄 (2009) 『ゼミナール現代会計入門 (第7版)』 日本経済新聞社
- (5) 今福愛志 (2009) 『企業統治の会計学』 中央経済社
- (6) 梅原秀継 (2001) 『減損会計と公正価値会計』 中央経済社
- (7) ウィリアム・R・スコット著、太田康広・椎葉 淳・西谷順平訳 (2008) 『財務会計の理論と実証』  
中央経済社 William R. Scott (2006) ,*Financial Accounting Theory*  
(4th Edition) Prentice Hall.
- (8) 太田達也 (2008) 『減損会計実務のすべて (第3版)』 税務経理協会
- (9) 太田哲三 (1954) 『固定資産会計 (増補)』 中央経済社
- (10) 奥田義彦編著 (2004) 『法人税基本通達逐条解説 (3訂版)』 税務研究会出版局
- (11) 小澤善哉・橘田万里恵 (2004) 『減損会計適用指針の実務』 東洋経済新報社
- (12) 金子 宏 (2010) 『所得税・法人税の理論と課題』 日本租税研究会
- (13) 河崎照行 (2009) 『スタンダードテキスト 財務会計論I (基本論点編) 第3版』 中央経済社
- (14) 減損会計研究委員会報告 (1998) 『減損会計をめぐる論点』 企業財務制度研究会
- (15) 古賀智敏 (2000) 『価値創造の会計学』 税務経理協会
- (16) 斎藤静樹 (2010) 『会計基準の研究 (増補版)』 中央経済社

- (17) ———編 (2002) 『会計基準の基礎概念』中央経済社
- (18) 斎藤静樹・徳賀芳弘編 (2011) 『企業会計の基礎概念』中央経済社
- (19) 齋藤真哉編著 (2007) 『減損会計の税務論点』中央経済社
- (20) 櫻井通晴 (2012) 『管理会計 (第五版)』同文館
- (21) 佐藤信彦他編 (2009) 『スタンダードテキスト 財務会計論I 第3版』中央経済社
- (22) ———他編 (2009) 『スタンダードテキスト 財務会計論II 第3版』中央経済社
- (23) 新日本有限責任監査法人 (2009) 『完全比較 国際会計基準と日本基準』雄松堂出版
- (24) 杉本徳栄 (2008) 『基本テキスト・シリーズ 国際会計 (改訂版)』同文館出版
- (25) 鈴木竹雄 (1994) 『新版 会社法 (全訂第5版)』弘文堂
- (26) 鈴木竹雄・竹内昭夫 (1987) 『会社法』有斐閣
- (27) 醍醐聰 (2008) 『会計学講義 [第4版]』東京大学出版会
- (28) ———編 (1999) 『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社
- (29) 武田隆二 (2008) 『会計学一般教程 (第7版)』中央経済社
- (30) ——— (2009) 『最新 財務諸表論 (第11版)』中央経済社
- (31) 田中健二他 (2006) 『時価会計と減損 (第2版)』中央経済社
- (32) 辻山栄子編 (2004) 『逐条解説 減損会計基準 (第2版)』中央経済社
- (33) 角ヶ谷典幸 (2009) 『割引現在価値皆生論』森山書店
- (34) 戸田博之他編 (2005) 『20世紀におけるわが国会計学研究の軌跡』白桃書房
- (35) 中島省吾訳編 (1984) 『増訂A.A.A.会計原則』中央経済社
- (36) 中島康晴 (2009) 『時価・減損会計の知識』日本経済新聞社
- (37) 中村忠 (2001) 『新稿 現代会計学 [5訂版]』白桃書房

- (38) 広瀬義州 (2009) 『財務会計 (第9版)』中央経済社
- (39) 藤井秀樹 (1997) 『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店
- (40) ベリングポイント編 (2005) 『減損会計マネジメント』中央経済社
- (41) 宮本匡章・森田哲彌 (2001) 『会計学辞典 (第4版)』中央経済社
- (42) 向伊知郎・友杉芳正・田中弘・佐藤倫正 (2008) 『財務情報の信頼性—会計と監査の挑戦—』税務  
経理協会
- (43) 矢沢惇 (1981) 『企業会計法の理論』有斐閣
- (44) 山本守之 (1983) 『法人税法の考え方・読み方』税務経理協会
- (46) 弥永真生 (2000) 『商法計算規定と企業会計』中央経済社
- (47) 米山正樹 (2003) 『減損会計—配分と評価— (増補版)』森山書店
- (48) ——— (2006) 『減損会計と減損 (第2版)』中央経済社

## 【論文】

- (1) 秋葉賢一 (2004) 「減損損失の認識と測定」辻山栄子編『逐条解説 減損会計基準 (第2版)』中央経  
済社
- (2) 今福愛志・田中健二 (2001) 「減損会計再考—配分思考から減損思考へ」『企業会計』第53巻第5号
- (3) 石川純治 (2001) 「減損会計と利益計算の構造」『企業会計』第53巻第11号
- (4) 岡崎英一 (2011) 「わが国の減損会計処理に関する—考察—減損損失と営業外収益および特別利益  
の関係を巡って—」『福井大学教育科学部紀要』No.2
- (5) ——— (2014) 「我が国の減損会計制度における資産グルーピングに関する—考察—資産グルー  
ピングと利益マネジメントに関する理論的分析を中心として—」『経理研究』57  
巻、中央大学経理研究所



- (6) 岡部孝好 (1998) 「価値損傷損失の会計と日本企業の裁量行動 (一)」『会計』154巻5号
- (7) ——— (2004) 「裁量の会計行動研究における総発生処理高アプローチ」神戸大学大学院経営学研究科『ディスカッション・ペーパー、2004.14』
- (8) 大日方隆 (2012) 「公正価値情報の有用性」大日方隆編著『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬—』中央経済社
- (9) 勝尾裕子 (2000) 「事業資産の評価における見積りの改訂—費用配分と減損処理—」『学習院大学 経済論集』第37巻第2号
- (10) 加藤盛弘 (2005) 「減損会計における将来予測と損失の見積計上」加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』森山書店
- (11) 兼田克幸 (2009) 「企業会計制度と会計基準」『スタンダードテキスト 財務会計論I (基本論点編) 第3版』中央経済社
- (12) 刈屋大輔 (2005) 「物流企業の減損会計攻略法」LOGI-BIZ 2005年3月号
- (13) 河崎照行 (2009) 「資産会計総論」『スタンダードテキスト 財務会計論I (基本論点編) 第3版』中央経済社
- (14) 川村義則 (2001) 「減損会計の特徴と主要問題に関する考察」『早稲田商学部』第391号
- (15) 菊谷正人・依田俊伸・三沢清 (2006) 「固定資産の減損損失と現行税制の課題」『税経通信』第61巻第10号
- (16) 菊谷正人・酒井翔子 (2012) 「有形固定資産に対する減損会計の展開および国際比較—英国における減損会計を中心にして—」『税経通信』第67巻第7号
- (17) 胡 丹・車戸祐介 (2012) 「日本における減損会計に関する実証分析」『会計プロGRESS』第1号
- (18) 斎藤静樹 (2001) 「会計上の評価と事業用資産の減損」『会計』第159巻第4号
- (19) 斎藤 昇 (2004) 「減損会計でせまられる経営判断 社内体制をどう整えるか」『企業会計』第56巻第3号
- (20) 坂本雅士 (2007) 「減損処理に関わる税務上の取扱い—日本の税制を前提として—」 齋藤真哉編著

『減損会計の税務論点』

- (21) 佐藤倫太郎 (2015) 「経営者の会計裁量行動－利益水準が経営者の裁量的会計行動に与える影響に  
ついて－」早稲田大学大学院商学研究科ビジネス専攻プロジェクト研究論文
- (22) 篠田朝也 (2007) 「ファイナンス理論の影響下にあるわが国の会計実務と会計ルールの現状－資本予  
算評価実務と減損会計を素材にした予備的考察－」『彦根論叢』第364号
- (23) 高橋選哉 (2007) 「減損処理と陳腐化償却」 齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』
- (24) 品川芳宣 (2002) 「減損会計基準の設定と税務」『税経通信』第57巻第15号
- (25) 須田一幸 (1999) 「2-3 固定資産における減損の会計」『国際会計基準と日本の企業会計』中央経  
済社
- (26) ——— (2001) 「減損会計の実務と情報内容」『会計プロGRESS』第2号
- (27) 高田正彦 (2013) 「公正価値測定による見積要素の増大と会計観の変容」『経済論究』第145号
- (28) 多賀寿史 (2003) 「固定資産の減損会計に関する一考察」『琉球大学経済研究』第65号
- (29) 田中健二 (2006) 「時価会計・減損会計の浸透」『時価会計と減損 (第2版)』中央経済社
- (30) 野手裕之 (2007) 「資産評価損に関する判例研究」 齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』
- (31) 西田俊之 (2005) 「減損会計の早期適用～資産のグルーピングを中心に、具体的適用について考え  
る～」『JICPAジャーナル』NO.596
- (32) 平松朗 (2004) 「減損会計基準設定の経緯」辻山栄子編『逐条解説 減損会計基準 (第2版)』中央  
経済社
- (33) 藤井秀樹 (2005) 「原価主義会計の現代的展開－減損会計の原価以下主義をめぐって－」戸田博之他  
編『20世紀におけるわが国会計学研究の軌跡』白桃書房
- (34) 藤井 誠 (2007) 「法人税法における評価損と時価概念」 齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』
- (35) 篠原 繁 (2002) 「固定資産の償却と減損」『会計』第162巻第5号
- (36) 武田隆二 (2004a) 「減損会計の基礎構造」『TKC』第376号

- (37) ——— (2004b) 「減損会計の性格と類似概念」 『TKC』 第377号
- (38) ——— (2004c) 「減損会計における『対象資産』と『減損の兆候』」 『TKC』 第378号
- (39) ——— (2004d) 「減損損失認識の判定」 『TKC』 第379号
- (40) ——— (2004e) 「減損損失の測定」 『TKC』 第381号
- (41) ——— (2004f) 「減損処理後の会計処理と開示」 『TKC』 第382号
- (42) 辻山栄子 (2001a) 「会計測定と時価の諸概念」 『COFRIジャーナル』 第42号
- (43) ——— (2001b) 「固定資産の評価」 『企業会計』 第53巻第1号
- (44) ——— (2011) 「資本と利益」 斎藤静樹・徳賀芳弘編『企業会計の基礎概念』中央経済社
- (45) 津守常弘 (2008) 「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」 『企業会計』 第60巻第3号
- (46) 中根茂・坂本眞一郎 (2005) 「減損会計に関する研究」 『宮城大学事業構想学部紀要』 第7号
- (47) 中村泰教 (2007) 「固定資産の減損会計に関する一考察—日本の会計基準の妥当性を中心に—」 『帝京大学大学院経済学年誌』 第15号
- (48) 藤田敬司 (2004) 「固定資産の費用化と評価に関する現代的課題—減価償却制度と減損会計を中心として—」 『立命館経営学』 第43巻第2号
- (49) 山岸 聡 (2004) 「減損会計でせまられる経営判断 経営計画にどう反映させるか」 『企業会計』 第56巻第3号
- (50) 吉田武史 (2005) 「減損にかかる評価差額の財務諸表への表示—減損と臨時償却の比較検討を中心として—」 『商学集志』 第75巻第3号
- (51) ——— (2006) 「減損会計モデルの構造とその意義」 『商学集志』 第76巻第3号
- (52) ——— (2007) 「減損会計基準の設定と経済的背景」 『産業経理』 第67巻第4号
- (53) ——— (2008) 「わが国における減損会計の実態と機能」 『税経通信』 第63巻第4号

- (54) ——— (2015) 「減損会計の将来の方向性とその課題」 『会計・監査ジャーナル』 第721号
- (55) 米山正樹 (2002) 「事業用資産の評価 (1) -原価評価と減損-」 斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』 中央経済社
- (56) ——— (2004) 「固定資産の減損」 伊藤邦雄責任編集『時価会計と減損』 中央経済社

## 【その他】

- (57) 企業会計基準委員会 (2009) 「企業会計基準適用指針第6号・固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
- (58) ——— (2004) 「実務対応報告第14号・固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取扱い」
- (59) ——— (2009) 「企業会計基準第24号・会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
- (60) 企業会計審議会 (1960) 「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」
- (61) ——— (2000) 「固定資産の会計処理に関する論点の整理」
- (62) ——— (2001) 「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」
- (63) ——— (2002a) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」
- (64) ——— (2002b) 「固定資産の減損に係る会計基準」
- (65) ——— (2002c) 「固定資産の減損に係る会計基準注解」
- (66) 企業会計基準委員会 (2009) 「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」
- (67) 金融庁「我が国金融システムの改革－2001年東京市場の再生に向けて」、金融庁ホームページ、  
[http://www.fsa.go.jp/p\\_mof/big-bang/bb7.htm](http://www.fsa.go.jp/p_mof/big-bang/bb7.htm)
- (68) ——— 「企業会計審議会総会 (2004年2月20日開催) 資料3」、金融庁ホームページ、  
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/singi/f-20030220-3/03.pdf>

- (69) 日本公認会計士協会国際委員会訳 (1995) 「財務会計基準書第121号—長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計処理」 日本公認会計士協会
- (70) ——— (2001) 「財務会計基準書第144号—長期性資産の減損又は処分の会計処理」 日本公認会計士協会
- (71) 日本公認会計士協会「第3章国際財務報告基準 (IFRS) への収斂の我が国の対応 02」、日本公認会計協会ホームページ、<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/convergence/chapter03/index02.html>
- (72) ——— (1984) 「監査第一委員会報告第三号・減価償却に関する会計処理及び監査上の取扱い」
- (73) ——— (1979) 「監査第二委員会報告第二号 遊休固定資産の会計処理及び表示と監査上の取扱い」
- (74) IASB [1998, 2004 revised], International Accounting Standard No.36, *Impairment of Assets*.
- (75) FASB [1995], Statement of Financial Accounting Standard No.121, *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and Long-Lived Assets to Be Disposed of*.
- (76) ——— [2001], Statement of Financial Accounting Standard No.144, *Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*.
- (77) IASC [1998], International Accounting Standard No.36, *Impairment of Assets*.
- (78) ——— [1998, 2004 revised], International Accounting Standard No.36, *Impairment of Assets*.
- (79) TAINS (一般社団法人 日税連税法データベース) J65-3-29